

第4次静岡市男女共同参画行動計画等進捗状況調査 報告書

(令和7年度取組実績)

(ページ)

I 進捗状況概要一覧	3～ 14
II 個別事業進捗状況一覧	15～ 42
III 参考資料	43～ 50

I 進捗状況概要一覧

I 進捗状況概要一覧

1 全体の集計結果

A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかった
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標	事業数 (対象年度外を除く)	令和7年度の評価					男女共同参画 の推進に対す る寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的事例
(施策の方向性)		A	B	C	D	－		
【基本目標1】ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進								
(1)ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供	2	2	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.2「各種指標調査の実施」では、本行動計画の推進に係る各種指標の調査・分析を滞りなく行うことができた。
(2)固定的性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実	7	6	1	0	0	1	100%	<B評価の事業> No.9「男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催」では、男性の家事・育児等への参画を促進する講座を実施し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発を図った。一方、実施施設数は計画の10施設に対し6施設にとどまった。
(3)ジェンダー平等に関する国際理解の推進	2	2	0	0	0	1	100%	<A評価の事業> No.12「国際的な情報の収集、提供」では、静岡市女性会館の図書コーナーにおいて、海外の情報を扱った新たな書籍を購入・配架することで、国際的な視点での男女共同参画の情報等を市民に提供できた。
小計	11	10	1	0	0	2	100%	

A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかった
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標		事業数 (対象年度外を除く)	令和7年度の評価					男女共同参画 の推進に対する寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的事例
(施策の方向性)			A	B	C	D	－		
【基本目標2】ジェンダー平等と人権を尊重する教育の実施 重点目標									
(1)幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進	6	5	1	0	0	2	100%	<A評価の事業> No.16「教職員研修の充実」では、初任者研修会で、静岡市女性会館に協力を得て、昨年度のアンケートを生かして改善した動画を基に研修を行った。男女共同参画の知識だけでなく、実践につながる学びも多く、男女共同参画への理解を深めることができた。 <B評価の事業> No.19「中学生を対象とした男女共同参画の啓発」では、新たに作成した啓発カードについて、全中学生への紙媒体での配布ができず、学校出前講座実施校のみでの配布となったため、想定していた配布数を下回った。	
(2)人権の尊重を確保するための広報及び啓発活動の充実	6	6	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> 女性会館主催の、No.23「ジェンダーに関する専門的な学習の機会の提供」では、全講座においてジェンダー課題への気づきがあるように工夫して開催し、「ジェンダー平等」について専門的な講師から解説を行った。	
(3)ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信	5	4	1	0	0	1	100%	<A評価の事業> No.28「男女共同参画の視点に立った公的広報物ガイドラインの庁内周知」では、庁内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内での活用を図ることで、男女共同参画の視点に立った広報物の作成を促した。	
(4)多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実	7	7	0	0	0	3	100%	<A評価の事業> No.37「「性の多様性」に関する啓発の実施」では、性の多様性とLGBTQに係る市政出前講座(3件)を実施した。 加えて、学校出前講座(No.35)でも性の多様性に触れた講義を実施した。	
小計	24	22	2	0	0	6	100%		

A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかった
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標	事業数 (対象年度外を除く)	令和7年度の評価					男女共同参画 の推進に対す る寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的事例
(施策の方向性)		A	B	C	D	－		
【基本目標3】 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 重点目標 ※DV防止兼ねる								
(1)DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備	10	10	0	0	0	2	100%	<A評価の事業> No.47「DV防止に関する講演会等の開催」では、女性へのDV防止啓発講座「家族を悩ますお金と不機嫌モラハラ」、デートDV防止に係る学校出前講座を実施を通し、DV防止やDV被害者とならないための意識啓発ができた。
(2)ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実	4	4	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.44(再掲)「若者を対象としたDV防止対策の実施」では、市内中学校において、人との付き合い方についての出前講座を実施し、受講生徒に対してデートDVを未然に防ぐための意識啓発ができた。
(3)ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備	17	17	0	0	0	4	100%	<A評価の事業> No.65「女性向け相談の実施」では、女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施し(電話相談1,388件、面接相談121件、法律相談89件、同行支援16件、合計1,614件)、家族関係、夫婦の問題その他人間関係など女性の悩みに関する相談に応じ、解決に向け支援することができた。
(4)被害者の安全確保の徹底	7	7	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.66「緊急時における安全確保」や、No.69「住民票の交付等におけるDV等被害者の保護」、No.70「国民健康保険被保険者情報の厳重な管理によるDV等被害者の保護」等により、被害者の安全確保に務めた。
(5)被害者の自立支援の充実	21	18	3	0	0	1	100%	<A評価の事業> No.77「母子生活支援施設等への入所」やNo.79「被害者の子どもに関する就学の支援」等を通し、被害者の安全確保と自立支援に寄与した。
(6)被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化	14	14	0	0	0	1	100%	<A評価の事業> No.87「関係機関によるネットワーク構築」では、警察、静岡県の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体等と必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を検討することができ、ネットワークの強化を図ることができた。
(7)加害者の再発防止と更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化	4	3	0	1	0	0	75%	<A評価の事業> No.92「加害者・被害者対応についての調査・研究」では、庁内職員向けにDVの基礎知識や2次加害を防ぐための講義を実施し、DV被害者・加害者への適切な対応をするための情報提供ができた。 <C評価の事業> No.94「加害者相談機関の情報提供」では、加害者相談を実施している民間団体等のリストを作成し、庁内の女性相談員や女性相談担当職員等への情報共有をすることを予定していたが、リストの作成が完了しなかったため、情報共有が実施できなかった。
小計	77	73	3	1 6	0	8	99%	

A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかった
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標	事業数 (対象年度外を除く)	令和7年度の評価					男女共同参画 の推進に対す る寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的事例
(施策の方向性)		A	B	C	D	－		
【基本目標4】性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障								
(1)性差及びライフステージに応じた健康支援	16	15	1	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.100「妊産婦健康支援事業の実施」やNo.104「各種検診の実施」、No.105「健康づくりに関する講座等の実施」を行い、性差やライフステージにあわせた、適切な健康支援ができた。
(2)セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する教育及び啓発の推進	2	2	0	0	0	1	100%	<A評価の事業> No.35(再掲)「学校向け出前講座による性教育の実施」では市内小・中学校25校に講師を派遣し、自分らしさ・セクシュアリティについて、生徒に考えてもらうきっかけづくりができた。
(3)性に関する相談体制の充実	12	12	0	0	0	2	100%	<A評価の事業> No.114「女性相談・男性相談・にじいろ電話相談の相談員に対する研修の充実」では、各相談員に対する研修や、有識者による実際の事例に関する指導・助言を行い、相談員の技術向上を図った。
小計	30	29	1	0	0	3	100%	

A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかった
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標	事業数 (対象年度外を除く)	令和7年度の評価					男女共同参画 の推進に対する 寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的事例
(施策の方向性)		A	B	C	D	－		
【基本目標5】困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備								
(1)高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援	11	10	1	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.124「障害者就職面接会の開催」やNo.59(再掲)「地域包括支援センターによる総合相談等の実施」を通し、障害のある人の就職に関する支援や、高齢者が抱える問題の解決に向けた支援を実施できた。
(2)ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭等)への支援	4	4	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.129「母子家庭等日常生活支援事業」では、日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対し、支援員を派遣し、子育て支援及び生活支援を行うことができた。
(3)貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援	3	3	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.130「不就労状態にある若者への支援」では、就労に悩みを持つ若年無業者やその保護者を対象に、セミナーや出張相談、心理カウンセリングを実施することにより、就労について個々に様々な困難を抱える人の課題に寄り添う支援を行った。
(4)外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備	4	3	0	1	0	0	75%	<A評価の事業> No.62(再掲)「静岡市多文化共生総合センターの運営」では、外国籍市民等からの生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で行うことで、在住外国人が安心して暮らすための相談窓口を整備することができた。
(5)性的少数者への支援	6	6	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.134「性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」」では、性的マイノリティの方、その家族や周囲の方が気軽に参加できる交流の場を提供し、孤立感の解消等につなげることができた。
小計	28	26	1	1	0	0	96%	

A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかった
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標	事業数 (対象年度外を除く)	令和7年度の評価					男女共同参画 の推進に対する 寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的事例
(施策の方向性)		A	B	C	D	－		
【基本目標6】地域における男女共同参画の実現 重点目標								
(1)地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進	5	5	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.141「男女共同参画を推進する団体の育成と活動支援」では、男女共同参画の実現を目的に活動する団体に男女共同参画に関する講座や講演会の実施を委託し、市民に身近な場での啓発活動が実施できた。
(2)地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進	2	2	0	0	0	1	100%	<A評価の事業> No.144「地域団体役員への男女共同参画への理解促進」では、駿河区・清水区自主防災組織に向けて、「男女共同参画視点の防災」について説明を行うことで、各自治会町内会に対する男女共同参画の意識啓発ができた。
(3)男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進	4	4	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.148「男女共同参画の視点を持った防災や災害復興に関する出前講座等の実施」では、市内在住の女性を対象に「災害とジェンダー」をテーマに講座を行い、過去の災害等を参考に、避難所がかかえる問題を考える機会を提供できた。
(4)男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実	4	4	0	0	0	1	100%	<A評価の事業> No.150「静岡市女性会館における講座・講演会の開催」では、幅広い世代に、時代のニーズに沿ったテーマの講座や講演会等を実施し、男女共同参画の啓発に努めた。
小計	15	15	0	0	0	2	100%	

A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかった
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標	事業数 (対象年度外を除く)	令和7年度の評価					男女共同参画 の推進に対す る寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的事例
(施策の方向性)		A	B	C	D	-		
【基本目標7】 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現 重点目標 ※女性活躍兼ねる								
(1)男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進	2	2	0	0	0	1	100%	<A評価の事業> No.26(再掲)「企業・団体を対象とした出前講座の実施」では、「無意識の思い込みに気づこう」/「多様な性をもっと身近に」をテーマに3団体・参加者364人に講座を実施することで、多くの人が男女共同参画についての理解を深めることができた。
(2)男性の家事・子育て・介護への参画を促進する環境の整備	3	3	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.10(再掲)「男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催」では、小学生の子どもがいる父親を対象として親子で参加する料理教室を開催し、一緒に料理をすることを通じて家庭内で家事を分担することの重要性を普及することができた。
(3)多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実	29	26	3	0	0	4	100%	<A評価の事業> No.157「ファミリー・サポート・センターの運営」では、子どもの一時的な預かりや移動支援などを必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との相互援助を支援を行った結果、年間7,689件の利用があり、共働き家庭などが子育てしやすい環境を支援することができた。
(4)多様で柔軟な働き方の推進	2	2	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.152(再掲)「多様な人材の活躍応援事業所表彰及び取組の見える化」では、表彰企業をモデル企業として好事例を「見える化」し、企業における新たな取組促進や女性をはじめとする多様な人材の就労促進に寄与できた。
小計	36	33	3	0	0	5	100%	

A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかった
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標	事業数 (対象年度外を除く)	令和7年度の評価					男女共同参画の推進に対する寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的事例
(施策の方向性)		A	B	C	D	－		
【基本目標8】労働の場における男女共同参画の実現 ※女性活躍兼ねる								
(1)雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進	1	1	0	0	0	1	100%	<A評価の事業> No.181「男女共同参画推進企業への建設工事に係る入札制度における優遇措置導入の検討」では、男女共同参画の推進に積極的な企業に対する優遇措置を講じたことで、建設業における女性の就職支援ができた。
(2)労働の場におけるハラスメント防止対策の推進	2	2	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.182「労働問題や再就職に関する相談の実施」では、延べ55人を対象に労働相談を行い、市内勤労者等の労働に関する悩みの解決の一助とすることができた。
(3)農林水産業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備	3	3	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.184「地場産業後継者育成事業の実施」では、技術習得から雇用、独立までの各過程を支援を行う制度の利用者のうち、半数以上が女性であり、地域産業における女性の活躍に貢献できた。
(4)非正規雇用労働者の正規への転換等を含めた待遇改善への支援	2	2	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.187「企業等に対するキャリアアップ助成金の周知」やNo.188「非正規雇用労働者に対する法制度に関する周知」では、静岡労働局等との連携により市内企業が活用できる各種施策や法制度について随時周知・情報発信を行った。
(5)女性の就職・再就職・起業への支援	5	5	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.190「女性の就労を支援する学習機会の提供」では、働く若年女性等46人に対し、ファシリテーションや「小1の壁」の乗り越え方について講座を実施したことで、女性のキャリア形成の促進ができた。
(6)労働の場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援	4	4	0	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.193「「ママきらっ☆カフェ」の開催」では、仕事や地域で活躍したい子育て中・育休中のママのために、スキルアップのための講座を実施し、つなげる機会を提供し、子育て中・育休中の女性の社会復帰に向けた動機づけができた。
(7)男性の家事・子育て・介護への参画促進	6	5	1	0	0	0	100%	<A評価の事業> No.195「各種教室・相談の開催」では、育児に男女が参画し、楽しく育児するために育児教室、育児相談、講演会等を実施し、男女で協力し、育児に参画できるよう支援することができた。
小計	23	22	1	0	0	1	100%	

A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、男女共同参画の推進に寄与できた
 B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、男女共同参画の推進に寄与できた
 C:男女共同参画の推進に寄与できなかった
 D:事業未実施
 -:対象年度外

基本目標	事業数 (対象年度外を除く)	令和7年度の評価					男女共同参画 の推進に対する 寄与率 (A,B評価の割合)	施策ごとの具体的事例
(施策の方向性)		A	B	C	D	－		
【基本目標9】政策・方針決定の場への女性の参画拡大								
(1)市における女性職員の積極的登用	3	2	1	0	0	0	100%	＜A評価の事業＞ No.197「女性職員の管理職・監督職への登用促進」では、性別にかかわらず、本人の意欲や能力・適正等を踏まえて女性職員も管理・監督職へ登用した結果、市職員の管理職に占める女性職員の割合(教員除く)が16.2%となった。
(2)市審議会等への女性のさらなる参画促進	2	1	1	0	0	1	100%	＜B評価の事業＞ No.200「市審議会等への女性の参画促進」では、各所属へ女性委員の積極的な登用を働きかけるとともに、女性委員に関する問合せ等に対し委員候補者を紹介するなど、女性委員の登用促進に取り組んだ。その結果、令和7年4月1日時点の審議会等における女性委員登用率は 31.1%となり、前年度から0.2ポイント上昇したものの、計画目標である40%には至らなかった。
(3)事業者における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進	2	2	0	0	0	2	100%	＜A評価の事業＞ No.204「女性の活躍の推進に積極的に取組む企業の認定」では、認定企業による商業施設での展示および販売を行ったことで、より多くの人にPRすることができた
(4)女性の人材を育成する施策の充実	3	3	0	0	0	1	100%	＜A評価の事業＞ No.207「女性学級の開催」では、女性のキャリア形成及び能力発揮に寄与する講座を、各生涯学習施設で実施した。
小計	10	8	2	0	0	4	100%	

◆令和7年度実績

事業延べ件数	285	238	14	2	0	31
実事業数	211	177	11	2	0	21
実施率	98.9% 内、 A評価 93.2 % B評価 5.8 %					

2-（1）事業№200 『令和8年度までに、審議会等委員に女性を40%登用』

① 女性委員の割合

公表年度	静岡市		参考		
			政令指定都市	国	
	割合	調査日		割合	基準日
平成17年度	24.4%	H17.4.1	28.2%	30.9%	H17.9.30
平成18年度	25.4%	H18.4.1	0.0%	31.3%	H18.9.30
平成19年度	25.6%	H19.4.1	29.7%	32.3%	H19.9.30
平成20年度	27.3%	H20.4.1	0.0%	32.4%	H20.9.30
平成21年度	28.1%	H21.4.1	31.9%	33.2%	H21.9.30
平成22年度	30.4%	H22.4.1	32.4%	33.8%	H22.9.30
平成23年度	31.7%	H23.4.1	32.5%	33.2%	H23.9.30
平成24年度	32.7%	H24.4.1	33.0%	32.9%	H24.9.30
平成25年度	31.7%	H25.4.1	33.3%	34.2%	H25.9.30
平成26年度	33.0%	H26.4.1	33.4%	35.4%	H26.9.30
平成27年度	31.5%	H27.4.1	33.7%	36.7%	H27.9.30
平成28年度	32.7%	H28.4.1	34.7%	37.1%	H28.9.30
平成29年度	32.4%	H29.4.1	35.3%	37.4%	H29.9.30
平成30年度	31.4%	H30.4.1	35.3%	37.6%	H30.9.30
令和元年度	31.4%	H31.4.1	35.4%	39.6%	R1.9.30
令和2年度	30.4%	R2.4.1	34.9%	40.7%	R2.9.30
令和3年度	29.8%	R3.4.1	35.0%	42.3%	R3.9.30
令和4年度	29.5%	R4.4.1	35.9%	43.0%	R4.9.30
令和5年度	30.2%	R5.4.1	36.2%	42.1%	R5.9.30
令和6年度	30.9%	R6.4.1	36.5%	42.0%	R6.9.30
令和7年度	31.1%	R7.4.1	37.2%	42.9%	R7.9.30

② 女性委員のいない審議会の割合

公表年度	静岡市			参考		
				政令指定都市平均	国	
	割合	審議会数	調査日		割合	基準日
平成17年度	17.9%	19/106	H17.4.1	14.7%	1.0%	H17.9.30
平成18年度	15.7%	17/108	H18.4.1	13.0%	0.9%	H18.9.30
平成19年度	13.5%	14/104	H19.4.1	11.3%	1.8%	H19.9.30
平成20年度	15.5%	15/97	H20.4.1	10.5%	1.8%	H20.9.30
平成21年度	13.2%	12/91	H21.4.1	8.0%	2.8%	H21.9.30
平成22年度	9.1%	8/88	H22.4.1	6.5%	2.9%	H22.9.30
平成23年度	8.6%	7/81	H23.4.1	6.5%	2.8%	H23.9.30
平成24年度	7.6%	7/92	H24.4.1	7.3%	2.8%	H24.9.30
平成25年度	8.2%	7/85	H25.4.1	9.8%	2.7%	H25.9.30
平成26年度	9.2%	9/98	H26.4.1	9.5%	1.7%	H26.9.30
平成27年度	12.6%	12/95	H27.4.1	10.1%	1.7%	H27.9.30
平成29年度	8.3%	8/96	H29.4.1	7.9%	3.3%	H29.9.30
平成30年度	12.6%	15/119	H30.4.1	7.7%	2.5%	H30.9.30
令和元年度	12.0%	15/125	H31.4.1	5.3%	1.6%	R1.9.30
令和2年度	11.1%	13/117	R2.4.1	4.5%	2.4%	R2.9.30
令和3年度	9.6%	12/125	R3.4.1	4.6%	0.0%	R3.9.30
令和4年度	11.5%	15/131	R4.4.1	4.9%	0.8%	R4.9.30
令和5年度	10.5%	14/133	R5.4.1	6.0%	0.0%	R5.9.30
令和6年度	10.5%	14/133	R6.4.1	3.8%	1.6%	R6.9.30
令和7年度	10.0%	13/130	R7.4.1	4.1%	1.6%	R7.9.30

※1 政令指定都市の出典は、大都市男女共同参画行政主管者会議（H25～27）、H28～30及びH24年度以前は『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）』（H28～30、H24以前）による。個々の政令指定都市の調査日は不統一である。

※2 国の出典は、『国の審議会等における女性委員の参画状況調べ』（内閣府）による。

2-(2) 静岡市審議会等女性委員登用率

令和8年4月1日現在

審議会等登用状況 局別集計一覧

局部名	審議会数	うち女性委員不在の審議会数	男性委員(人)	女性委員(人)	委員合計(人)	女性登用率	前回調査(R7.4.1)	増減
危機管理局	2	0	67	15	82	18.3%	17.1%	↗
総務局	8	2	27	15	42	35.7%	35.1%	↗
総合政策局	1	0	7	3	10	30.0%	50.0%	↘
財政局	2	0	15	3	18	16.7%	40.0%	↘
観光文化・市民局	18	1	104	63	167	37.7%	38.8%	↘
環境局	11	1	93	25	118	21.2%	21.3%	↘
保健福祉長寿局	44	2	469	250	719	34.8%	33.4%	↗
子ども未来局	4	0	14	16	30	53.3%	56.3%	↘
経済局	15	3	102	28	130	21.5%	21.9%	↘
都市局	18	2	133	42	175	24.0%	23.3%	↗
建設局	1	0	5	1	6	16.7%	16.7%	→
消防局	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	—
上下水道局	1	0	6	5	11	45.5%	45.5%	→
教育委員会事務局	9	1	41	31	72	43.1%	39.0%	↗
合計	134	12	1,083	497	1,580	31.5%	31.1%	↗

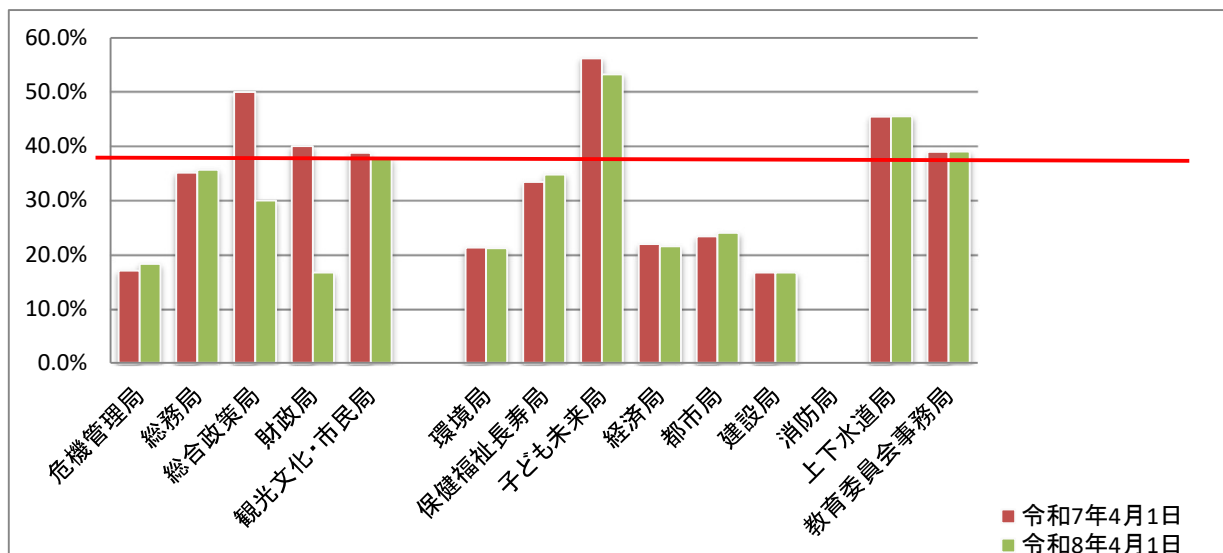
※調査基準日において、未組織・休止中(22件)の審議会等は除く。

未組織・休止中…

静岡市行財政改革推進審議会、静岡市特別職報酬等審議会、静岡市サッカースタジアムを活かしたまちづくり検討委員会、静岡競輪開催業務等一括委託業者選定審査委員会、静岡市芸術文化奨励賞審査委員会、静岡市美術品等審査委員会、静岡市災害弔慰金等支給審査委員会、静岡市女性活躍ブランド認定審査委員会、静岡市森林整備計画策定委員会、静岡市障害者福祉施設等整備運営事業者選考委員会、静岡市特別養護老人ホーム整備運営事業者選考委員会、静岡市終活支援研究会、静岡市清水地域医療体制協議会、静岡市立東豊田中央こども園の移管先の選考にかかる委員会、静岡市地域産業振興ブランド認証専門委員会、静岡市働き方改革に資する企業表彰選考委員会、静岡市東静岡地区まちづくり協議会、静岡市都市景観表彰選考委員会、静岡市みどりの基本計画改定専門委員会、静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事プロポーザル審査会、静岡市道の駅整備検討委員会、静岡市消防審議会、静岡市立の高等学校の在り方検討委員会

調査対象外…… 静岡市交通安全対策会議

※女性委員不在の審議会 全134件中12件 割合:9.0% (前年4月1日 9.8%)



Ⅱ 個別事業進捗状況一覧

「第4次静岡市男女共同参画行動計画」令和7年度事業実績、令和8年度実施計画

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										

(基本理念)一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会

(8年後の目指す姿)ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる静岡(まち)

社会制度・慣行の見直し

基本目標1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進

(1) ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供

1	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女の平等感やDV、性の多様性などに関する市民意識調査を定期的に実施します。				● (18歳～)	●	●	●	今後の施策推進の基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、結果を公表する。	1,300	男女共同参画に係る様々な施策の基礎資料とするため、市民意識調査を実施した。	985	A	調査を通じて、男女共同参画に関する市民意識を把握したことで、今後の施策検討に反映することができたため。	実施なし	—		社会的包摂推進課
2	各種指標調査の実施	本行動計画の推進に必要なデータの調査・分析を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	関係団体と連携し、必要なデータの抽出・まとめ作業を行う。	—	必要なデータの抽出・まとめを行った。	—	A	滞りなく調査・分析を行うことができた。	関係団体と連携し、必要なデータの抽出・まとめ作業を行う。	—	—	社会的包摂推進課

(2) 固定的性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実

3	ジェンダー平等に関する法令の普及啓発	静岡市男女共同参画推進条例や、男女共同参画社会基本法など、各種法制度の普及啓発を行います。		●	●	●	●	●	●	様々な機会をとらえ、第4次男女共同参画行動計画概要版を配布し、男女共同参画推進条例などの男女共同参画の理念の普及啓発を図る。(R7は男女共同参画週間の庁舎1Fでの展示はなし)	—	商業施設で実施した女子きら商品の展示・販売会、男女共同参画に関するパネル展示を行った。	No.189に含む	A	女子きらっ☆ブランド商品の展示・販売会の来場者に対して、男女共同参画の基本的な考え方を周知することができたため。	様々な機会をとらえ、男女共同参画推進条例や行動計画などの男女共同参画の理念の普及啓発を図る。	—	—	社会的包摂推進課
4	情報誌の発行によるジェンダー平等の啓発	男女共同参画情報誌Pas à pas(パザパ)の発行等により、市民に広く男女共同参画についての啓発を行います。		●	●	●	●	●	●	実施予定なし	0	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課
5	男女共同参画に関する情報発信を行うグループの育成・支援	男女共同参画に関して情報発信するグループの育成や支援を行います。						●	●	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	826	男女共同参画の実現を目的に活動する団体に男女共同参画に関係する講座や講演会の実施を委託した。(講座・講演会の開催12回、延参加者数604人)	725	A	各女性団体に講座等の開催を委託することで、市民に身近な場での啓発活動が実施できた。	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	746	—	社会的包摂推進課
6	ジェンダー平等の視点を持った書籍・資料等の紹介	ジェンダー平等の視点を持った書籍や資料等を広く市民に紹介します。	●	●	●	●	●	●	●	女性会館事業：女性会館が各所からジェンダー平等に係る情報を収集し、関連した書籍や情報を女性会館内や市内図書館にて紹介・展示する。	指定管理料に含む	女性会館の図書コーナーで毎月異なったテーマで蔵書を展示した。また市立こども園、小中学校に、保育者、教員向けのジェンダー理解に役立つブックリストを送付した。	指定管理料に含む	A	展示を通じ、男女共同参画の意識向上につながる書籍等に関心を持ってもらうことができた。またブックリストの配布を通じ、保育、教育の現場で必要となるジェンダー視点等について啓発することができた。	女性会館事業：女性会館が各所からジェンダー平等に係る情報を収集し、関連した書籍や情報を女性会館内や市内図書館にて紹介・展示する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
7	ジェンダー平等の視点を持った絵本や図書等の紹介	男女共同参画の視点を持った絵本や図書等を広く市民に紹介します。	●	●	●	●	●	●	●	全館で男女共同参画に関する自館所蔵の図書や、啓発ポスター・パンフレットを展示する。	—	全館で男女共同参画に関する自館所蔵の図書や、啓発ポスター・パンフレットを展示した。	—	A	男女共同参画について広く啓発することができた。	全館で男女共同参画に関する自館所蔵の図書や、啓発ポスター・パンフレットを展示する。	—	関連書籍の貸出につながるよう、図書館公式X等で広報を行う。	中央図書館
8	固定的な性別役割から脱却するための講座の開催	固定的な性別役割から脱却するための講座の開催します。						●	●	女性会館主催事業：男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	指定管理料に含む	聖光学院高校2年生を対象に「アンコンシャスバイアスを知ろう！気づこう！」の講座を開催(参加者90人)した。	指定管理料に含む	A	男性向けの講座を実施したことで、男性の家事・育児・介護への参加促進に寄与した。	女性会館主催事業：男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
9	男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催	男性のための家事・育児・介護等の実践講座を開催します。						●	●	生涯学習施設において、男性のための家事・育児・介護の講座を37施設中10施設で実施(直近3年の実績を3で割った平均値)	指定管理料の一部	37施設中6施設で開催した。男性向けの料理講座や、子育て講座など幅広い方法で男性の家事・育児参加を促す講座を開催した。	指定管理者の一部	B	男性の家事育児の参加を促す講座を各施設で実施したことにより、男女協働参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現に寄与した。	生涯学習施設において、男性のための家事・育児・介護の講座を37施設中9施設で実施(直近3年の実績を3で割った平均値)	指定管理料の一部	男性の家事・育児・介護を推進するための講座を今後も積極的に実施していく。	生涯学習推進課
10	男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催	男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催します。						●	●	男性に対する家事・育児・介護等への参画を促進するための講座を市民向けに実施するとともに、静岡市に女性が活躍できる企業が多くあることのPRを実施するために、女性活躍ブランドのPRイベントを開催する。	60	小学生の子どもがいる父親を対象として親子で参加する料理教室を開催し、一緒に料理をすることを通じて家庭内で家事を分担することの重要性を普及した。(参加人数：31人)	87	A	メインターゲットとなる子どもを持つ父親に対し、家庭内における家事シェアの重要性を普及でき、参加者の83%がイベントを通じて、これからの自分の行動を変えようと思ったと回答したため。	女性会館で実施している指定管理事業で、類似的男性向け講座を実施していることから、令和8年度意向は指定管理事業の中で実施することとする。	指定管理料の一部	事業が重複し、参加者が分散してしまわないよう、指定管理事業に集約する。	社会的包摂推進課

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課	
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上											
	(3)ジェンダー平等に関する国際理解の推進																				
	11	国際的な情報の収集、提供	海外の情報や外国を紹介した雑誌、新聞など諸外国の情報が得られる図書資料などを収集し、提供します。	●	●	●	●	●	●	●	女性会館図書コーナーで、海外の情報を扱った図書を購入・配架するほか、新聞記事のクリッピングを行い、情報提供する。	—	女性会館図書コーナーで、海外の情報を扱った図書を購入・配架したほか、新聞記事のクリッピングを行い、情報提供した。	—	A	海外の情報を扱った新たな書籍を購入・配架し、国際的な視点での男女共同参画の情報等を市民に提供できた。	女性会館図書コーナーで、海外の情報を扱った図書を購入・配架するほか、新聞記事のクリッピングを行い、情報提供する。	—	—	社会的包摂推進課	
	12	国際的な情報の収集、提供	海外の情報や外国を紹介した雑誌、新聞など諸外国の情報が得られる図書資料などを収集し、提供します。	●	●	●	●	●	●	●	諸外国の情報が得られる図書資料や外国語資料などを収集、提供。	800	諸外国の情報が得られる図書資料や外国語資料などを収集、提供した。(決済額は御幸町図書館での外国語図書資料の購入額)	740	A	諸外国の情報が得られる図書資料や外国語資料などを収集、提供した。団体貸出での需要や外国人読み聞かせボランティアの言語を考慮し、多言語にわたる資料の収集を行った。	諸外国の情報が得られる図書資料や外国語資料などを収集、提供。	800	幅広い言語の資料の収集に努める。	中央図書館	
	13	ジェンダー問題に関する国際的な動向の学習機会の提供	ジェンダー問題を国際的な視点から見つめ直すため、国連や各国の動き等国際的な動きについての学習機会を設けます。		●	●	●	●	●	●	実施予定なし	—	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課	
	基本目標2 ジェンダー平等と人権を尊重する教育の実施																				
	(1) 幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進																				
	14	保育教諭に対する研修の充実	保育教諭に対して男女共同参画に関わる研修を行うことで、幼少期からのジェンダー平等に関する教育の推進を図る。					●	●	●	R7実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課	
	15	保育教諭に対する研修の充実	各種研修会において、男女共同参画の考えを推進します。					●	●		初任者研修において「倫理研修」実施する。	—	初任者研修において「人権教育」の講義を実施した。	—	A	計画どおり実施し、研修においてインクルーシブ教育についての啓蒙や男女共に働きやすい職場を推進した。	初任者研修において「人権教育」の講義を実施する。	—	より専門的な内容になるように講師依頼	幼児教育・保育支援課	
	16	教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」や、「性の多様性」等に関する内容を盛り込みます。					●	●		・初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。	—	・初任者研修会にて、「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施した。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施した。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施した。	—	A	・初任者研修会では、静岡市女性会館に協力を得て、昨年度のアンケートを生かして改善した動画を基に研修を行った。男女共同参画の知識だけでなく、実践につながる学びも多く、男女共同参画への理解を深めることができた。 ・道徳教育推進教師研修会にて、学校教育課の指導主事が「学校における人権教育の充実について」の講義を行い、教職員の人権意識の向上を図った。 ・性の多様性研修を行うことで、LGBTQへの理解を深めるとともに、悩みを抱える子供への対応方法なども具体的に考えることができる研修会となった。	・初任者研修会にて「人権教育の理解」についてのオンデマンド動画の視聴を通して、「人権意識の向上」「性の多様性」等に関する研修を実施する。 ・道徳教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。	—	それぞれの研修会にてアンケートを実施予定である。そのアンケートの内容をもとに、講師と相談し、現場に即した研修になるよう、より効果的な研修になるよう、改善していく。	教育センター	
	17	小中学校教員に対する研修の充実	各種研修会において、ジェンダー平等及び人権の尊重の考えを推進します。					●	●		実施予定なし	—	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課	
18	国際理解・多文化理解を深める講座の開催	国際理解や多文化共生理解を深めるための講座や国際交流活動を実施する。	●	●				●	●	認定こども園や小学校で国際理解講座を実施する。	7	こども園や生涯学習施設等で 108回講座を実施した。受講後のアンケートでは、満足度が100%であった。	0	A	計画どおり実施し国際理解や多文化共生に興味を持つきっかけを提供することができた。	認定こども園や小学校で国際理解講座を実施する。	6	引き続き国際理解や多文化共生理解を深めるための講座や国際交流活動を実施する。	社会的包摂推進課		
19	中学生を対象とした男女共同参画の啓発	中学生向けの男女共同参画副教材を作成し、各学校での活用を促します。			●					中学生向けの男女共同参画副教材ではなく、各種相談窓口等を掲載した啓発カードを作成し、中学校出前講座等とあわせて配布する。	159	中学生向けの男女共同参画副教材を7,000部作成し、各学校(市立中学、国・県・私立中学)に配付した。	66	B	各生徒へ紙媒体で配布する方法がなく、学校出前講座実施校のみに配布することになり、想定より配布数が少なかったため。	中学生向けの男女共同参画副教材ではなく、各種相談窓口等を掲載した啓発物(データ版)を作成し各校へ配布する。	100	—	社会的包摂推進課		
20	自立を育む職場体験学習推進事業	職場体験学習の実施にあたり、性別にとらわれず、自分のなりたい姿を描けるように男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を行います。		●	●					自立を育む職場体験学習推進事業を実施する。 キャリア教育推進についての内容周知を行う。	76	市立の全中学校で、学校の実情に合わせて、職場体験学習を行った。市立の全小中学校のキャリア教育を推進することができた。	70	A	職業によって男女を決めることなく、子どもたちが選ぶことを大切に体験場所を決定することができた。	自立を育む職場体験学習推進事業を実施する。 キャリア教育推進についての内容周知を行う。	76	男女共同参画の観点を踏まえたキャリア教育の推進に向け、各小中学校のキャリア教育担当者に研修を行う。	学校教育課		
21	園児の保護者に対する啓発	園児児童生徒の保護者に対する男女共同参画に関する啓発を行い、幼少期からのジェンダー平等の教育の推進を図る。					●	●	●	静岡市女性会館図書コーナー等にて、親子向けに男女共同参画に関する絵本の読み聞かせを実施する。(毎月1回)	指定管理料に含む	静岡市女性会館図書コーナー等にて、親子向けに男女共同参画に関する絵本の読み聞かせを実施した。(全12回93名参加)	指定管理料に含む	A	親子向けの絵本の読み聞かせを実施したことで、幼少期からのジェンダー平等の教育の推進に寄与した。	静岡市女性会館図書コーナー等にて、親子向けに男女共同参画に関する絵本の読み聞かせを実施する。(毎月1回)	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課		
(2) 人権の尊重を確保するための広報及び啓発活動の充実																					
22	人権の尊重に関する啓発活動の実施	人権の尊重をテーマとした各種啓発活動を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	人権サッカー教室、スタジアム啓発、人権フェスティバルを各1回実施し、市民の人権意識向上を図る。	2,365	人権サッカー教室、スタジアム啓発、人権フェスティバルを各1回実施した。	2,200	A	啓発活動を通して、市民の人権意識向上を図ることができたため。	人権サッカー教室、スタジアム啓発、人権フェスティバルを各1回実施し、市民の人権意識向上を図る。	2,200	—	社会的包摂推進課		

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額(千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額(千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	23	ジェンダーに関する専門的な学習の機会の提供	様々な社会的課題とジェンダー視点でとらえた機会を提供します。				●	●	●	●	全講座においてジェンダー課題への気づきや解決の糸口を見つけることができるように工夫し開催する。	指定管理料に含む	全講座においてジェンダー課題への気づきや解決の糸口を見つけることができるように工夫し開催した。	指定管理料に含む	A	全講座においてジェンダー課題への気づきがあるように工夫して開催し、「ジェンダー平等」について専門的な講師から解説を行った。	全講座においてジェンダー課題への気づきや解決の糸口を見つけることができるように工夫し開催する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
	24	道徳教育の充実	「しずおか学—BOOK(マナーブック)」等を活用することにより、静岡市民として必要な道徳的資質の基盤を育てます。		●	●					「しずおか学—BOOK(マナーブック)」のデータを、学習用端末に格納し、昨年度までと同様、小学校5年生から中学校3年生までに、学校の授業のみならず、家庭等でも活用していく。道徳教育推進教師研修会において、具体的な活用例を紹介し、活用に勧める。		「しずおか学—BOOK(マナーブック)」に市全体で50.8%の活用率であった。道徳科の授業だけでなく、学活の時間での活用、社会科見学や職場体験事前指導等での活用が見られた。		A	「しずおか学—BOOK(マナーブック)」は、「自分を見つめよう」「自分を広げよう」「市民として誇りをもとう」の章で構成されている。それらを通して、自分や地域への関わり方や相手へのマナーの心を考えるきっかけになったため。	「しずおか学—BOOK(マナーブック)」のデータを、学習用端末に格納し、昨年度までと同様、小学校5年生から中学校3年生までに、学校の授業のみならず、家庭等でも活用していく。道徳教育推進教師研修会において、具体的な活用例を紹介し、活用に勧める。		「しずおか学—BOOK(マナーブック)」に市全体の活用率を55%にする。資料データの格納場所を周知し、データ活用を推進する。また、活用例を研修会等で紹介する。	教育センター
	25	生涯学習施設等における啓発講座の開催	生涯学習施設等と連携し男女共同参画社会の意識づくりのための啓発的な講座を開催します。						●	●	●	— (No 141に含む)	男女共同参画の実現を目的に活動する団体に男女共同参画に関係する講座や講演会の実施を委託した。(講座・講演会の開催12回、延参加者数604人)	—	A	各女性団体に講座等の開催を委託することで、市民に身近な場での啓発活動が実施できた。	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	— (No 141に含む)	—	社会的包摂推進課
	26	企業・団体を対象とした出前講座の実施	企業・団体等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるための出前講座を実施します。		●	●	●	●	●	●	広報紙や市HPで市政出前講座について募集し、希望する企業・団体に対し出前講座を実施する。	—	申込みのあった団体(3団体、参加者364人)に対し、出前講座を実施した。(テーマ「無意識の思い込みに気づこう」/「多様な性をもっと身近に」)	0	A	令和6年度と比較して実施件数は減ったが、1団体ごとに講座の目的をヒアリングし、団体ごとの希望に沿った内容で講座を実施することで、より男女共同参画に対する理料いを深めてもらうことができたため。	市政出前講座を5件実施する。	0	昨年度から開始した「無意識の思い込みに気づこう」の講座申込数が少ないため、アンコンシャスバイアスの解消の重要性について広報を行う。	社会的包摂推進課
	27	多文化共生啓発事業	静岡市多文化共生のまち推進事業の理念を啓発し、多文化共生のまち実現に向けた市民意識の向上を図る。	●	●	●	●	●	●	●	関係各所と連携により多文化共生の推進を行う。	0	高等学校の「総合的な探求の時間」に、市内の大学や日本語学校の留学生とやさしい日本語ボランティア団体が参加し、静岡市の外国人住民の状況や多文化共生の取組、やさしい日本語についての講義や、高校生と留学生とのディスカッションを行った。	0	A	計画どおり実施し、多文化共生のまち実現に向けた市民意識の向上を図ることができた。	関係各所と連携により多文化共生の推進を行う。	0	引き続き多文化共生のまち実現に向けた市民意識の向上を図るために、各種団体との協働を図る。	社会的包摂推進課
(3)ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信																				
	28	男女共同参画の視点に立った公的広報物ガイドラインの庁内周知	男女共同参画の視点に立った公的広報物ガイドラインを庁内に周知するとともに、適宜見直しを行います。		●	●	●	●	●	●	庁内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内での活用を図る。	0	庁内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内での活用を図ることができた。	—	A	庁内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内での活用を図ることで、男女共同参画の視点に立った広報物の作成を促した。	庁内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内での活用を図る。	0	—	社会的包摂推進課
	29	男女共同参画の視点に配慮した広報紙の作成	広報紙「広報しずおか」について、男女共同参画の視点に立った紙面作成を行います。	●	●	●	●	●	●	●	・継続して、男女共同参画の視点から、広報紙の紙面を制作する。 ・男女共同参画等の推進月間などに合わせ、市民への周知するため枠記事等で広報紙に掲載する。	50,144	広報紙の紙面作成においてイラストや写真など、男女共同参画に配慮した。また、R7年6月に男女共同参画週間について、11月も「女性に対する暴力をなくす運動」を枠記事で掲載。8・12月はパートナーシップ宣言の休日受付について、お知らせ記事で紹介した。その他、男女共同参画関連の講座等についても随時掲載した。	41,340	A	男女共同参画の視点に立ち、紙面を制作した。ジェンダー平等に関する複数の事業を特集して掲載することで、市民に効果的に啓発できたため。	・継続して、男女共同参画の視点から、広報紙の紙面を制作する。 ・男女共同参画等の推進月間などに合わせ、市民への周知するため枠記事等で広報紙に掲載する。	49,847	—	広報課
	30	各種報道機関を通じた男女の人権尊重に関する積極的な情報提供	男女の人権尊重について、新聞、テレビなどのマスコミを通じて積極的に情報発信を行います。		●	●	●	●	●	●	啓発講座やイベントの開催、審議会の際などに積極的に報道提供を行う。	—	庁内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内での活用を図ることができた。	—	A	庁内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内での活用を図ることで、男女共同参画の視点に立った広報物の作成を促した。	庁内掲示版に公的広報物ガイドラインを掲示し、庁内での活用を図る。	0	—	社会的包摂推進課
	31	メディア・リテラシーをテーマとした講演会等の開催	メディア・リテラシーをテーマにした講演会等を開催します。				●				実施予定なし	—	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課
	32	青少年に対するメディア・リテラシー教育の実施	青少年に対して、携帯電話やインターネットの安全・安心な利用に関する啓発を行います。		●	●	●	●	●	●	・啓発リーフレット配布 ・各地区や学校でのインターネット等安全・安心利用研修開催の助成	556	・7月、11月及び2月に啓発リーフレットを作成、小・中学校の保護者へ電子配信した。 ・インターネット等安全・安心利用研修開催の助成は2団体計3回実施した。	254	B	・7月、11月及び2月に啓発リーフレットを作成、計48,600枚配布した。 ・インターネット等安全・安心利用研修開催の助成は13団体計15回実施した。	・啓発リーフレット配布 ・各地区や学校でのインターネット等安全・安心利用研修開催の助成	0	本事業の第4次静岡市男女共同参画行動計画に係る位置づけについて、整理を行う。	こども若者応援課
	33	市職員への研修の実施	市職員を対象として男女共同参画についての研修を実施します。					●	●	●	市職員及び庁外の女性支援員を対象とし、DVIに関する研修を実施する。	70	DV被害者対応を内容とした被害者対応研修を実施し、83人が参加。	70	A	DVIについての基礎知識、被害者等への二次被害の防止や適切な対応、DV防止法改正等について学ぶことができた。	市職員及び庁外の女性支援員を対象とし、DVIに関する研修を実施する。	100	—	社会的包摂推進課
	(4)多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実																			
	34	保護者に対する啓発	児童生徒の保護者に対して多様な性のあり方に関する啓発を行います。					●	●	●	学校向け出前講座において保護者参観を受け入れる。	No.35に含む	学校向け男女共同参画出前講座開催申込用紙に、児童生徒だけでなく保護者参観につながるよう記載欄を設けた結果、計49名の参観申込があった。	No.35に含む	A	児童生徒だけでなく、その保護者にも多様な性のあり方に関する理解を促すことができた。	学校向け出前講座において保護者参観を受け入れる。	No.35に含む	—	社会的包摂推進課

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課	
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上											
	35	学校向け出前講座による性教育の実施	性教育に関する学校向けの出前講座を開催します。	●	●						市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	312	市内小・中学校25校で出前講座(小学生テーマ:誰もが自分らしく輝くために、中学生テーマ:豊かなセクシュアリティ)を実施し、小学生457人、中学生2,130人が受講した。	300	A	講師を派遣し、自分らしさ・セクシュアリティについて、生徒に考えてもらいきっかけづくりができた。	市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	300	—	社会的包摂推進課	
	36	地域人材を活用した教育活動の充実	地域人材を活用した教育活動の充実のため、男女問わず幅広い人材を掲載した人材リストを作成し、市内各学校に周知します。	●	●			●	●	●	学校教育活動全般に民間教育力を導入して、子どもたちの体験的な学習や問題解決的な学習を充実させるため、その費用の補助や様々な分野で活躍されている外部講師の人材バンクを学校に提供する。	2,957	市立小中学校113校(118校中)で実施。	2,411	A	男女共同参画を実現するための市民活動を促進することができた。	学校教育活動全般に民間教育力を導入して、子どもたちの体験的な学習や問題解決的な学習を充実させるため、その費用の補助や様々な分野で活躍されている外部講師の人材バンクを学校に提供する。	2,731	男女問わず幅広い人材を掲載した人材リストを作成し、市内各学校に情報提供及び周知を行う。	学校教育課	
	37	「性の多様性」に関する啓発の実施	性の多様性について、市民への理解を促進するため、講演会の開催等を行います。	●	●	●		●	●	●	啓発パンフレット「にじいろBOOKしずおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座等を実施する。	—	性の多様性とLGBTQに係る市政出前講座(3件)を実施した。加えて、学校出前講座(No.35)でも性の多様性に触れた講義を実施した。	163	A	参加者に対して、性の多様性の理解促進を進めることができた。	啓発パンフレット「にじいろBOOKしずおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座等を実施する。	—	—	社会的包摂推進課	
	38	「性の多様性」に関する職員の研修の実施	性の多様性について、職員の理解を深め、市民対応及び職場対応を適切に実施するため、職員研修を開催します。					●	●	●	R7実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課	
	14 (再)	保育教諭に対する研修の充実	保育教諭に対して男女共同参画に関わる研修を行うことで、幼少期からのジェンダー平等に関する教育の推進を図る。					●	●	●	R7実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課
	15 (再)	保育教諭に対する研修の充実	各種研修会において、男女共同参画の考えを推進します。					●	●		初任者研修において「倫理研修」実施する。	—	初任者研修において「人権教育」の講義を実施した。	—	A	計画どおり実施し、研修においてインクルーシブ教育についての啓蒙や男女共に働きやすい職場を推進した。	初任者研修において「人権教育」の講義を実施する。	—	より専門的な内容になるように講師依頼	幼児教育・保育支援課	
	16 (再)	教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」や、「性の多様性」等に関する内容を盛り込みます。					●	●		・初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道德教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。	—	・初任者研修会にて、「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施した。 ・道德教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施した。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施した。		A	・初任者研修会では、静岡市女性会館に協力を得て、昨年度のアンケートを生かして改善した動画を基に研修を行った。男女共同参画の知識だけでなく、実践につながる学びも多く、男女共同参画への理解を深めることができた。 ・道德教育推進教師研修会にて、学校教育課の指導主事が「学校における人権教育の充実について」の講義を行い、教職員の人権意識の向上を図った。 ・性の多様性研修を行うことで、LGBTQへの理解を深めるとともに、悩みを抱える子供への対応方法なども具体的に考えることができる研修会となった。	・初任者研修会にて「人権教育の理解」についてのオンデマンド動画の視聴を通して、「人権意識の向上」「性の多様性」等に関する研修を実施する。 ・道德教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。		それぞれの研修会にてアンケートを実施予定である。そのアンケートの内容をもとに、講師と相談し、現場に即した研修になるよう、より効果的な研修になるよう、改善していく。	教育センター	
	17 (再)	小中学校教員に対する研修の充実	各種研修会において、ジェンダー平等及び人権の尊重の考えを推進します。					●	●		実施予定なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課
26 (再)	企業・団体を対象とした出前講座の実施	企業・団体等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるための出前講座を実施します。	●	●	●	●	●	●		広報紙や市HPで市政出前講座について募集し、希望する企業・団体に対し出前講座を実施する。	—	申込みのあった団体(3団体、参加者364人)に対し、出前講座を実施した。(テーマ「無意識の思い込みに気づこう」/「多様な性をもっと身近に」)	0	A	令和6年度と比較して実施件数は減ったが、1団体ごとに講座の目的をヒアリングし、団体ごとの希望に沿った内容で講座を実施することで、より男女共同参画に対する理解を深めてもらうことができたため。	市政出前講座を5件実施する。	0	昨年度から開始した「無意識の思い込みに気づこう」の講座申込数が少ないため、アンコンシャスバイアスの解消の重要性について広報を行う。	社会的包摂推進課		

安全安心な暮らしの実現

基本目標3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶(基本目標3は第2次静岡市DV防止基本計画を兼ねる)

DV

(1) DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備

39	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画情報誌やHP等を活用し、相談先の周知などDV防止に関する情報を提供します。	●	●	●	●	●	●	●		市HPに配偶者暴力相談支援センターなどの相談先情報等の掲載を行う。	—	国・県のDV相談機関についての情報を掲載したほか、男女共同参画情報誌にDV相談窓口を掲載した。	—	A	DVについての相談機関を市民に周知することができた。	市HPに配偶者暴力相談支援センターなどの相談先情報等の掲載を行う。	—	—	社会的包摂推進課
40	DV・児童虐待防止啓発運動の実施	DVや児童虐待等を予防・根絶するための意識啓発キャンペーンを実施します。(オレンジ＆パープルリボンキャンペーン)	●	●	●	●	●	●	●		11月の啓発期間において、あおい塔のパープルライトアップを行う。また、市広報紙に啓発記事を掲載する。	—	・11月の啓発期間において、あおい塔のオレンジ＆パープルライトアップを実施した。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間にこども家庭福祉課と合同でパープルリボンの啓発を実施した。	—	A	暴力を生み出さない社会の実現に向けて、市民に対して様々な形でDV防止の啓発ができた。	11月の啓発期間において、あおい塔のパープルライトアップを行う。また、市広報紙に啓発記事を掲載する。	—	—	社会的包摂推進課

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)								④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上											
	41	DV・児童虐待防止啓発運動の実施	児童虐待防止推進月間(11月)に、オレンジリボンキャンペーン、オレンジライトアップ、県等との共催事業など、啓発活動を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	啓発活動の実施	40	①児童虐待防止静岡のつどい(実行委員会、ベルテックス静岡との共同イベント＝ポスター配布、啓発品の作成配布)②あおい塔、巽櫓ライトアップ③区役所での横断幕・懸垂幕の掲示、葵庁舎でのメッセージツリーの設置等	40	A	関連性の高いDV防止と児童虐待防止の啓発を男女共同参画・人権政策課と協働し、オレンジ&パープルのライトアップとメッセージツリーの設置を共同で実施した。注目度の高いベルテックス静岡に協力を仰ぎ、効果的な啓発活動ができた	啓発活動の継続実施。	0		こども家庭福祉課	
	42	DV等に関する正しい理解の普及	DVなど暴力に関する図書をはじめとした資料の収集・提供等を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	DVなど暴力に関する図書をはじめとした資料の収集・提供等を実施する。	640	DVなど暴力に関する図書をはじめとした資料の収集・提供を実施した。	638	A	DV等に関する図書を購入し、市民に貸し出すで、市民にDV等の暴力に関する正しい知識を普及することができた。	DVなど暴力に関する図書をはじめとした資料の収集・提供等を実施する。	644	—	社会的包摂推進課	
	43	母子保健指導の実施	母子健康手帳交付時や母子健康診査事業などを通して、母子の健康保持増進と乳児の身心の健やかな成長を図る。また、DVの早期発見や相談機関との連携を図ります。	●					●	●	母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時に母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	350,333	母子健康手帳交付時の相談 3,547件 妊婦健診 延41,446件 妊婦歯科健診 1,712件	342,555	A	母子健康手帳交付や妊産婦健診等を通じて母子の健康状態を把握し事後フォローにつなぐことができた。	母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時に母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	343,118		こども家庭福祉課 (各区健康支援課)	
	44	若者を対象としたDV防止対策の実施	中学生～大学生といった若年層に対して、お互いを尊重する関係を築けるよう、デートDV防止の啓発を進めます。			●	●				中学校出前講座を実施し、デートDV防止にかかる啓発を行う。	— (No 35に含む)	市内小・中学校25校で出前講座(小学生テーマ:誰もが自分らしく輝くために、中学生テーマ:豊かなセクシュアリティ)を実施し、小学生457人、中学生2,130人が受講した。	— (No 35に含む)	A	講師を派遣し、自分らしさ・セクシュアリティについて、生徒に考えてもらうきっかけづくりができた。	市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	— (No 35に含む)	—	社会的包摂推進課	
	45	医療機関へのDV相談窓口の周知	DV相談窓口の情報を医療機関へ周知します。	●	●	●	●	●	●	●	DV相談窓口の情報を医療機関へ周知する。	—	「女性に対する暴力をなくす運動」の内閣府ポスター・チラシを市立静岡病院、市立清水病院に配付した。	—	A	各市立病院にポスター・チラシを配架することで医療関係者及び市民に対して、DV相談窓口の周知をすることができた。	DV相談窓口の情報を医療機関へ周知する。	—	—	社会的包摂推進課	
	46	配偶者間の暴力に関する実態調査	配偶者間等の暴力の実態を把握するための調査を実施します。				● (18歳～)	●	●	●	実施予定なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課
	47	DV防止に関する講演会等の開催	DV防止等に関する講座や講演会を開催します。				●				女性会館主催事業:デートDVにかかる講座、女性に対する暴力防止講座、DV・性暴力等の被害者支援講演会を開催する。	指定管理料に含む	女性へのDV防止啓発講座「家族を悩ますお金と不機嫌モラハラ」を開催した。(参加者45人) デートDV防止に係る学校出前講座を実施した。(参加者233人)	指定管理料に含む	A	いずれの講座も理解度が高く、DV防止やDV被害者とならないための意識啓発ができた。	女性会館主催事業:女性に対する暴力防止啓発講座、デートDVにかかる講座を開催する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課	
	4 (再)	情報誌の発行によるジェンダー平等の啓発	男女共同参画情報誌Pas à pas(パザパ)の発行等により、市民に広く男女共同参画についての啓発を行います。	●	●	●	●	●	●	●	実施予定なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課
	16 (再)	教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」や、「性の多様性」等に関する内容を盛り込みます。							●	●	・初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道德教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。	—	・初任者研修会にて、「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施した。 ・道德教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施した。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施した。		A	・初任者研修会では、静岡市女性会館に協力を得て、昨年度のアンケートを生かして改善した動画を基に研修を行った。男女共同参画の知識だけでなく、実践につながる学びも多く、男女共同参画への理解を深めることができた。 ・道德教育推進教師研修会にて、学校教育課の指導主事が「学校における人権教育の充実について」の講義を行い、教職員の人権意識の向上を図った。 ・性の多様性研修を行うことで、LGBTQへの理解を深めるとともに、悩みを抱える子供への対応方法なども具体的に考えることができる研修会となった。	・初任者研修会にて「人権教育の理解」についてのオンデマンド動画の視聴を通して、「人権意識の向上」「性の多様性」等に関する研修を実施する。 ・道德教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。		それぞれの研修会にてアンケートを実施予定である。そのアンケートの内容をもとに、講師と相談し、現場に即した研修になるよう、より効果的な研修になるよう、改善していく。	教育センター
	24 (再)	道德教育の充実	「しずおか学—BOOK(マナーブック)」等を活用することにより、静岡市民として必要な道德的資質の基盤を育てます。	●	●						「しずおか学—BOOK(マナーブック)」のデータを、学習用端末に格納し、昨年度までと同様、小学校5年生から中学校3年生までに、学校の授業のみならず、家庭等でも活用していく。道德教育推進教師研修会において、具体的な活用例を紹介し、活用に勤める。		「しずおか学—BOOK(マナーブック)」に市全体で50.8%の活用率であった。道德科の授業だけでなく、学活の時間での活用、社会科見学や職場体験事前指導等での活用が見られた。		A	「しずおか学—BOOK(マナーブック)」は、「自分を見つめよう」「自分を広げよう」「市民として誇りをもとう」の章で構成されている。それらを通して、自分や地域への関わり方や相手へのマナーの心を考えるきっかけになったため。	「しずおか学—BOOK(マナーブック)」のデータを、学習用端末に格納し、昨年度までと同様、小学校5年生から中学校3年生までに、学校の授業のみならず、家庭等でも活用していく。道德教育推進教師研修会において、具体的な活用例を紹介し、活用に勤める。		「しずおか学—BOOK(マナーブック)」に市全体の活用率を55%にする。資料データの格納場所を周知し、データ活用を推進する。また、活用例を研修会等で紹介する。	教育センター	
(2) ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実																					
15 (再)	保育教諭に対する研修の充実	各種研修会において、男女共同参画の考えを推進します。						●	●	初任者研修において「倫理研修」実施する。	—	初任者研修において「人権教育」の講義を実施した。	—	A	計画どおり実施し、研修においてインクルーシブ教育についての啓蒙や男女共に働きやすい職場を推進した。	初任者研修において「人権教育」の講義を実施する。	—	より専門的な内容になるように講師依頼	幼児教育・保育支援課		

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	24 (再)	道徳教育の充実	「しずおか学—BOOK(マナーブック)」等を活用することにより、静岡市民として必要な道徳的資質の基盤を育てます。	●	●						「しずおか学—BOOK(マナーブック)」のデータを、学習用端末に格納し、昨年度までと同様、小学校5年生から中学校3年生までに、学校の授業のみならず、家庭等でも活用していく。道徳教育推進教師研修会において、具体的な活用例を紹介し、活用に勤める。		「しずおか学—BOOK(マナーブック)」に市全体で50.8%の活用率であった。道徳科の授業だけでなく、学活の時間での活用、社会科見学や職場体験事前指導等での活用が見られた。		A	「しずおか学—BOOK(マナーブック)」は、「自分を見つめよう」「自分を広げよう」「市民として誇りをもとう」の章で構成されている。それらを通して、自分や地域への関わり方や相手へのマナーの心を考えるきっかけになったため。	「しずおか学—BOOK(マナーブック)」のデータを、学習用端末に格納し、昨年度までと同様、小学校5年生から中学校3年生までに、学校の授業のみならず、家庭等でも活用していく。道徳教育推進教師研修会において、具体的な活用例を紹介し、活用に勤める。		「しずおか学—BOOK(マナーブック)」に市全体の活用率を55%にする。資料データの格納場所を周知し、データ活用を推進する。また、活用例を研修会等で紹介する。	教育センター
	35 (再)	学校向け出前講座による性教育の実施	性教育に関する学校向けの出前講座を開催します。	●	●						市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	312	市内小・中学校25校で出前講座(小学生テーマ:誰もが自分らしく輝くために、中学生テーマ:豊かなセクシュアリティ)を実施し、小学生457人、中学生2,130人が受講した。	300	A	講師を派遣し、自分らしさ・セクシュアリティについて、生徒に考えてもらうきっかけづくりができた。	市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	300	—	社会的包摂推進課
	44 (再)	若者を対象としたDV防止対策の実施	中学生～大学生といった若年層に対して、お互いを尊重する関係を築けるよう、デートDV防止の啓発を進めます。			●	●				中学校出前講座を実施し、デートDV防止にかかる啓発を行う。	— (No.35に含む)	市内小・中学校25校で出前講座(小学生テーマ:誰もが自分らしく輝くために、中学生テーマ:豊かなセクシュアリティ)を実施し、小学生457人、中学生2,130人が受講した。	300	A	講師を派遣し、自分らしさ・セクシュアリティについて、生徒に考えてもらうきっかけづくりができた。	市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	300	—	社会的包摂推進課
	(3) ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備																			
	48	女性のための居場所づくり事業 ふらり	困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性会館・清水区に開設する。	●	●	●	●	●	●	●	実施予定なし	—	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課
	49	女性相談、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援	相談員が配偶者等からの暴力被害者、その他の女性の相談に応じ、必要な助言・保護を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	177	事業を継続して実施した。	116	A	配偶者等からの暴力被害者、その他女性の相談に適切に対応していたため。	事業の継続実施	174	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(各福祉事務所生活支援課)
	50	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	関係機関と連携し、配偶者暴力相談支援センター機能を果たす体制を整備します。	●	●	●	●	●	●	●	連絡調整等を行い、関係機関との連携を図る。	—	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図った。	—	A	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図ることができたため。	連絡調整等を行い、関係機関との連携を図る。	—	連携強化を継続して図る	福祉総務課
											DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図る。	—	DVネットワークを活用し、関係機関との連携に努めた。	—	A	関係機関との連携により、DVに関する支援を適切に行うことができたため。	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図る。	—	—	社会的包摂推進課
	51	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。				●	●	●	●	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月、木、金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	0	祝日および年末年始の休暇を除く週3日(月・木・金)、予約による来所相談を実施した。また、専門相談については随時、実施した。	0	A	計画通り実施し、精神保健福祉相談を通じて被害者の自立支援に寄与できた。	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月、木、金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	0	所内の事例検討を通じて職員の相談対応力の向上を図る。適切な社会資源につながるよう職員間で情報共有していく。予約日まで期間が空く相談者に対しては、予約受付時にも必要な助言及び他機関の情報提供も行う。	こころの健康センター
	52	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。	●	●	●	●	●	●	●	精神科医による定例相談 各区にて月1回開催 精神保健福祉相談員による相談	843	毎月各区1回ずつの精神科医による相談会を設定、実施回数は31回、相談件数は50件。 精神保健福祉相談員による随時相談件数は9,572件。	716	A	相談内容の性差はないものの、精神保健福祉に関する相談に応じ、必要に応じて受診勧奨、福祉サービスの利用を促すことで、自立及び社会参加の促進につながった。	精神科医による定例相談 各区にて月1回開催 精神保健福祉相談員による相談	843	精神科医による定例相談件数は前年度比138%と増加している。今後ともより多くの相談者の相談にのることができるよう、相談会の周知活動を行っていく。	精神保健福祉課
	53	問題を抱える子どもたちへの対応	小・中学校、高等学校に心理の専門家であるスクールカウンセラーや教育相談員を配置又は派遣し、児童生徒が抱える心の問題に対して、支援を行う。 また、学校だけでは解決できない複雑な問題については、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員を活用して、学校や関係機関と連携し、支援を行う。	●	●	●					スクールカウンセラーを小中学校105校、高等学校2校に配置、要請に基づきカウンセラーを派遣する。 スクールカウンセラーを小学校に週3時間、中学校に規模に応じて週6～8時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に各1人配置(第3支部は2人)。社会福祉的手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校2校については、各校1人配置している。 訪問教育相談員を中学校12校に配置し、不登校の生徒や家庭の孤立感を解消したり、ニーズに合わせてサポート資源につなげたりしていく。	142,455 (R7より教育相談員は移管されているため、教育相談員は除いた額を掲載) 2,101	【スクールカウンセラー】 小中学校105校に配置し、児童生徒や保護者へのカウンセリングや教員へのコンサルテーションを行った。(対応件数26,516件) 高等学校2校に対し、生徒や保護者へのカウンセリングや教員へのコンサルテーションを行った。(対応件数191件) 【スクールソーシャルワーカー】 12支部の12校を拠点にその他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣した。面談や家庭訪問を行いながらニーズに応じて関係機関に繋いだ。(対応件数4,189件) 高等学校2校にそれぞれに配置し、支援ニーズに応じた対応を行った。(対応件数122件) 【訪問教育相談員】 不登校生徒数が多い中学校12校に配置し、家庭訪問を行ったり、生徒や保護者との面談や電話対応等を行った。(対応件数7,233件)	138,008 1,376	A	貧困など様々な問題を抱える児童生徒や保護者への継続的な支援を行うことができた。	スクールカウンセラーを小中学校104校、高等学校2校に配置、要請に基づきカウンセラーを派遣する。 スクールカウンセラーを小学校に週1.5～4時間、中学校に規模に応じて週4.5～8時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に14名配置。社会福祉的手法を用いて支援を行う。各支部の12校を拠点にその他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校2校については、各校1人配置している。	(小中)108,844 (高)2,101 (訪問教育相談員:33,538)	引き続き、児童生徒や保護者の抱える心の問題や悩みについてはスクールカウンセラーを、学校だけでは解決できない問題については、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と関係機関の連携を密にして支援を行う。 支援を継続することで、好転率が上がることから、できるだけ継続支援できるようにしたい。	児童生徒支援課 教育総務課 訪問教育相談員はR8年度から学校教育課へ移管

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額(千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額(千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	54	こども若者相談センターの運営	0歳から39歳までのこども・若者に関する相談を受け付けます。	●	●	●	●	●			①面接相談相談受付:平日8時30分～17時15分 ②静岡市24時間こども若者電話相談:毎日24時間 令和7年度より、事業名が「こども若者相談センターの運営」に変更	10,978	こども・若者に関する相談を受け付け、相談者の状況に応じて関係機関と連携し、支援を行った。面接相談494件、電話相談1558件。	8,866	A	個別の面接相談における継続的な支援のほか、必要に応じて関係機関と連携して取り組むことができた。	①面接相談相談受付:平日8時30分～17時15分 ②静岡市24時間こども若者電話相談:毎日24時間	9,405	引き続き、当センターの周知に努めると共に関係機関との連携のもと相談者の状況に応じたきめ細やかな支援に努めていく。	こども若者応援課
	55	障害者虐待防止対策支援(障害者虐待防止センターの設置)	障がい者虐待の通報・届出・相談窓口として虐待防止センターを設置し、障害者虐待の未然防止、迅速な対応、その後の支援等を行い、障害者の権利を擁護します。	●	●	●	●	●	●		・24時間365日の虐待通報・相談受付の実施 ・虐待コア会議、終結会議及びそれに関連する会議への出席	2,906	静岡市障害者協会に業務委託し、24時間365日の虐待通報・相談受付を実施。コア会議、終結会議及びそれに関連する会議へ出席した。	2,906	A	障がい者虐待に関する身近な相談先が整備されているため	・24時間365日の虐待通報・相談受付の実施 ・虐待コア会議、終結会議及びそれに関連する会議への出席	2,906	虐待防止センター(市が委託する障害者相談支援事業所)との連携を密にし、円滑な虐待対応に継続的に取り組んでいく。	障害福祉企画課
	56	犯罪被害者等支援総合案内窓口	犯罪被害者等に対し必要な支援のできる相談窓口を案内します。	●	●	●	●	●	●	●	・犯罪被害者等支援の全般的な案内及び各種相談窓口の紹介 ・リーフレットを関係機関や市民に配布する。 ・犯罪被害者等支援について紹介するYoutube動画を配信する(1カ月間×2回)。 ・犯罪被害者週間(11/25～12/1)中に3区にてパネル展示を実施する。	376	・犯罪被害者等支援総合案内窓口相談件数42件 ・相談窓口を紹介するリーフレットの関係機関・市民への配布 ・YouTube広告を利用した、犯罪被害者等支援啓発動画の放映(8～9月、11月～12月) ・犯罪被害者週間(11/25～12/1)中における講演会及び3区にてパネル展示の実施	309	A	・相談者から状況を聞き取るとともに、適切な窓口を案内することができた。 ・リーフレットを作成し関係機関での配架により市民周知できた。 ・啓発にインターネット媒体を利用することで、幅広い世代への周知を図ることができた。 ・講演会及びパネル展示(3区で各1回実施)を実施し、相談窓口の周知を図ることができた。	・犯罪被害者等支援の全般的な案内及び各種相談窓口の紹介 ・関係機関や市民へのリーフレット配布。 ・犯罪被害者月間(11/1～12/1)中における講演会及び3区庁舎でのパネル展示を実施	50	・関係機関や庁内関係課とのさらなる連携強化を図り、相談者に対する支援をより円滑に行う。	生活安全安心課
	57	児童相談所・一時保護所の運営	家庭その他からの相談に応じ児童が有する問題や真のニーズ、また児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な処遇を行う中で児童の福祉を図り、その権利を保護します。	●	●	●	●	●			・相談対応 2,346件 ・面接、観察、指導 適宜実施 ・児童の一時保護 286件	1,509,825	・相談対応 2,275件 ・面接、観察、指導 適宜実施 ・児童の一時保護 262件	1,482,175	A	児童に関する相談機関として、家庭その他からの様々な相談に応じ、その解決を支援することができた。	・相談対応 2,275件 ・面接、観察、指導 適宜実施 ・児童の一時保護 262件	1,883,524	児童、家庭に対して適切に支援できるように、引き続き児童相談所を運営していく。	児童相談所
	58	家庭児童相談室の実施	児童に関するさまざまな問題について児童、家庭、地域住民からの相談に応じ、必要な助言等を行います。	●	●	●	●	●	●	●	妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	2,038	相談対応件数2,862件 こどもや家庭に関する様々な相談に応じた。	1,587	A	こども家庭センターで対応する子育て世帯の状況やニーズは多種多様であり、それらに対応した相談支援を行うことができた。	妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	1,562		こども家庭課(各福祉事務所子育て支援課)
	59	地域包括支援センターによる総合相談等の実施	高齢者の総合相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応します。							●	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受け付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	898,941	市内に29センターを設置し、①～③の事業を実施した。 ①114,639件(相談延べ件数) ②10,876件(相談延べ件数) ③280件(会議開催数)	898,941	A	男女を問わず高齢者の幅広い相談をワンストップで受け付け、多職種と連携しながら高齢者が抱える課題の解決に向けた支援を実施できた。	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受け付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	931,450	重層の支援体制整備事業を利用しながら、引き続き高齢者の幅広い相談を受け付け、関係機関と連携しながら支援を実施していく	地域包括ケア推進課
	60	女性のための支援者養成講座の実施	女性の困難を理解する支援者を増やすため、講座や、出前講座を実施する。					●	●	●	実施予定なし(当事業は、基礎講座、発展講座、交流会という3年1サイクルの事業であり、令和6年度で事業サイクルが終了となる)	0	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課	
	61	女性支援者用ガイドブックの配布	女性支援のガイドブックを女性支援にあたる機会のある方に配布することで、女性支援の輪を広げます。					●	●	●	R7年度は支援者養成事業を実施しないが、その他の機会を活用し、引き続きガイドブックを配布していく。	0	令和7年度は配布実績なし	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課
	62	静岡市多文化共生総合センターの運営	外国籍市民等からの生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で行う。	●	●	●	●	●	●	●	多様な言語を話す外国籍市民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	13,200	773件の相談に対応し、行政書士や弁護士を含めた関連団体や関連部署と連携しながら対応した。	8,802	A	計画どおり実施し、在住外国人が安心して暮らすための相談窓口を整備した。	多様な言語を話す外国籍市民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	7,950	引き続き在住外国人が安心して暮らすための生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で行う。	社会的包摂推進課
	63	男性向け電話相談支援者養成講座	静岡市の男性相談員を養成するための講座を実施します。					●	●	●	実施予定なし	—	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課
	64	男性向け相談の実施	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。		●	●	●	●	●	●	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。	508	月2回(年間23日)電話相談日を開設し、年間59件の相談に応じた。特に、相談者自身の健康、生き方、孤独についての相談が多く寄せられた。	405	A	男性の性別役割分担意識に縛られ抱えている悩みの相談に応じ、その解決を支援できた。	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。	496	より多くの方に啓発できるよう、広報手段を検討する。	社会的包摂推進課
	65	女性向け相談の実施	女性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。			●	●	●	●	●	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施した。(電話相談1,388件、面接相談121件、法律相談89件、同行支援16件、合計1,614件)	指定管理料に含む	A	家族関係、夫婦の問題その他人間関係など女性の悩みに関する相談に応じ、解決に向け支援することができた。	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
	39(再)	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画情報誌やHP等を活用し、相談先の周知などDV防止に関する情報を提供します。	●	●	●	●	●	●	●	市HPに配偶者暴力相談支援センターなどの相談先情報等の掲載を行う。	—	国・県のDV相談機関についての情報を掲載したほか、男女共同参画情報誌にDV相談窓口を掲載した。	—	A	DVについての相談機関を市民に周知することができた。	市HPに配偶者暴力相談支援センターなどの相談先情報等の掲載を行う。	—	—	社会的包摂推進課
	40(再)	DV・児童虐待防止啓発運動の実施	DVや児童虐待等を予防・根絶するための意識啓発キャンペーンを実施します。(オレンジ＆パープルリボンキャンペーン)	●	●	●	●	●	●	●	11月の啓発期間において、あおい塔のパープルライトアップを行う。また、市広報紙に啓発記事を掲載する。	—	・11月の啓発期間において、あおい塔のオレンジ＆パープルライトアップを実施した。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間にこども家庭福祉課と合同でパープルリボンの啓発を実施した。	—	A	暴力を生み出さない社会の実現に向けて、市民に対して様々な形でDV防止の啓発ができた。	11月の啓発期間において、あおい塔のパープルライトアップを行う。また、市広報紙に啓発記事を掲載する。	—	—	社会的包摂推進課

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課	
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上											
	(4) 被害者の安全確保の徹底																				
	66	緊急時における安全確保	日頃の連絡調整等機会を通じ、警察や静岡県女性相談センターとの連携をさらに強化します。	●	●	●	●	●	●	●	連絡調整等を行い、関係機関との相談体制、連携の強化を図る。	—	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図った。	—	A	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図ることができたため。	連絡調整等を行い、関係機関との相談体制、連携の強化を図る。	—	連携強化を継続して図る	福祉総務課(静岡市配偶者暴力相談支援センター)	
	67	一時保護等の支援	被害者の安全確保を図るため、静岡県配偶者暴力相談支援センターと連携し、一時保護先への同行支援を行います。	●	●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	—	事業を継続して実施した。	—	A	事業を継続的に実施し、適切に対応していたため。	事業の継続実施	—	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(静岡市配偶者暴力相談支援センター)	
	68	被害者の子どもに関する情報の保護	被害者の子どもの安全確保については加害者からの問い合わせがあった場合などの対応方法を明確にし、全教職員で共通理解を図り、関係機関との連携を更に強化します。		●	●					被害者の子どもの転出入時の学校連絡等において、児童生徒に関する情報の保護について説明し、二次被害防止に務める。	—	被害者の子どもの転出入の学校連絡等において、児童生徒に関する情報の保護について説明し、二次被害の防止につとめた。	—	A	情報保護を確実に行之い、被害者の子どもの安全を確保することができた。	被害者の子どもの転出入時の学校連絡等において、児童生徒に関する情報の保護について説明し、二次被害防止に務める。	—	引き続き、情報保護を確実に行之い、被害者の子どもの安全を確保する。	児童生徒支援課	
	69	住民票の交付等におけるDV等被害者の保護	DV及びストーカー行為等の相手方が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ります。支援期間については、1年間。(1年ごとの更新)	●	●	●	●	●	●	●	被害者に対する支援措置を各区役所戸籍住民課にて継続して実施する。	—	被害者の申出に対し各区役所戸籍住民課にて随時支援措置を実施した。	—	A	DV及びストーカー行為等の相手方から、住民票等からの被害者の住所の探索を防止することにより被害者の保護を図ることで、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めた。	被害者に対する支援措置を各区役所戸籍住民課にて継続して実施する。	—	なし	戸籍管理課(各区戸籍住民課)	
	70	国民健康保険被保険者情報の厳重な管理によるDV等被害者の保護	医療保険では、DVの申出や情報提供があった被害者について、厳重な情報の管理を行います。	●	●	●	●	●	●	●	(葵区)DV被害者である旨の申し出を受けた際に、国保関連で必要な支援を漏れなく実施する。 (駿河区・清水区)これまでのように、随時窓口を設け、他課と横の連携を取りながら対応する。	—	(葵区)日常業務の中で被害者情報の厳正な管理に努めた。葵区相談件数6件。 (駿河区)国保加入手続きにおいて、新規のDVに関する申出情報提供の相談対応なし。 (清水区)国保手続きの際に相談・申請を受付した被害者情報の外部漏洩に対する対応に努めた。	—	A	(葵区)随時窓口で相談を受け付け、他課と連携のうえDV被害者の厳重な情報の管理ができたため。 (駿河区)従来の被害者の安全確保に寄与するように努めた。 (清水区)他課と連携し、被害者の情報が外部漏洩しないようおくやみ窓口のプライベートスペースを使用した。	(葵区)DV被害者である旨の申し出を受けた際に、国保関連で必要な支援を漏れなく実施する。 (駿河区)DV被害者である旨の申し出を受けた際に、国保関連で必要な支援を漏れなく実施する。 (清水区)従来通り、相談・申請がある際には随時窓口を設け、他課と横の連携を取りながら対応する。	—	(葵区)引き続きDV相談者の情報管理を厳重に行い、国保関連で必要な支援について、漏れなく実施していく。 (駿河区)― (清水区)被害者の情報を口外することがないよう、係全体に対し共有を行う。	各区保険年金課	
	71	選挙事務における支援措置の実施	選挙人名簿抄本閲覧の際、DV被害者の住所等の情報が漏れないような措置を行います。					●	●	●	●	選挙事務における支援措置申出書の受理後、迅速に対象者の閲覧制限をかける。	—	年間30件の選挙人名簿閲覧に対し、502人の支援措置対象者について閲覧制限をかけた。	—	A	計画どおり実施し、支援措置対象者の保護に寄与した。	選挙事務における支援措置申出書の受理後、迅速に対象者の閲覧制限をかける。	—	—	市・各区選挙管理委員会事務局
	72	市域を越えた被害者対応	DV被害者の安全確保を念頭に、市外への転出入手続きに適切に対応します。	●	●	●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	—	事業を継続して実施した。	—	A	事業を継続的に実施し、適切に対応していたため。	事業の継続実施	—	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(静岡市配偶者暴力相談支援センター)
	(5) 被害者の自立支援の充実																				
	73	乳幼児健診・育児相談事業	乳幼児健診・相談の実施を通して、育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	●					●	●		継続的な支援の実施。	76,568	4か月児健診 受診者数 3,344人 10か月児健診 受診者数 3,320人 1.6健診 受診者数 3,502人 3歳児健診 受診者数 3,913人	75,969	A	乳幼児への健診・相談業務を通し、育児に課題を抱えた家庭を把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	継続的な支援の実施。	75,599		こども家庭福祉課(各区健康支援課)
74	経済的支援、生活支援	住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。被害者の申し出に基づき、「医療費通知」を送付しないようにします。	●	●	●	●	●	●	●	(葵区)DV被害者が安心して医療を受けられるよう、住民登録外住所地での国保加入や、加害者の社会保険扶養からの職権脱退に関して、適切な案内をしたうえで対応する。 また、マイナ保険証等情報連携を不開示とすることにより、加害者への情報漏洩を防ぐ。 (駿河区・清水区)これまでのように、随時窓口を設け、他課と横の連携を取りながら対応する。	—	(葵区)相談件数6件のうち国保加入実績6件。 (駿河区)新規の相談対応なし (清水区)相談対応あり、申請1件。	—	A	(葵区)保険医療機会を確保しつつ、被害者の居場所が特定されないよう配慮し経済・心身の健康等における悩みや支障への対策ができたため。 (駿河区)従来の被害者の保険医療機会を確保しつつ心身の健康等における悩み等に対応できている。 (清水区)被害者の保険医療機会の確保、個人情報漏洩対策の徹底を行い国保加入後も危害を受けることがないよう対応ができた。	(葵区)DV被害者が安心して医療を受けられるよう、住民登録外住所地での国保加入や、加害者の社会保険扶養からの職権脱退に関して、適切な案内をしたうえで対応する。また、マイナ保険証等情報連携を不開示とすることにより、加害者への情報漏洩を防ぐ。 (清水区)従来通り、相談・申請がある際には随時窓口を設け、他課と横の連携を取りながら国保における支援措置を行う。	—	(葵区)引き続きDV被害者の保険医療機会を確保しつつ、被害者の居場所が特定されないよう支援していく。 (駿河区)― (清水区)相談受付時、支援の内容説明を十分に行い、相手が本当に支援が必要かどうかを正しく判断する。	各区保険年金課		

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	75	被害者の経済的支援	生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。(生活保護、母子父子寡婦福祉資金貸付、健康保険、医療費助成、年金、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当等の制度に関する情報提供と手続き支援)	●	●	●	●	●	●	継続的な支援の実施	—	事業を継続して実施した。	—	A	事業を継続的に実施し、適切に対応していたため。	継続的な支援の実施	—	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(各福祉事務所生活支援課)子ども家庭課	
	76	市営住宅の一時入居支援	DV被害者を市営住宅に一時的に入居できるよう配慮します。	●	●	●	●	●	●	DV法の規定に基づき、被害者に対して困窮する実情に応じて、市営住宅の優先入居を認める。	—	入居実績なし	—	B	実績はなかったが、相談等あれば対応できる体制を整えており、条件に合致すれば、男女共同参画推進に寄与すると認められるため	DV法の規定に基づき、被害者に対して困窮する実情に応じて、市営住宅の優先入居を認める。	—	引き続き相談を受ける体制を整え、実情に応じて市営住宅への優先入居を案内する。	住宅政策課	
	77	母子生活支援施設等への入所	母子生活支援施設等の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。	●	●	●	●	●	●	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行う。	82,195	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行う。	79,239	A	母子生活支援節の入所者の多くはDV被害者であり、被害者の安全確保と自立支援に寄与した。	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行う。	83,628		こども家庭福祉課(各福祉事務所子育て支援課)	
	78	DV被害者に子どもがいる場合の対応	DVは子ども虐待と密接に関係しているため、児童相談所及び各区福祉事務所保育児童課(28年度から子育て支援課)と相互に連携して支援します。	●	●	●	●	●	●	代表者会議 年1～2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	692	代表者会議 1回 実務者会議 定例会:36回 進行管理会議:9回 個別ケース検討会議 延39人	572	A	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を検討することができ、ネットワークの強化を図ることができた。	代表者会議 年1～2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	642		児童相談所子ども家庭課(各福祉事務所子育て支援課)	
	79	被害者の子どもに関する就学の支援	被害者の子どもという特別事情により居住の実態があれば住民登録がなくても就学の通知等の就学手続きをとります。		●	●				関係機関と連絡を取りながら、随時被害者からの相談依対応し、就学手続きを行う。	—	令和7年度で新規のDV避難者の静岡市就学は、小学生10人、中学生3人であった。	—	A	必要な就学手続きを行うことで、被害者の子どもの就学機会が確保できた。	関係機関と連絡を取りながら、随時被害者からの相談依対応し、就学手続きを行う。	—	引き続き、関係機関と連絡を密にし、必要な就学手続きを行うことで、被害者の子どもの就学機会を確保する。	児童生徒支援課	
	80	要保護児童対策地域協議会の運営	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議等を行う協議会の運営を調整します。	●	●	●	●	●	●	代表者会議 年1～2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	692	代表者会議 1回 実務者会議 定例会:36回 進行管理会議:9回 個別ケース検討会議 延39人	572	A	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を検討することができ、ネットワークの強化を図ることができた。	代表者会議 年1～2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	642		こども家庭福祉課(各福祉事務所子育て支援課)	
	81	母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭等就業・自立支援センター運営事業、ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭や父子家庭等の自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターの運営を行い、各セミナーの開催及び就業相談、職業紹介、などの事業を行う。また、就業を支援するための給付金を支給します。 ひとり親家庭の精神的支援や生活の安定を図るため、児童が悩みを相談できる大学生などのホームフレンドの派遣を行います。	●	●	●	●	●	●	①就業相談から就業のための講習会の実施、就業情報提供まで一貫した支援を行うとともに、生活相談や法律相談等の専門相談を実施する。また、就業を支援するための給付金を支給する。 ②ホームフレンドを派遣することで子どもの心の支えとなると共に生活面の指導を行っており、派遣業務の完全実施を目標値とした。	①51,581 ②568	①就業・自立支援センターにおいて就労相談、生活一般相談など(1,664件)、弁護士による特別相談、養育費相談等を実施した。また就職支援として、給付金を58件支給した。 ②ホームフレンド派遣対象登録世帯 世帯	①29,558 ②565	A	ひとり家庭の自立を支援するため、就業相談、職業紹介、資格取得等に係る給付金の支給を実施した。 ひとり親家庭の精神的支援や生活の安定をはかるため計画通り大学生などのホームフレンドの派遣を実施した。	①就業相談から就業のための講習会の実施、就業情報提供まで一貫した支援を行うとともに、生活相談や法律相談等の専門相談を実施する。また、就業を支援するための給付金を支給する。 ②令和7年度末で事業廃止	39,700		こども家庭福祉課(各福祉事務所子育て支援課)	
	82	生活の支援	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障します。	●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	—	事業を継続して実施した。	—	A	事業を継続的に実施し、適切に対応していたため。	事業の継続実施	—	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(各福祉事務所生活支援課)	
	83	女性の就労支援事業の実施	女性を対象とした各種就労支援講座やキャリアカウンセリングを実施します。						●	●	女性会館事業:女性のためのキャリア形成講座やキャリア相談を実施する。	指定管理料に含む	働く若年女性に向けて「働く女性のファシリテーション講座」と、「準備OK小1の壁の乗り越え方」を実施した。 女性のための就職・転職・キャリア相談44件	指定管理料に含む	A	働く若年女性等46人がファシリテーションや「小1の壁」の乗り越え方について講座を実施したことで、女性のキャリア形成の促進ができた。	女性会館事業:女性のためのキャリア形成講座やキャリア相談を実施する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
	84	子育て支援ヘルパー派遣事業の実施	1歳未満の子を養育する者が家事・育児の困難な家庭、3歳未満の子を二人以上養育する家庭、妊娠中で体調不良のため家事が困難な家庭にヘルパーを派遣します。							●	●	利用世帯280世帯	2,859	利用世帯217世帯	1,664	B	妊娠中や出産直後の家庭に子育て支援ヘルパーが派遣され、家事や育児の支援を行うことにより、子育てしやすい環境が整備された。	利用世帯280世帯	2,900	利用世帯数が計画を下回っている理由を分析し、利用件数の増加に努める。
85	子育て短期支援事業	育児疲れ・育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るため、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	3施設で実施 延べ利用日数250日	1,342	3施設で実施 延べ利用日数7日	20	B	保護者の疾病等で養育できない児童や経済的理由で一時的保護が必要がある母子を施設で預かるという支援が行われた。	3施設で実施 延べ利用日数250日	1,411	利用日数が減少した理由を分析し、利用日数の増加に努める。	こども家庭福祉課	
49(再)	女性のための居場所づくり事業 ふらり	困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性会館・清水区に開設する。	●	●	●	●	●	●	●	実施予定なし	—		—						社会的包摂推進課	
51(再)	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。				●	●	●	●	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月、木、金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	0	祝日および年末年始の休暇を除く週3日(月・木・金)、予約による来所相談を実施した。また、専門相談については随時、実施した。	0	A	計画通り実施し、精神保健福祉相談を通じて被害者の自立支援に寄与できた。	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月、木、金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	0	所内の事例検討を通じて職員の相談対応力の向上を図る。適切な社会資源につながるよう職員間で情報共有していく。予約日まで期間が空く相談者に対しては、予約受付時にも必要な助言及び他機関の情報提供を行う	こころの健康センター	

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)								④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上											
	52 (再)	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。	●	●	●	●	●	●	●	精神科医による定例相談 各区にて月1回開催 精神保健福祉相談員による相談	843	毎月各区1回ずつの精神科医による相談会を設定、実施回数は31回、相談件数は50件。 精神保健福祉相談員による随時相談件数は9,572件。	716	A	相談内容の性差はないものの、精神保健福祉に関する相談に応じ、必要に応じて受診勧奨、福祉サービスの利用を促すことで、自立及び社会参加の促進につながった。	精神科医による定例相談 各区にて月1回開催 精神保健福祉相談員による相談	843	精神科医による定例相談件数は前年度比138%と増加している。今後より多くの相談者の相談にのることができるよう、相談会の周知活動を行っていく。	精神保健福祉課	
	53 (再)	問題を抱える子どもたちへの対応	小・中学校、高等学校に心理の専門家であるスクールカウンセラーや教育相談員を配置又は派遣し、児童生徒が抱える心の問題に対して、支援を行う。 また、学校だけでは解決できない複雑な問題については、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員を活用して、学校や関係機関と連携し、支援を行う。		●		●				スクールカウンセラーを小中学校105校、高等学校2校に配置、要請に基づきカウンセラーを派遣する。 スクールカウンセラーを小学校に週3時間、中学校に規模に応じて週6～8時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に各1人配置(第3支部は2人)。社会福祉の手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校2校については、各校1人配置している。 訪問教育相談員を中学校12校に配置し、不登校の生徒や家庭の孤立感を解消したり、ニーズに合わせてサポート資源につなげたりしていく。	142,455 (R7より教育相談員は移管されているため、教育相談員は除いた額を掲載) 2,101	【スクールカウンセラー】 小中学校105校に配置し、児童生徒や保護者へのカウンセリングや教員へのコンサルテーションを行った。(対応件数26,516件) 高等学校2校に対し、生徒や保護者へのカウンセリングや教員へのコンサルテーションを行った。(対応件数191件) 【スクールソーシャルワーカー】 12支部の12校を拠点にその他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣した。面談や家庭訪問を行いながらニーズに応じて関係機関に繋いだ。(対応件数4,189件) 高等学校2校にそれぞれに配置し、支援ニーズに応じた対応を行った。(対応件数122件) 【訪問教育相談員】 不登校生徒数が多い中学校12校に配置し、家庭訪問を行ったり、生徒や保護者との面談や電話対応等を行った。(対応件数7,233件)	138,008 1,376	A	貧困など様々な問題を抱える児童生徒や保護者への継続的な支援を行うことができた。	スクールカウンセラーを小中学校104校、高等学校2校に配置、要請に基づきカウンセラーを派遣する。 スクールカウンセラーを小学校に週1.5～4時間、中学校に規模に応じて週4.5～8時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に14名配置。社会福祉的手法を用いて支援を行う。各支部の12校を拠点にその他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校2校については、各校1人配置している。	(小中)108,844 (高)2,101 (訪問教育相談員:33,538)	引き続き、児童生徒や保護者の抱える心の問題や悩みについてはスクールカウンセラーを、学校だけでは解決できない問題については、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と関係機関の連携を密にして支援を行う。 支援を継続することで、好転率が上がることから、できるだけ継続支援できるようにしたい。	児童生徒支援課 教育総務課 訪問教育相談員はR8年度から学校教育課へ移管	
	54 (再)	こども若者相談センターの運営	0歳から39歳までのこども・若者に関する相談を受け付けます。	●	●	●	●	●			①面接相談相談受付:平日8時30分～17時15分 ②静岡市24時間こども若者電話相談:毎日24時間 令和7年度より、事業名が「こども若者相談センターの運営」に変更	10,978	こども・若者に関する相談を受け付け、相談者の状況に応じて関係機関と連携し、支援を行った。面接相談494件、電話相談1558件。	8,866	A	個別の面接相談における継続的な支援のほか、必要に応じて関係機関と連携して取り組むことができた。	①面接相談相談受付:平日8時30分～17時15分 ②静岡市24時間こども若者電話相談:毎日24時間	9,405	引き続き、当センターの周知に努めると共に関係機関との連携のもと相談者の状況に応じたきめ細やかな支援に努めていく。	こども若者応援課	
	55 (再)	障害者虐待防止対策支援(障害者虐待防止センターの設置)	障がい者虐待の通報・届出・相談窓口として虐待防止センターを設置し、障害者虐待の未然防止、迅速な対応、その後の支援等を行い、障害者の権利を擁護します。	●	●	●	●	●	●	●	・24時間365日の虐待通報・相談受付の実施 ・虐待コア会議、終結会議及びそれに関連する会議への出席	2,906	静岡市障害者協会に業務委託し、24時間365日の虐待通報・相談受付を実施。コア会議、終結会議及びそれに関連する会議へ出席した。	2,906	A	障がい者虐待に関する身近な相談先が整備されているため	・24時間365日の虐待通報・相談受付の実施 ・虐待コア会議、終結会議及びそれに関連する会議への出席	2,906	虐待防止センター(市が委託する障害者相談支援事業所)との連携を密にし、円滑な虐待対応に継続的に取り組んでいく。	障害福祉企画課	
	59 (再)	地域包括支援センターによる総合相談等の実施	高齢者の総合相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応します。							●	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受け付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	898,941	市内に29センターを設置し、①～③の事業を実施した。 ①114,639件(相談延べ件数) ②10,876件(相談延べ件数) ③280件(会議開催数)	898,941	A	男女を問わず高齢者の幅広い相談をフックストップで受け付け、多職種と連携しながら高齢者が抱える課題の解決に向けた支援を実施できた。	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受け付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	931,450	重層的支援体制整備事業を利用しながら、引き続き高齢者の幅広い相談を受け付け、関係機関と連携しながら支援を実施していく	地域包括ケア推進課	
	64 (再)	男性向け相談の実施	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。		●	●	●	●	●	●	●	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。	508	月2回(年間23日)電話相談日を開設し、年間59件の相談に応じた。特に、相談者自身の健康、生き方、孤独についての相談が多く寄せられた。	405	A	男性の性別役割分担意識に縛られ抱えている悩みの相談に応じ、その解決を支援できた。	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。	496	より多くの方に啓発できるよう、広報手段を検討する。	社会的包摂推進課
	65 (再)	女性向け相談の実施	女性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。			●	●	●	●	●	●	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施した。(電話相談1,388件、面接相談121件、法律相談89件、同行支援16件、合計1,614件)	指定管理料に含む	A	家族関係、夫婦の問題その他人間関係など女性の悩みに関する相談に応じ、解決に向け支援することができた。	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	—	—	社会的包摂推進課
	(6) 被害者支援の充実にに向けた関係機関との連携強化																				
86		関係機関によるネットワーク構築	警察、静岡県の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などDVIに関する機関との情報交換・連携を図ります。								継続的に庁外関係機関とのネットワーク会議に出席し、情報共有を図る。	—	継続的に会議へ参加し、関係機関と情報共有を図った。	—	A	ネットワーク会議に参加することで関係機関との情報共有を行うことができた。	継続的に庁外関係機関とのネットワーク会議に出席し、情報共有を図る。	—	—	社会的包摂推進課	
											庁外関係機関との会議に出席し、情報共有により連携体制の構築を図る	—	継続的に庁外関係機関との会議に出席し、情報共有を図った。	—	A	継続的に庁外関係機関とのネットワーク会議に出席し、情報共有を図れたため。	継続的に庁内関係機関との会議に出席し、情報共有を図る	—	継続して情報共有を図る	福祉総務課(静岡市配偶者暴力相談支援センター)	

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額(千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額(千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	87	関係機関によるネットワーク構築	警察、静岡県の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などDVに関する機関との情報交換・連携を図ります。	●	●	●	●	●	●	代表者会議 年1～2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	692	代表者会議 1回 実務者会議 定例会:36回 進行管理会議:9回 個別ケース検討会議 延39人	572	A	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を検討することができ、ネットワークの強化を図ることができた。	代表者会議 年1～2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	642		こども家庭福祉課(各福祉事務所子育て支援課)	
	88	庁内組織の連携強化	DVに関係する市関係各課による定期的な情報交換・連携を図ります。	●	●	●	●	●	●	継続的に庁外関係機関とのネットワーク会議に出席し、情報共有を図る。	—	継続的に庁外関係機関とのネットワーク会議に出席し、情報共有を図った。	—	A	ネットワーク会議に参加することで関係機関との情報共有を行うことができた。	継続的に庁外関係機関とのネットワーク会議に出席し、情報共有を図る。	—	—	社会的包摂推進課	
										継続的に庁内関係機関との会議に出席し、情報共有を図る	—	継続的に庁外関係機関との会議に出席し、情報共有を図った。	—	A	継続的に庁外関係機関とのネットワーク会議に出席し、情報共有を図れたため。	継続的に庁内関係機関との会議に出席し、情報共有を図る	—	継続して情報共有を図る	福祉総務課(静岡市配偶者暴力相談支援センター)	
	89	職務関係者への研修	DV の特性、被害者の心のケア、相談手法等について相談員等の知識と技術の向上を図る研修を実施する。また、相談員自身が、二次受傷などにより心の問題を抱えることがないよう、スーパーバイザー等による研修を実施します。	●	●	●	●	●	●	相談員等の各種研修・協議会等の参加により知識・技術の向上を図る	—	女性相談員へ県が開催する女性保護担当職員研修会、DVセミナー等への参加を促し、女性相談員が研修・協議会へ参加し知識の向上を図った。	—	A	研修や協議会の参加により相談員の知識向上が図れたため。	相談員等の各種研修・協議会等の参加により知識・技術の向上を図る	—	継続して研修等への参加を促す	福祉総務課	
	90	市職員への研修の実施②	セクシュアル・ハラスメント防止に関する職員研修を実施します。							①階層別研修(所属長研修、新任係長研修)において、ハラスメント防止に関する科目を実施する。 ②全職員を対象にハラスメントの防止に係るeラーニング研修を実施する。	709	①階層別研修(所属長研修、新任係長研修)においてハラスメント防止科目を実施。143人修了。 ②全職員を対象にハラスメントの防止に係るeラーニング研修を実施。5,932人修了。	709	A	①職場において発生しやすいハラスメントを正しく理解し、ハラスメントを防止できるようになるための研修を実施した。 ②全職員に対し、ハラスメントに係る基礎知識を習得させた。	①階層別研修(所属長研修、新任係長研修)において、ハラスメント防止に関する科目を実施する。 ②全職員を対象にハラスメントの防止に係るeラーニング研修を実施する。	737		人事課	
	14 (再)	保育教諭に対する研修の充実	保育教諭に対して男女共同参画に関わる研修を行うことで、幼少期からのジェンダー平等に関する教育の推進を図る。					●	●	●	R7実施なし	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課	
	15 (再)	保育教諭に対する研修の充実	各種研修会において、男女共同参画の考えを推進します。					●	●		初任者研修において「倫理研修」実施する。	—	初任者研修において「人権教育」の講義を実施した。	—	A	計画どおり実施し、研修においてインクルーシブ教育についての啓蒙や男女共に働きやすい職場を推進した。	初任者研修において「人権教育」の講義を実施する。	—	より専門的な内容になるように講師依頼	幼児教育・保育支援課
	16 (再)	教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」や、「性の多様性」等に関する内容を盛り込みます。					●	●		・初任者研修等にて「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施する。 ・道德教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施する。	—	・初任者研修会にて、「男女共同参画」「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込んだ「倫理研修」を実施した。 ・道德教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施した。 ・LGBTQ研修の一環として希望研修「性の多様性研修」を実施した。	—	A	・初任者研修会では、静岡市女性会館に協力を得て、昨年度のアンケートを生かして改善した動画を基に研修を行った。男女共同参画の知識だけでなく、実践につながる学びも多く、男女共同参画への理解を深めることができた。 ・道德教育推進教師研修会にて、学校教育課の指導主事が「学校における人権教育の充実について」の講義を行い、教職員の人権意識の向上を図った。 ・性の多様性研修を行うことで、LGBTQへの理解を深めるとともに、悩みを抱える子供への対応方法なども具体的に考えることができる研修会となった。	・初任者研修会にて「人権教育の理解」についてのオンデマンド動画の視聴を通して、「人権意識の向上」「性の多様性」等に関する研修を実施する。 ・道德教育推進教師研修会で人権に関する研修を実施する。		それぞれの研修会にてアンケートを実施予定である。そのアンケートの内容をもとに、講師と相談し、現場に即した研修になるよう、より効果的な研修になるよう、改善していく。	教育センター
	33 (再)	市職員への研修の実施	市職員を対象として男女共同参画についての研修を実施します。					●	●	●	市職員及び庁外の女性支援員を対象とし、DVに関する研修を実施する。	70	DV被害者対応を内容とした被害者対応研修を実施し、83人が参加。	70	A	DVについての基礎知識、被害者等への二次被害の防止や適切な対応、DV防止法改正等について学ぶことができた。	市職員及び庁外の女性支援員を対象とし、DVに関する研修を実施する。	100	—	社会的包摂推進課
	43 (再)	母子保健指導の実施	母子健康手帳交付時や母子健康診査事業などを通して、母子の健康保持増進と乳児の身心の健やかな成長を図る。また、DVの早期発見や相談機関との連携を図ります。	●				●	●		母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時に母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	350,333	母子健康手帳交付時の相談 3,547件 妊婦健診 延41,446件 妊婦歯科健診 1,712件	342,555	A	母子健康手帳交付や妊産婦健診等を通じて母子の健康状態を把握し事後フォローにつなぐことができた。	母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時に母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	343,118		こども家庭福祉課(各区健康支援課)
	50 (再)	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	関係機関と連携し、配偶者暴力相談支援センター機能を果たす体制を整備します。	●	●	●	●	●	●	連絡調整等を行い、関係機関との連携を図る。	—	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図った。	—	A	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図ることができたため。	連絡調整等を行い、関係機関との連携を図る。	—	連携強化を継続して図る	福祉総務課	
										DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図る。	—	DVネットワークを活用し、関係機関との連携に努めた。	—	A	関係機関との連携により、DVに関する支援を適切に行うことができたため。	DVネットワークを活用し、関係機関との相談体制、連携の強化を図る。	—	—	社会的包摂推進課	

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	91	議員への研修の実施	ハラスメント防止に関する議員研修を実施します。					●	●	●	新議員を対象に、ハラスメントの防止に関する研修を実施する。	—	令和7年度から新しく議員となった10名に対し、議会事務局の職員によるハラスメント防止に関する研修を実施した。	—	A	近年、政治分野におけるハラスメント行為も増加の傾向にあるが、議員のハラスメント防止への意識を醸成し、男女を問わず多様な人材の参画を促すことで、開かれた議会への一歩へと繋げることができた。	なし	—		議会総務課
	(7) 加害者の再発防止と更生支援の充実にに向けた関係機関との連携強化																			
	92	加害者・被害者対応についての調査・研究	国における加害者更正プログラムの調査研究や他自治体の取組についてその推進状況の把握につとめ、施策のあり方についての研究及び情報収集に努めます。					●	●		DV分野に精通した講師を招致し、庁内研修を開催する。	— (NO. 35に含む)	DV分野に精通した講師を招致し、DV被害者対応研修を開催した。庁内外の支援者83名が参加し、アンケートも100%と高い理解度であった。	— (NO. 35に含む)	A	DV被害者対応研修において、DVの基礎知識や2次加害を防ぐための講義を実施し、DV被害者・加害者への適切な対応をするための情報提供ができた。	DV分野に精通した講師を招致し、庁内外の支援者にDV被害者対応研修を開催する。	— (NO. 35に含む)		社会的包摂推進課
	93	国・県・政令指定都市等の情報収集	国、県、政令指定都市等からの情報を収集し、対策を研究します。					●	●	●	加害者更生プログラムをはじめとする情報収集のため国、県等が主催する研修会等に参加する。	—	7月大都市男女共同参画行政主管者会議等の会議に出席し、加害者更生プログラムに係る情報を含む、その他国や県、政令指定都市との情報交換を行った。	—	A	各回会議及び研修に出席し、加害者更生プログラムを含むDVIに関する情報収集ができた。	加害者更生プログラムをはじめとする情報収集のため国、県等が主催する研修会等に参加する。	—		社会的包摂推進課
	94	加害者相談機関の情報提供	DV加害者相談を行っている民間団体等の情報を関係機関と共有します。					●	●	●	加害者更生支援等に係る相談窓口等を周知する広報物の配架を行う。	—	加害者更生支援等に係る相談窓口等を周知する広報物の配架を行った。	—	A	加害者更生支援等に係る相談窓口等の広報物を配架することで周知が行えた。	加害者更生支援等に係る相談窓口等を周知する広報物の配架を行う。	—		社会的包摂推進課、児童相談所
民間団体のリストアップ及び庁内女性相談員・女性相談担当職員等に情報共有を図る。											—	加害者相談を実施している団体のリストアップが完了していない。	—	C	加害者相談を行っている民間団体等のリストアップが完了していないため。	加害者相談を実施している民間団体について調査を行う。	—	国等の動向を注視するとともに、県等に聞き取りを行い、加害者相談を実施している民間団体の把握に努める。	福祉総務課	

基本目標4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障

(1) 性差及びライフステージに応じた健康支援																				
	95	エイズや性感染症の検査、相談の実施	エイズや性感染症の検査、相談を実施します。			●	●	●	●	●	エイズや性感染症の検査、相談を実施する	1,717	HIV検査及び性感染症の検査を222件、随時相談を40人に実施した。検査日程はホームページに掲載し周知した。	982	A	検査希望者に対し、100%検査を実施でき、様々な年代・性別の人に対して随時相談に応じることができた。	HIVや性感染症の検査、相談を実施する	1,947	検査を受けやすい体制づくりとして郵送検査や夜間検査、即日検査を実施していく予定である。	感染症対策課・環境保健研究所
	96	エイズ予防啓発の実施	ライフステージに応じたエイズへの知識の普及、感染予防の啓発を行います。			●	●	●	●		中学、高校、大学、専門学校、少年鑑別所、各種団体に出向いての予防講座や、啓発物の配布等を実施する。	498	年間10回少年鑑別所より依頼があり、HIV/性感染症に関する健康教育を実施した。また市内4大学で啓発物の配布を実施した。	456	A	少年鑑別所、大学生に向け啓発冊子を配布しHIV・性感染症の知識の普及、感染予防の啓発を行うことができた。	中学、高校、大学、専門学校、少年鑑別所、各種団体に出向いての予防講座や啓発物の配布等(1,000枚)を実施する。	361	出前講座の周知のため学校保健関係の会合等で周知を図っていく。また啓発物の配布を大学以外に街頭などでも配布も検討していく。	感染症対策課
	97	喫煙や受動喫煙による健康被害の防止に関する啓発活動の実施	喫煙や受動喫煙による健康被害の防止に関する啓発活動を実施します。		●	●	●	●	●		禁煙デーキャンペーンにおける啓発キャンペーンの実施(1,200セット)、禁煙週間におけるパネル展示の実施(2か所)、喫煙防止教室の実施(70校以上)	490	禁煙デーキャンペーンにおける啓発キャンペーン:1回(1,200セット)、静岡庁舎・清水庁舎でのパネル展示、喫煙防止教室の実施延べ79校	481	A	計画していた啓発に加え、企業への講演会を1回及びパネル等の貸出を2か所に実施できた。	①世界禁煙デーにおけるキャンペーンの実施(民間企業や関係団体と連携して啓発の実施と静岡庁舎本館ドームのイエローグリーンライトアップの実施)。 ②喫煙習慣におけるパネル展示の実施(2か所) ③喫煙防止教室の実施(延べ70校以上)	520	街頭キャンペーンによる啓発から市民に身近な商業施設での啓発イベントへ見直すとともに、関係団体等(主に職域)への事業周知の実施や市HPの見直し等を通じ、事業のPRを図ることとした。	健康づくり推進課
	98	薬物乱用防止に関する啓発活動の実施	薬物等の乱用防止のため、啓発活動を実施します。		●	●	●	●	●	●	・県や民間団体が実施する街頭啓発活動に協力する。 ・薬学講座及び薬物乱用防止講習会の開催に協力する。	50	県が開催した街頭啓発活動に1回参加した。 静岡市薬剤師会が開催した街頭啓発活動に1回参加した。 薬物乱用防止に関する指導員研修に2回参加した。 薬学講座の開催(1回)に協力した。	0	A	街頭啓発活動や薬学講座の実施への協力により、男女の健康支援を行うことができた。	・県や民間団体が実施する街頭啓発活動に協力する。 ・薬学講座及び薬物乱用防止講習会の開催に協力する。	30		生活衛生課
	99	依存症対策事業の実施	関係機関の支援者や当事者家族に対して依存症に関する知識の普及や技術援助を行います。また、当事者に対して依存症からの回復を目指したプログラムを実施します。					●	●	●	・依存症関連問題研修会(1回) ・依存症関連問題等スキルアップセミナー(1回) ・家族教室の実施(6回) ・ギャンブル依存集団回復プログラムの実施(24回) ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会の実施(1回) ・問題解決しない事例検討会ファシリテーター養成講座(1回)	1,288	・依存症関連問題研修会 1回開催 ・依存症関連問題等スキルアップセミナー 1回開催 ・家族教室の実施 6回実施 ・ギャンブル依存集団回復プログラムの実施 24回実施 ・かかりつけ医依存症対応力向上研修会の実施 1回開催	1,223	A	計画通り実施し、アルコール・ギャンブル・薬物等の依存症に関する知識を普及することで、生涯を通じた健康管理を支援することに寄与することができた。 また、依存の問題を抱える本人やご家族に対し、回復のためのプログラムや家族教室を提供することで、誰もが相談しやすい体制の充実に寄与することができた。	・依存症関連問題研修会(1回) ・家族教室の実施(6回) ・ギャンブル依存集団回復プログラムの実施(24回) ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会の実施(1回) ・問題解決しない事例検討会ファシリテーター養成講座(1回) ・【新規】依存症地域協働事業(1回)	1,165	依存症相談拠点として、引き続き、依存症問題の動向や課題の把握に努めながら、研修会等の実施に当たっては、支援機関や家族のニーズを踏まえた内容となるよう企画・運営していく。 また、市民等の依存症に関する誤解や偏見をなくし、適切な治療や支援につなげることが出来るよう、依存症に関する正しい理解に向けた普及啓発を継続して行う。	こころの健康センター
	100	妊産婦健康支援事業の実施	母子健康手帳交付時の相談、妊婦健康診査・妊婦歯科健診・相談、妊産婦家庭訪問を実施します。	●					●	●	母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時に母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	350,333	母子健康手帳交付時の相談 3,547件 妊婦健診 延41,446件 妊婦歯科健診 1,712件	342,555	A	母子健康手帳交付や妊産婦健診等を通じて母子の健康状態を把握し事後フォローにつなぐことができた。	母子健康手帳の交付や、健康講座・健康診査時に母子の健康状態や生活環境を把握し、関係機関と連携し、事後フォローの充実を図る。	343,118		こども家庭福祉課(各区健康支援課)

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)								④R7事業実施計画	⑤R7予算額(千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額(千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上											
	101	不妊治療費助成事業の実施	高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する経費の一部を助成します。						●	●		不妊治療費(先進医療)補助、不育症治療費補助を実施。	22,742	補助件数: 不妊治療費(先進医療)補助 555件 不育症治療費補助 10件	20,599	A	不妊治療(先進医療)及び不育症治療費の補助制度及び周知等を行うことで、不妊等に関する理解の促進ができた。	不妊治療費(先進医療)補助、不育症治療費補助を実施。	21,434		こども家庭福祉課
	102	乳幼児健康支援事業の実施	乳幼児健診・相談の実施を通して、育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	●					●	●		継続的な支援の実施。	76,568	4か月児健診 受診者数 3,344人 10か月児健診 受診者数 3,320人 1.6健診 受診者数 3,502人 3歳児健診 受診者数 3,913人	75,969	A	乳幼児への健診・相談業務を通し、育児に課題を抱えた家庭を把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	継続的な支援の実施。	75,599		こども家庭福祉課(各区健康支援課)
	103	母子療育訓練事業の実施	障がいのある児童及び保護者に対し、通園の場を設けて適切な療育・訓練や指導等を実施する「静岡市清水うみのこセンター」を運営します。	●								療育訓練、療育相談、母子・父子指導等の実施	38,648	療育訓練 延利用者数2,201人 ・療育訓練 延利用者数 0人 ・交流保育 延利用者数 56人 ・特別指導 延利用者数 232人 ・訪問指導 延利用者数 2,570人 ・療育相談 延利用者数 2,570人	38,250	A	障がいのある児童及び保護者に対し、通園の場を設けて適切な療育・訓練や指導等を実施したため。	療育訓練、療育相談、母子・父子指導等の実施	37,849	引き続き、適切な施設運営により障がいのある児童及び保護者への支援を行う。	障害福祉企画課
	104	各種検診の実施	がん検診(胃、乳、子宮、大腸、肺、前立腺)、骨粗しょう症検診を実施します。						●	●	●	引き続き託児付き検診や日曜日の検診を実施するとともに、男女ともに受診者数増加に向けて受診勧奨通知の発送をはじめ周知啓発を進めていく。	738,840	・無料託児付き検診の実施(8回) ・サンデーレディース健診の実施(年間5回) ・対象者へ受診勧奨通知送付50歳男女に5大がん検診のリーフレット送付(9,934通)	688,068	A	託児付き検診(乳がん検診及び子宮頸がん検診)を実施するとともに、日曜日に女性限定の検診受診日を設定するサンデーレディース検診を実施し、さらに男女ともに受診勧奨通知を送付することを通じて男女ともに各がん検診の受診しやすい環境整備を行った。	・無料託児付き検診の実施(9回) ・サンデーレディース健診の実施(年間5回) ・対象者へ受診勧奨通知送付(1回)	667,639		健康づくり推進課
	105	健康づくりに関する講座等の実施	生活習慣病予防等に関する講座などを実施します。						●	●		健康まつり、食生活サポート講座、健康教育教室等を実施する。	2,938	①健康まつり・地区まつり 44 回 ②食生活サポート講座 14 回 ③健康教育教室他 54 回 全 112 回 延参加者数 7,386 人	2,620	A	ライフステージに応じた健康教育教室等を実施できた。	健康まつり、食生活サポート講座、健康教育教室等を実施する。	2,893	—	健康づくり推進課(各区健康支援課)
	106	ライフステージに応じた各種スポーツ教室の開催	ライフステージに応じて、主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。	●	●	●	●	●	●	●	●	性別・年齢、障がいの有無を問わず、誰でも気軽に楽しめるニュースポーツを紹介していくとともに、各種スポーツ教室および各種スポーツ大会を開催する。	①281千円 ①②③722千円の一部 ※静岡市スポーツ推進委員連絡協議会補助金	①チャレンジ！スポーツラリー(3月)339人 ②チャレンジ！スポーツDAY(葵区:1回 駿河区:1回 清水区:2回)309人 ③ニュースポーツ交流大会(葵区:1回 駿河区:2回 清水区:1回 市:1回)419人	①182 ②③722(の一部)	B	性別・年齢、障がいの有無を問わず、誰でも気軽に楽しめる各種スポーツ教室および大会を開催した。	①「チャレンジ！スポーツラリー」の実施(1回) ②「チャレンジ！スポーツDAY」の実施(葵区:1回 駿河区:1回 清水区:2回) ③ニュースポーツ交流大会の実施(葵区:3回(ディスコン、ファミリーバドミントン、スカイクロス) 駿河区:2回(ファミリーバドミントン、ディスコン) 清水区:2回(ビーチボール、キンボール))	①190 ②662(の一部)	年々、参加者の減少しているため、魅力的な種目の検討や開催時期の見直しを行う。また、例年「区民スポーツ大会」で行っていたニュースポーツ大会の規程や参加資格を大幅に緩和し、誰もが気軽に楽しめるものにする。	スポーツ振興課
	107	若年がん患者等生殖機能温存療法治療費補助	がん治療により生殖機能が低下し、又は失われる可能性がある医師に診断された43歳未満の方に対して、生殖機能温存治療費を補助します。	●	●	●	●	●	●	●		補助対象となる生殖機能温存治療に係る経費を要するがん患者へ、補助金の交付をする(交付実施率100%)	10,460千円の一部	補助対象となる生殖機能温存治療に係る経費を要するがん患者に対し、計1件(卵子凍結1件、胚凍結3件)の補助金の交付を実施した(交付実施率100%)	306	A	補助金の交付により、将来子どもを産み育てることを望むがん患者等が、希望をもってがん治療に取り組めるよう支援を行うことができた。	補助対象となる生殖機能温存治療に係る経費を要するがん患者へ、補助金の交付をする(交付実施率100%)	10,353千円の一部	支援を必要としている市民が利用できるよう、引き続き事業の周知を行う。	健康づくり推進課
	108	勤労者の文化・教養の向上のための各種講座の実施	勤労者の文化・教養の向上や健康増進のための、各種講座等を実施します。						●	●		・パソコン講座:24・27・20講座以上 ・フィットネス講座:28・28講座・フィットネス週16回以上、プール週12回以上 (指定講座:北部・南部・東部の順)	—	・パソコン講座:24・27・21講座以上 ・フィットネス講座:28・30講座・フィットネス週16回以上、プール週12回以上 (指定講座:北部・南部・東部の順)	—	A	計画を上回る実績となり、勤労者の文化教養の向上、健康増進に寄与することができた。	・勤労者等の教養講座:24講座・60回・30回以上 ・フィットネス講座:28講座・300回・フィットネス週16回以上及びプール週12回以上 (指定講座:北部・南部・東部の順)	—	勤労者のニーズを踏まえ、より多くの利用につながるよう講座内容の充実を図る。	商業労政課
	109	子ども医療費の助成	保護者の経済的負担の軽減と子どもの健全な育成のため、子どもの医療費の一部を助成します。	●	●	●	●					市内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	2,868,815	1,243,467件(入院と通院の合計)の医療費助成を実施。	2,768,990	A	性別に関らず、子どもに係る医療費を確実に助成したことで、経済的負担の軽減、子どもの健全な育成の支援を行うことができた。	市内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	2,933,000		こども家庭福祉課
	110	女性の健康づくり普及啓発事業	イベント等で、やせや更年期症状等女性のライフステージに応じた健康に関する情報発信や乳・子宮頸がん・骨粗しょう症検診の受診啓発を行う。			●	●	●	●	●	●	①女性の健康週間中(3/1～3/8)、静岡庁舎にて女性の健康づくりに関するパネル展示 ②女性の健康に関するイベント 年3回	-	①静岡庁舎にて女性の健康づくりに関するパネル展示を実施 ②女性の健康に関するイベント 年3回実施	-	A	来庁者や関係者に向けて、女性の健康に関する情報発信の機会となった。	①女性の健康週間中(3/1～3/8)、静岡庁舎にて女性の健康づくりに関するパネル展示 ②女性の健康に関するイベント 年3回	-	関係機関と連携し、展示内容の充実や情報発信方法の工夫により、女性の健康に関する効果的な普及啓発を図る。	健康づくり推進課

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)								④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課	
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上												
	(2) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する教育及び啓発の推進																					
	111	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツを啓発します。				●				実施予定なし	-		-	-	-	-	-	-		社会的包摂推進課	
	35 (再)	学校向け出前講座による性教育の実施	性教育に関する学校向けの出前講座を開催します。		●	●					市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	312	市内小・中学校25校で出前講座(小学生テーマ:誰もが自分らしく輝くために、中学生テーマ:豊かなセクシュアリティ)を実施し、小学生457人、中学生2,130人が受講した。	300	A	講師を派遣し、自分らしさ・セクシュアリティについて、生徒に考えてもらうきっかけづくりができた。	市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。	300	-		社会的包摂推進課	
	36 (再)	地域人材を活用した教育活動の充実	地域人材を活用した教育活動の充実のため、男女問わず幅広い人材を掲載した人材リストを作成し、市内各学校に周知します。		●	●			●	●	●	2,957	市立小中学校113校(118校中)で実施。	2,411	A	男女共同参画を実現するための市民活動を促進することができた。	学校教育活動全般に民間教育力を導入して、子どもたちの体験的な学習や問題解決的な学習を充実させるため、その費用の補助や様々な分野で活躍されている外部講師の人材バンクを学校に提供する。	2,731	男女問わず幅広い人材を掲載した人材リストを作成し、市内各学校に情報提供及び周知を行う。	学校教育課		
	(3) 性に関する相談体制の充実																					
	112	障害者等相談支援事業の実施	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人及び保護者等からの相談に応じ、情報提供や必要な支援を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	①障害者等相談支援事業を実施する。(7カ所) ②地域の相談支援体制等を強化する取組みを実施する。	135,280	①障がい者等相談支援事業を実施した(7カ所)。 ②地域の相談支援体制等を強化する取組みを実施した。	134,209	A	障がい者本人及び保護者が相談できる体制を充実させることができたため。	①障害者等相談支援事業を実施する。(7カ所) ②地域の相談支援体制等を強化する取組みを実施する。	138,183	障がい者本人及び保護者等が相談できる体制を強化していく。	障害福祉企画課		
	113	特別支援教育に関する相談の実施	特別支援教育を必要とする児童・生徒、保護者等への相談を実施します。	●	●	●					障害を有する幼児、児童、生徒の在籍する園、学校へ訪問、又は、幼児、児童、生徒の特別支援教育センターへの来所による相談を実施する。	4,264	就学に係る幼児、児童生徒の教育相談1,703回、小学校及び中学校の巡回相談は128回実施した。	3,667	A	障害を有する幼児、児童、生徒、及びその保護者の相談に応じ、その解決を支援できた。	障害を有する幼児、児童、生徒の在籍する園、学校へ訪問、又は、幼児、児童、生徒の特別支援教育センターへの来所による相談を実施する。	4,620	教育相談件数が年々増加しており、内容也多岐にわたっている。対応にばらつきが出ないよう、所内での情報共有を適切に行い、意識合わせを行う必要がある。	学校教育課		
	114	女性相談・男性相談・にじいろ電話相談の相談員に対する研修の充実	相談にあたって、ジェンダー問題の視点で対応できるよう、相談員に対する研修を充実します。							●	●	●	①女性会館事業:女性のためのカウンセリングにおいて、年間2回スーパービジョンを実施する。 ②男性相談員の知識・相談技術の向上を図るため、相談員研修年間1回及びスーパービジョン年間2回を実施する。	①指定管理料に含む ②220	①女性のための総合相談におけるスーパービジョンを年3回実施し事例等の共有を図った。さらに相談員研修会を3回実施した。 にじいろ電話相談におけるスーパービジョンを年1回実施し、事例等の共有を図った。 ②7月に相談員研修を、9月と2月に相談員を対象にスーパービジョンを実施した。	①指定管理料に含む ②181	A	①ジェンダーの問題の視点で相談対応できるよう、SVや研修会を通じ相談員の知識・相談技術の向上を務めた。 ②相談員研修やSVを通して相談技術の向上が図られた。	①女性会館事業:女性のためのカウンセリングにおいて、年間2回スーパービジョンを実施する。 ②男性相談員の知識・相談技術の向上を図るため、相談員研修年間1回及びスーパービジョン年間2回を実施する。	①指定管理料に含む ②220	-	社会的包摂推進課
	115	男性向け電話相談員の養成	男性向け電話相談の相談員を養成します。							●	●	●	男性相談員の知識・相談技術の向上を図るため、相談員研修年間1回及びスーパービジョン年間2回を実施する。	220	7月に相談員研修を、9月と2月に相談員を対象にスーパービジョンを実施した。	181	A	相談員研修やSVを通して相談技術の向上が図られた。	男性相談員の知識・相談技術の向上を図るため、相談員研修年間1回及びスーパービジョン年間2回を実施する。	220	-	社会的包摂推進課
	116	性差別に関する相談の実施	性別に関する差別に関する相談体制を整備します。	●	●	●	●	●	●	●	●	静岡市男女共同参画専門相談委員のアドバイスに基づき、性別により差別した取扱い等の相談に対して、適切な対応や解決を促す。	144	該当案件なし	-	A	該当案件はなかったものの、静岡市男女共同参画推進条例第23条に基づく苦情・相談について、窓口紹介リーフレットの作成及び市ホームページへの掲載により周知を図ることができた。	静岡市男女共同参画専門相談委員のアドバイスに基づき、性別により差別した取扱い等の相談に対して、適切な対応や解決を促す。	72	-	社会的包摂推進課	
	48 (再)	女性のための居場所づくり事業 ふらり	困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性会館・清水区に開設する。	●	●	●	●	●	●	●	●	実施予定なし	-	-	-	-	-	-	-	-		社会的包摂推進課
	49 (再)	女性相談、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援	相談員が配偶者等からの暴力被害者、その他の女性の相談に応じ、必要な助言・保護を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	177	事業を継続して実施した。	116	A	配偶者等からの暴力被害者、その他女性の相談に適切に対応していたため。	事業の継続実施	174	安定した事業の継続実施を図る		福祉総務課(各福祉事務所生活支援課)
51 (再)	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。							●	●	●	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月、木、金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	0	祝日および年末年始の休暇を除く週3日(月・木・金)、予約による来所相談を実施した。また、専門相談については随時、実施した。	0	A	計画通り実施し、精神保健福祉相談を通じて被害者の自立支援に寄与できた。	・精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週3日(月、木、金)予約制による面接相談と随時専門相談を実施	0	所内の事例検討を通じて職員の相談対応力の向上を図る。適切な社会資源につながるよう職員間で情報共有していく。予約日まで期間が空く相談者に対しては、予約受付時にも必要な助言及び他機関の情報提供も行う。	こころの健康センター	
52 (再)	精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉に関する相談や精神障害者のための各種支援事業を行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	精神科医による定例相談 各区にて月1回開催 精神保健福祉相談員による相談	843	毎月各区1回ずつの精神科医による相談会を設定、実施回数は31回、相談件数は50件。 精神保健福祉相談員による随時相談件数は9,572件。	716	A	相談内容の性差はないものの、精神保健福祉に関する相談に応じ、必要に応じて受診勧奨、福祉サービスの利用を促すことで、自立及び社会参加の促進につながった。	精神科医による定例相談 各区にて月1回開催 精神保健福祉相談員による相談	843	精神科医による定例相談件数は前年度比138%と増加している。今後、必要により多くの相談者の相談にのることができるよう、相談会の周知活動を行っていく。	精神保健福祉課		

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額(千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額(千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	54 (再)	こども若者相談センターの運営	0歳から39歳までのこども・若者に関する相談を受け付けます。	●	●	●	●	●			①面接相談相談受付:平日8時30分～17時15分 ②静岡市24時間こども若者電話相談:毎日24時間 令和7年度より、事業名が「こども若者相談センターの運営」に変更	10,978	こども・若者に関する相談を受け付け、相談者の状況に応じて関係機関と連携し、支援を行った。面接相談494件、電話相談1558件。	8,866	A	個別の面接相談における継続的な支援のほか、必要に応じて関係機関と連携して取り組むことができた。	①面接相談相談受付:平日8時30分～17時15分 ②静岡市24時間こども若者電話相談:毎日24時間	9,405	引き続き、当センターの周知に努めると共に関係機関との連携のもと相談者の状況に応じたきめ細やかな支援に努めていく。	こども若者応援課
	60 (再)	女性のための支援者養成講座の実施	女性の困難を理解する支援者を増やすため、講座や、出前講座を実施する。						●	●	●	0	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課	
	64 (再)	男性向け相談の実施	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。		●	●	●	●	●	●	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。	508	月2回(年間23日)電話相談日を開設し、年間59件の相談に応じた。特に、相談者自身の健康、生き方、孤独についての相談が多く寄せられた。	405	A	男性の性別役割分担意識に縛られ抱えている悩みの相談に応じ、その解決を支援できた。	毎月2回(ただし祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。	496	より多くの方に啓発できるよう、広報手段を検討する。	社会的包摂推進課
	65 (再)	女性向け相談の実施	女性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。			●	●	●	●	●	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施した。(電話相談1,388件、面接相談121件、法律相談89件、同行支援16件、合計1,614件)	指定管理料に含む	A	家族関係、夫婦の問題その他人間関係など女性の悩みにに関する相談に応じ、解決に向け支援することができた。	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
	99 (再)	依存症対策事業の実施	関係機関の支援者や当事者家族に対して依存症に関する知識の普及や技術援助を行います。また、当事者に対して依存症からの回復を目指したプログラムを実施します。						●	●	●	1,288	・依存症関連問題研修会 1回開催 ・依存症関連問題等スキルアップセミナー 1回開催 ・家族教室の実施 6回実施 ・ギャンブル依存集団回復プログラムの実施 24回実施 ・ギャンブル依存集団回復プログラムの実施 24回実施 ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会の実施 1回開催 ・問題解決しない事例検討会ファシリテーター養成講座(1回)	1,223	A	計画通り実施し、アルコール・ギャンブル・薬物等の依存症に関する知識を普及することで、生涯を通じた健康管理を支援することに寄与することができた。 また、依存の問題を抱える本人やご家族に対し、回復のためのプログラムや家族教室を提供することで、誰もが相談しやすい体制の充実に寄与することができた。	・依存症関連問題研修会(1回) ・家族教室の実施(6回) ・ギャンブル依存集団回復プログラムの実施(24回) ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会の実施(1回) ・問題解決しない事例検討会ファシリテーター養成講座(1回) ・【新規】依存症地域協働事業(1回)	1,165	依存症相談拠点として、引き続き、依存症問題の動向や課題の把握に努めながら、研修会等の実施に当たっては、支援機関や家族のニーズを踏まえた内容となるよう企画・運営していく。 また、市民等の依存症に関する誤解や偏見をなくし、適切な治療や支援につなげることが出来るよう、依存症に関する正しい理解に向けた普及啓発を継続して行う。	こころの健康センター

基本目標5 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

(1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援																				
117	高齢者虐待予防講演会等の開催	高齢者虐待の早期発見、早期対応、高齢者への援助、養護者への援助等をテーマとした講演会等を行います。						●	●	●	高齢者虐待予防講演会等の実施1回開催	64	1回開催	112	A	講演会には男女を問わず、20代から80代と幅広い年齢層の参加があり、高齢者虐待予防の啓発ができた。	高齢者虐待予防講演会等の実施1回開催	65	引き続き世代男女を問わず参加を募っていく。	地域包括ケア推進課
118	障がい当事者等による相談の実施	地域において障がいのある者又はその家族による相談を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	●	地域にお住まいの障害のある方またはその家族が、障害者相談員として、障害のある方等への相談に応じる。 また、聴覚障害のある人等からの相談に応じるため、聴覚障害のある相談員を毎月定例日に各区役所に配置し、相談支援を行う。	1,267	身体障害者相談員:21人 知的障害者相談員:25人 聴覚障害者相談員1人 相談対応率はいずれも100%	1,123	A	各障害の相談に全て対応し、地域の課題解消に寄与したため。	地域に住む障害のある方またはその家族が、障害者相談員として、障害のある方等への相談に応じる。	1,149	身体・知的障害者相談員の世代交代について推薦団体と調整する。	障害福祉企画課
119	発達障害者支援センターの運営	発達障害者及びその家族に対する支援を総合的に行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	発達障害者支援センター1カ所を委託し、引き続き支援が必要な方への相談業務を行う。	61,711	関係機関と連携し、計画どおり事業を実施した。(相談支援:570人、発達支援1146人、就労支援件数:116人)	61,371	A	支援を必要とする発達障がい児者への個別相談や、支援者の相談に応じる事ができている。今後は地域の中での支援体制を構築していく必要があり、より専門的な対応を実施する。	発達障害者支援センター1カ所を委託し、引き続き支援が必要な方への相談業務を行う。	68,381	機関コンサルテーションなどの関係機関への支援を引き続き実施することで対応力の向上を図り、地域での対応を促すとともに、専門性の高い個別相談に積極的に応じる。	障害福祉企画課
120	老人福祉センターの運営	市内老人福祉センターの管理、運営を行います。							● (60歳～)	●	老人福祉センター(8箇所)を管理運営する。	260,593	老人福祉センター(8か所)を適切に管理運営した。	248,297	A	各種相談、介護予防、教室講座などは基本的に男女の区別なく利用、参加が可能であり、また企画の特性に応じて男性・女性限定とした対応も行っている。	老人福祉センター(8か所)を管理運営する。	513,884		高齢者福祉課
121	シニアクラブの運営支援	高齢者の生きがいと健康づくり、活発な社会参加への機会として、地域の高齢者によって組織されている単位シニアクラブ、取りまとめている静岡市シニアクラブ連合会の運営費を補助します。							● (60歳～)	●	静岡市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの運営に対して補助金を交付する。	43,979	静岡市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブに対して適切に補助金を交付した。	43,095	A	老人クラブ連合会内の女性委員会において、女性の活躍を推進する活動が実施されており、また、各シニアクラブにおいて、男性の地域活動の参加を促進することができた。	静岡市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの運営に対して補助金を交付する。	42,479		高齢者福祉課
122	シルバー人材センターの運営支援	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進のため、シルバー人材センターの運営費を補助します。							● (60歳～)	●	静岡市シルバー人材センターの運営に対して補助金を交付する。	46,258	静岡市シルバー人材センターに対して適切に補助金を交付した。	46,258	A	女性向け体験会及び入会説明会を年2回実施し、女性会員の増加を促進することができた。	静岡市シルバー人材センターの運営に対して補助金を交付する。	46,258		高齢者福祉課
123	重度心身障害者に対するタクシー料金の助成	重度心身障害者に対するタクシー料金の助成を行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	対象となる重度心身障害者に対してタクシー利用券を交付することで社会参加の促進を図る。	21,345	タクシー利用助成券 33,985枚利用	19,850	A	計画どおり実施し、障がい者が生活圏を拡大し、社会参加の促進を図ることができた	対象となる重度心身障害者に対してタクシー利用券を交付することで社会参加の促進を図る。	19,240	特になし	障害者支援推進課

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額(千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額(千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	124	障害者就職面接会の開催	障がい者の就職を支援するための面接会を開催します。					●	●	●	・障害者就職面接会を開催する。(年2回開催予定) ・障がい者の雇用、職場定着及び更なる理解の促進を目指し、雇用管理セミナーにおいて「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催する。	301	障害者就職面接会 2回実施 精神・発達障害のためのしごとサポーター養成講座開催	165	A	面接会及びセミナーの実施により、障がいのある人が自立して生活していくための支援ができた。	・障害者就職面接会を開催する。(年2回開催予定) ・障がい者の雇用、職場定着及び更なる理解の促進を目指し、雇用管理セミナーにおいて「精神・発達障害者のためのしごとサポーター養成講座」を開催する。	301	取組を継続実施するとともに、「就フェス」(障害福祉企画課)等関連事業と相互に周知を図ることにより、各取組の認知度の向上や内容の充実を図る。	商業労政課
	125	障がい者地域活動支援センターの運営支援	障がい者等の日中活動の場を確保し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする地域活動支援センターの運営を補助します。					●	●	●	地域活動支援センターの運営にかかる費用について補助金を交付する。	25,560	計画通り2施設に対し補助金を交付した。	23,414	A	障害のある方の日中活動の場として、創作活動や地域交流等を通じた社会参加の機会の確保に寄与したため。	地域活動支援センターの運営費に対して補助金を交付する。	25,486	引き続き、適正な運営が確保されるよう指導していく。	障害福祉企画課
	126	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業の実施	高齢者を対象とした優良な賃貸住宅を建設した事業者に対し、建設費の一部及び入居者の負担軽減のための家賃減額に係る補助を実施します。						●	●	12棟246戸に対して、家賃減額に係る補助を実施する。	99,136	以下のとおり家賃補助を実施した。 【令和7年4月～令和8年2月末】 12棟 総数246戸のうち243戸 【令和8年3月】 11棟 総数219戸のうち217戸 ※2月末に1棟終了のため	89,939	B	計画通り実施出来なかったが、補助金を交付することにより男女共同参画の推進に寄与できたため	11棟219戸に対して、家賃減額に係る補助を実施する。	85,388	引き続き、市ホームページと広報誌に掲載し、市民に周知する。	住宅政策課
	59 (再)	地域包括支援センターによる総合相談等の実施	高齢者の総合相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応します。						●		①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受け付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	898,941	市内に29センターを設置し、①～③の事業を実施した。 ①114,639件(相談延べ件数) ②10,876件(相談延べ件数) ③280件(会議開催数)	898,941	A	男女を問わず高齢者の幅広い相談をワンストップで受け付け、多職種と連携しながら高齢者が抱える課題の解決に向けた支援を実施できた。	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受け付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	931,450	重層的支援体制整備事業を利用しながら、引き続き高齢者の幅広い相談を受け付け、関係機関と連携しながら支援を実施していく	地域包括ケア推進課
	(2) ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭等)への支援																			
	127	母子家庭や父子家庭等に対する医療費の助成	母子家庭や父子家庭等の生活の安定と健康の保持のため、医療費の助成を行います。	●	●	●	●	●			母子家庭、父子家庭、両親のいない児童、または両親あるいは片親が重度の障害者などの家庭で、20歳までの児童を養育している場合には、保険診療による医療費の自己負担を助成する。	137,250	67,316件(入院と通院の合計)の医療費助成を実施。	136,642	A	母子家庭や父子家庭等の医療費を助成することで生活の安定と健康の保持のため経済的支援を実施できた。	母子家庭、父子家庭、両親のいない児童、または両親あるいは片親が重度の障害者などの家庭で、20歳までの児童を養育している場合には、保険診療による医療費の自己負担を助成する。	117,022		こども家庭福祉課
	128	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭や父子家庭等に修学資金や生活資金の貸付を行います。		●	●	●	●	●		市内に在住する母子及び父子並びに寡婦に対して、各区で行った貸付審査に基づき、適切な貸付事務及び債権収納業務の委託を実施する。	361,900	母子及び父子並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するため修学、就学支援、転宅、生活、修業資金等481件の貸付を実施した。	336,363	A	母子及び父子並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成に必要な支援となる貸付を行うことができた。	市内に在住する母子及び父子並びに寡婦に対して、各区で行った貸付審査に基づき、適切な貸付事務及び債権収納業務の委託を実施する。	384,700		こども家庭福祉課
	129	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭や父子家庭等に対し、生活援助や子育て支援を行う家庭生活支援員を派遣します。					●	●	●	一時的に生活扶助、保育サービスが必要な場合や生活環境の変化により日常生活に支障が生じているひとり親家庭に支援員を派遣する。	2,985	子育て支援を48件に、日常生活の支援を行う生活援助を61件に対して実施した。延べ派遣回数146回	2,980	A	日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対し、支援員を派遣し、子育て支援及び生活支援を行うことができた。	一時的に生活扶助、保育サービスが必要な場合や生活環境の変化により日常生活に支障が生じているひとり親家庭に支援員を派遣する。	3,070		こども家庭福祉課
	81 (再)	母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭等就業・自立支援センター運営事業、ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭や父子家庭等の自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターの運営を行い、各セミナーの開催及び就業相談、職業紹介、などの事業を行う。また、就業を支援するための給付金を支給します。 ひとり親家庭の精神的支援や生活の安定を図るため、児童が悩みを相談できる大学生などのホームフレンドの派遣を行います。	●	●	●	●	●	●	●	①就業相談から就業のための講習会の実施、就業情報提供まで一貫した支援を行うとともに、生活相談や法律相談等の専門相談を実施する。また、就業を支援するための給付金を支給する。 ②ホームフレンドを派遣することで子どもの心の支えとなると共に生活面の指導を行っており、派遣業務の完全実施を目標値とした。	①51,581 ②568	①就業・自立支援センターにおいて就業相談、生活一般相談など(1,664件)、弁護士による特別相談、養育費相談等を実施した。また就職支援として、給付金を58件支給した。 ②ホームフレンド派遣対象登録世帯 世帯	①29,558 ②565	A	ひとり家庭の自立を支援するため、就業相談、職業紹介、資格取得等に係る給付金の支給を実施した。 ひとり親家庭の精神的支援や生活の安定をはかるため計画通り大学生などのホームフレンドの派遣を実施した。	①就業相談から就業のための講習会の実施、就業情報提供まで一貫した支援を行うとともに、生活相談や法律相談等の専門相談を実施する。また、就業を支援するための給付金を支給する。 ②令和7年度末で事業廃止	39,700		こども家庭福祉課(各福祉事務所子育て支援課)
	(3) 貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援																			
	130	不就労状態にある若者への支援	就労に悩みを持つ若者やその保護者を対象とした相談やセミナー等を実施します。					●	●		就労に悩みを持つ若年無業者やその保護者を対象に、個に寄り添ったセミナーや出張相談会、心理カウンセリングを実施する。	1,000	・就労に悩みを持つ若者無業者やその親に係るセミナー2回実施 ・若者就労支援「出張相談会」10回開催 ・臨床心理士等による心理カウンセリング63件(日数19日)実施	990	A	セミナー、出張相談会、カウンセリングを実施し、若者無業者の就労支援に寄与できた。	就労に悩みを持つ若年無業者やその保護者を対象に、個に寄り添ったセミナーや出張相談会、心理カウンセリングを実施する。	1,028	取組を継続的に実施するとともに、取組についての効果的な周知方法について検討し新たな導入を図る。	商業労政課
	131	多様で複合的な困難を抱える男女への支援	多様で複合的な困難を抱えている人に対して、個別相談や共通の体験をしている人が安心して集まることのできる場を設けることで、その解決を支援します。					●	●		女性会館事業：離婚を考える女性を対象に、当事者が抱える課題の解決の糸口につながる場を提供する。	指定管理料に含む	女性40人を対象に「離婚に関する法律講座」を2回開催(参加者67人)した。	指定管理料に含む	A	女性向けに離婚に対する講座を実施したことで、法律の知識を知り、長期的な視点に立って自分自身で主体的な選択ができるよう理解を深めることができた。	女性会館事業：離婚を考える女性を対象に、当事者が抱える課題の解決の糸口につながる場を提供する。	—		社会的包摂推進課
	82 (再)	生活の支援	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障します。	●	●	●	●	●	●	●	事業の継続実施	—	事業を継続して実施した。	—	A	事業を継続的に実施し、適切に対応していたため。	事業の継続実施	—	安定した事業の継続実施を図る	福祉総務課(各福祉事務所生活支援課)

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課	
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上											
	(4) 外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備																				
	132	静岡市多文化共生協議会の開催	外国籍市民、有識者等による協議会で多文化共生に係る基本的施策や重要事項について検討する。						●	●	●	年4回開催し、静岡市多文化共生のまち推進条例や多文化共生推進計画にもとづく施策等について審議する。	644	計画どおり実施し、留学生が住みやすいまちづくり等について協議した。	529	A	外国にルーツを持つ委員や女性委員を協議会委員に委嘱し、様々な立場から多文化共生の推進に関して意見をもらうことができた。	年3回開催し、静岡市多文化共生のまち推進条例や多文化共生推進計画にもとづく施策等について審議する。	483	委員改選時においても外国にルーツを持つ委員と女性委員を積極的に登用する。	社会的包摂推進課
	133	青少年国際親善交流事業の実施	青少年に国際交流の機会を提供することで、外国人との相互理解と友好を深め、広い国際的視野と国際協調の精神を養います。					●	●			静岡市内中高生を対象に、外国人や海外経験のある日本人を講師として招き、海外と日本の文化の違い等を知る機会を提供するため国際交流会を実施する。	100	静岡県立静岡商業高等学校及びAFC国際学院と協働し、探究的な学習を活用した国際親善交流事業を実施した。	10	C	本事業は青少年の多文化共生教育を目的とした事業であり、男女共同参画推進への寄与を想定していないため。	令和7年度末をもって事業廃止	0	令和7年度末をもって事業廃止	こども若者応援課
	27 (再)	多文化共生啓発事業	静岡市多文化共生のまち推進事業の理念を啓発し、多文化共生のまち実現に向けた市民意識の向上を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	関係各所と連携により多文化共生の推進を行う。	0	高等学校の「総合的な探求の時間」に、市内の大学や日本語学校の留学生とやさしい日本語ボランティア団体が参加し、静岡市の外国人住民の状況や多文化共生の取組、やさしい日本語についての講義や、高校生と留学生とのディスカッションを行った。	0	A	計画どおり実施し、多文化共生のまち実現に向けた市民意識の向上を図ることができた。	関係各所と連携により多文化共生の推進を行う。	0	引き続き多文化共生のまち実現に向けた市民意識の向上を図るために、各種団体との協働を図る。	社会的包摂推進課
	62 (再)	静岡市多文化共生総合センターの運営	外国籍市民等からの生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	多様な言語を話す外国籍市民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	13,200	773件の相談に対応し、行政書士や弁護士を含めた関連団体や関連部署と連携しながら対応した。	8,802	A	計画どおり実施し、在住外国人が安心して暮らすための相談窓口を整備した。	多様な言語を話す外国籍市民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	7,950	引き続き在住外国人が安心して暮らすための生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で行う。	社会的包摂推進課
	(5) 性的少数者への支援																				
	134	性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」	性的少数者当事者等の孤立を解消するため、悩みや気持ちを共有する交流会を定期的に開催する。	●	●	●	●	●	●	●	●	性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」を年7回開催する。	636	セクシュアリティや性別違和に悩んでいる方、その家族や周囲の方を対象とした交流事業を7回開催した。(参加者延べ109名)	630	A	性的マイノリティの方、その家族や周囲の方が気軽に参加できる交流の場を提供し、孤立感の解消等につなげることができた(参加者の満足度96.4%)。	性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」を年7回開催する。	636	—	社会的包摂推進課
	135	にじいろ電話相談	セクシュアリティの悩みや性別違和に悩む本人や家族等の相談に応じます。	●	●	●	●	●	●	●	●	性的少数者の相談に応じる「にじいろ電話相談」を12回開催する(毎月第2土曜14:00～17:00)。	指定管理料に含む	年間12回開催し、27件の相談を受けた。	指定管理料に含む	A	セクシュアリティの悩みや性別違和に悩む本人や家族等の相談に応じ、その解決に向け支援できた。	性的少数者の相談に応じる「にじいろ電話相談」を12回開催します(毎月第2土曜14:00～17:00)。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
	136	にじいろ個別相談	セクシュアリティや性別違和などの悩みについて、面談により個別に相談に応じる。	●	●	●	●	●	●	●	●	LGBTQなど性的少数者の具体的な相談に個別に応じる面談を実施し、解決の支援をしていく。	210	年間45件の相談を受け付けた。(メール5件、電話0件、面談1件)	46	A	性の多様性について、身近な場で相談できる場があることで、相談者のセクシュアリティに関する悩みや困りごとに対応することができた。	LGBTQなど性的少数者の具体的な相談に個別に応じる面談を実施し、解決の支援をしていく。	150	相談件数が減少傾向にあるため、相談窓口の周知を図る。	社会的包摂推進課
	137	パートナーシップ宣誓制度の実施	性のあり方に関わらず、市民一人ひとりの人権と、多様な生き方が尊重される共生社会の実現を目指し実施する。						●	●	●	制度の実施とともに、市民等へ制度の周知、性の多様性についての理解促進に努めていく。	—	年間8件の宣誓を受付するとともに、性の多様性に関する出前講座(年間3回)で制度の周知を行った。	—	A	制度を実施するとともに、出前講座により、市民等へ制度を周知し、性の多様性についての理解促進に努めることができた。	制度の実施とともに、市民等へ制度の周知、性の多様性についての理解促進に努めていく。	—	—	社会的包摂推進課
	138	パートナーシップ宣誓制度の充実	宣誓カップルが、婚姻カップルと同等の制度やサービスの提供を受けられるよう、企業など様々な関係機関への働きかけを行っていく。						●	●	●	行政サービスの全庁調査を実施するとともに、様々な関係機関への働きかけを行う。	—	適用サービスに関する全庁調査を実施するとともに、庁内関係課への働きかけを行った(1件)。	—	A	行政サービスの全庁調査を実施するとともに、庁内関係課への働きかけを実施し、適用サービスの拡充を図ることができた。	行政サービスの全庁調査を実施するとともに、様々な関係機関への働きかけを行う。	—	—	社会的包摂推進課
	37 (再)	「性の多様性」に関する啓発の実施	性の多様性について、市民への理解を促進するため、講演会の開催等を行います。		●	●	●	●	●	●	●	啓発パンフレット「にじいろBOOKしずおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座等を実施する。	—	性の多様性とLGBTQに係る市政出前講座(3件)を実施した。加えて、学校出前講座(No.36)でも性の多様性に触れた講義を実施した。	163	A	参加者に対して、性の多様性の理解促進を進めることができた。	啓発パンフレット「にじいろBOOKしずおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座等を実施する。	—	—	社会的包摂推進課
	基本目標6 地域における男女共同参画の実現																				
	(1) 地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進																				
	139	市民活動に関する情報の収集・提供	市民活動団体に対する情報提供等を通じてその活動を支援するとともに男女共同参画を促進します。		●	●	●	●	●	●	●	男女共同参画をはじめ、市民活動に関する情報の周知広報を実施する。	2,853	男女共同参画をはじめ、市民活動に関する情報の周知広報を実施することができた。	2,853	A	男女共同参画をはじめ、市民活動に関する情報の周知広報を実施することができたため。	男女共同参画をはじめ、市民活動に関する情報の周知広報を実施する。	2,520	市民活動支援システム「ここからネット」については、情報の受け手である市民への到達度や、情報発信の効果について課題が見られていたことから、令和8年度中に廃止とする予定。今後の男女共同参画をはじめ、市民活動に関する情報発信については、市民活動センターや既存媒体を活用しながら、より市民に直接届く形での支援へと移行し、実情に即した持続可能な運用体制の構築を図る。	市民自治推進課

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額(千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額(千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課	
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上											
	140	市民活動センターにおける市民活動支援	市民活動促進のための拠点施設の運営を行うことを通じて男女共同参画を推進します。	●	●	●	●	●	●	●	番町及び清水市民活動センターにおいて男女共同参画女性団体をはじめとする様々な活動分野の市民活動団体の支援を行う。	61,474	番町及び清水市民活動センターにおいて、男女共同参画女性団体をはじめとする様々な活動分野の市民活動団体の支援を行った。	62,153	A	・番町市民活動センターの事務ブースにおいて、多様な性に対する支援を行う団体に貸し、活動の支援を行った。 ・番町市民活動センターの共催事業として、女性支援を目的とするホワイトリボンランを開催した。	番町及び清水市民活動センターにおいて男女共同参画女性団体をはじめとする様々な活動分野の市民活動団体の支援を行う。	72,511		市民自治推進課	
	141	男女共同参画を推進する団体の育成と活動支援	地域において男女共同参画を推進する団体や人材を育成する効果的な手法を検討しつつ、その活動支援や情報提供を行います。						●	●	●	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	826	男女共同参画の実現を目的に活動する団体に男女共同参画に関係する講座や講演会の実施を委託した。(講座・講演会の開催12回、延参加者数604人)	725	A	各女性団体に講座等の開催を委託することで、市民に身近な場での啓発活動が実施できた。	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	746	—	社会的包摂推進課
	142	男女共同参画に関する学習グループの活動を発表する場の提供	男女共同参画に関する学習グループ間の交流と情報交換を行い、活動発表の場を提供します。						●	●	●	女性会館事業：アイセル21を利用する団体の活動発表会を女性会館と葵生涯学習センターとの共催事業として実施する。	指定管理料に含む	葵生涯学習センターとの共催事業である「アイセルわいわい祭り」を実施し、1,408人(関係団体含む)が参加した。 他にも、1月に男女共同参画団体登録説明会を開催し、動画配信も行った。卒論・探求学習発表会を行い、高校生や大学生によるジェンダーに関する探求学習や卒業論文の発表を行い、発表者15人、聴講42人が参加した。	指定管理料に含む	A	様々な手段で男女共同参画に関する学習グループの活動を発表する機会の提供を行った。	女性会館事業：アイセル21を利用する団体の活動発表会を女性会館と葵生涯学習センターとの共催事業として実施する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
	36(再)	地域人材を活用した教育活動の充実	地域人材を活用した教育活動の充実のため、男女問わず幅広い人材を掲載した人材リストを作成し、市内各学校に周知します。		●	●			●	●	●	学校教育活動全般に民間教育力を導入して、子どもたちの体験的な学習や問題解決的な学習を充実させるため、その費用の補助や様々な分野で活躍されている外部講師の人材バンクを学校に提供する。	2,957	市立小中学校113校(118校中)で実施。	2,411	A	男女共同参画を実現するための市民活動を促進することができた。	学校教育活動全般に民間教育力を導入して、子どもたちの体験的な学習や問題解決的な学習を充実させるため、その費用の補助や様々な分野で活躍されている外部講師の人材バンクを学校に提供する。	2,731	男女問わず幅広い人材を掲載した人材リストを作成し、市内各学校に情報提供及び周知を行う。	学校教育課
	(2) 地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進																				
	143	男女共同参画関係団体への支援	男女共同参画関係団体の活動に関する支援を行い、団体の円滑化・活発化を促進します。						●	●	●	静岡市女性団体連絡会事業補助金の交付を行う。	261	実施なし	0	—	団体事業縮小に伴い、補助金も不要となった。	実施予定なし	—	—	社会的包摂推進課
	144	地域団体役員への男女共同参画への理解促進	啓発情報誌等の配付等により、地域団体役員への男女共同参画に関する理解促進を図ります。							●	●	区自主防災組織に向けて、「男女共同参画視点の防災」について説明を行う。	0	駿河区・清水区自主防災組織に向けて、「男女共同参画視点の防災」について説明を行った。	0	A	防災における男女共同参画の必要性の説明を通し、自治会町内会に対し、男女共同参画の意識啓発ができた。	区自主防災組織に向けて、「男女共同参画視点の防災」について説明を行う。	0	3か年で3区すべてに説明ができるよう、計画的に説明を実施していく。	社会的包摂推進課
	145	地域における男女共同参画講座の開催	各地域の生涯学習施設等において講座を開催し、地域における男女共同参画の推進を図ります。						●	●	●	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	826	男女共同参画の実現を目的に活動する団体に男女共同参画に関係する講座や講演会の実施を委託した。(講座・講演会の開催12回、延参加者数604人)	725	A	各女性団体に講座等の開催を委託することで、市民に身近な場での啓発活動が実施できた。	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	746	—	社会的包摂推進課
	(3) 男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進																				
	146	女性消防団員の入団促進	消防団員における女性の割合の増加を図るため、積極的に女性の募集を行います。						●	●	●	今年度も積極的に各種イベントに参加し団員確保のため広報活動を行うとともに、SNS等を活用したPRも継続して実施する。	2,188	女性消防団員で構成するカラーガード隊が、市内のイベントで消防団広報活動に計14回参加し、消防団活動における女性の活躍を広くPRした。また、SNS等による情報発信を14回実施し、女性消防団員の認知度向上及び入団促進に努めた。	973	A	カラーガード隊による広報活動を通じて、女性消防団員の活躍を広く周知し、消防団活動への理解促進と女性参画の推進につなげることができた。また、女性消防団員数74人を維持することができた。	カラーガード隊による広報活動を継続するとともに、各種イベントやSNS等を活用し、女性消防団員の活動を積極的に発信することで、女性消防団員の入団促進を図る。	2,229	引き続き、カラーガード隊による広報活動を実施し、女性消防団員の活動を広く周知することで、女性消防団員の確保及び入団促進に務める。	警防課
	147	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営に関する出前講座の実施	出前講座の実施に当たり、県が作成した避難所運営マニュアルを活用したり女性の視点を意識したHUG(避難所運営ゲーム)を実施する。		●	●	●	●	●	●	●	市政出前講座の実施：150回	—	市政出前講座の実施：138回	—	A	市政出前講座を通じて、女性や子育て世代の視点を取り入れた避難所運営の必要性を周知するなど、男女共同参画の視点に立った防災対策の普及に一定の成果が得られたため、令和7年度の評価を「A」とした。	市政出前講座の実施：150回	—	出前講座に加えて、広報紙や他事業などあらゆる機会を活用し、男女共同参画の視点に立った防災意識が地域社会に浸透するよう取り組んでいく。	危機管理課
	148	男女共同参画の視点を持った防災や災害復興に関する出前講座等の実施	男女共同参画の視点を持った避難所運営マニュアルを活用した出前講座等を実施します。							●	●	女性会館事業：アイセル女性カレッジを開催する。	指定管理料に含む	市内に在住する女性25人を対象に地域防災に男女共同参画の視点を取り入れるためのアイセル女性カレッジを実施した。	指定管理料に含む	A	「災害とジェンダー」をテーマに講座を行い、過去の災害等から学ぶ避難所がかかえる、問題を考える機会を提供できた。	女性会館事業：アイセル女性カレッジを開催する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
	149	地区支部における男女共同参画の視点を持った避難所運営に関する研修の実施	各区の地区支部において男女共同参画の視点をもった避難所運営に関する研修を実施します。						●	●	●	地区支部災害対策用品(地区支部BOX)に男女共同参画視点で作成した避難所チェックシートを配備を継続する。	—	継続実施	—	A	—	継続実施	—	—	社会的包摂推進課

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額(千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額(千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課	
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上											
	(4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実																				
	150	静岡市女性会館における講座・講演会の開催	市の男女共同参画の推進拠点として、男女共同参画の推進のための講座や講演会を開催します。	●	●	●	●	●	●	女性会館事業：計画に沿った各種講座、講演会を実施する。	指定管理料に含む	計画の基本施策に関わる分野の講座を全20講座を実施開催した。(延べ参加者1,931人)	指定管理料に含む	A	幅広い世代に、時代のニーズに沿ったテーマの講座や講演会等を実施し、男女共同参画の啓発に努めた。	女性会館事業：計画に沿った各種講座、講演会を実施する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課		
	151	男女共同参画団体の認定及び団体支援	女性を取り巻く諸問題に関する学習及び活動をする団体を男女共同参画団体と認定し、女性会館利用の優遇や、団体運営の相談などの支援を行います。					●	●	●	男女共同参画団体の募集及び認定、団体運営に係る支援をする。	指定管理料に含む	令和7年度時点認定団体数49団体	指定管理料に含む	A	男女共同参画団体の募集及び認定、団体運営に係る支援に努めた。	男女共同参画団体の募集及び認定、団体運営に係る支援をする。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課	
	48(再)	女性のための居場所づくり事業 ふらり	困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性会館・清水区に開設する。	●	●	●	●	●	●	●	実施予定なし	—	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課	
	65(再)	女性向け相談の実施	女性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。			●	●	●	●	●	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施した。(電話相談1,388件、面接相談121件、法律相談89件、同行支援16件、合計1,614件)	指定管理料に含む	A	家族関係、夫婦の問題その他人間関係など女性の悩みに関する相談に応じ、解決に向け支援することができた。	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課	
	131(再)	多様で複合的な困難を抱える男女への支援	多様で複合的な困難を抱えている人に対して、個別相談や共通の体験をしている人が安心して集まることのできる場を設けることで、その解決を支援します。					●	●		女性会館事業：離婚を考える女性を対象に、当事者が抱える課題の解決の糸口につながる場を提供する。	指定管理料に含む	女性40人を対象に「離婚に関する法律講座」を2回開催(参加者67人)した。	指定管理料に含む	A	女性向けに離婚に対する講座を実施したことで、法律の知識を知り、長期的な視点に立って自分自身で主体的な選択ができるよう理解を深めることができた。	女性会館事業：離婚を考える女性を対象に、当事者が抱える課題の解決の糸口につながる場を提供する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課	

ジェンダー・ギャップの解消

基本目標7 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現(基本目標7は第2次静岡市女性活躍推進計画を兼ねる

女性

(1) 男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進

152	多様な人材の活躍応援事業所表彰及び取組の見える化	女性をはじめとした多様な人材の活躍促進に積極的に取組む事業所を表彰						●	●	●	企業が働き方改革等に取り組むメリット及び取組の好事例を「見える化」し、市内外に発信することで、企業における新たな取組促進と市内企業への女性をはじめとする多様な人材の就労促進に繋げる。	242	女性をはじめとする多様な人材活躍応援をしている企業の表彰を実施(表彰事業所数5社)	257	A	多様な人材活躍応援事業所表彰を実施し、表彰企業をモデル企業として好事例を「見える化」し、企業における新たな取組促進や女性をはじめとする多様な人材の就労促進に寄与できた。	企業が働き方改革等に取り組むメリット及び取組の好事例を「見える化」し、市内外に発信することで、企業における新たな取組促進と市内企業への女性をはじめとする多様な人材の就労促進に繋げる。	242	表彰事業所及び審査委員からの意見を踏まえ、効果的な事業運営の改善を図る。	商業労政課
153	女性活躍推進協議会開催	職業生活における女性活躍を推進する公民連携の協議会を開催						●	●	●	令和5年度から第4次男女共同参画行動計画がはじまり、女性活躍推進計画は、関連性が高いことから、この行動計画と一体的に推進することとなったため、女性活躍推進協議会単独としては開催しない。	—	令和7年4月で女性活躍推進協議会は解散し、令和7年6月に組織した男女共同参画審議会に経済関連団体が参画することで、男女共同参画行動計画の中で一体的に推進している。	—	—	男女共同参画審議会の中で女性活躍推進に関する議論も行い、女性活躍推進協議会としては実施しなかったため。	令和5年度から第4次男女共同参画	—	—	社会的包摂推進課
26(再)	企業・団体を対象とした出前講座の実施	企業・団体等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるための出前講座を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	●	広報紙や市HPで市政出前講座について募集し、希望する企業・団体に対し出前講座を実施する。	—	申込みのあった団体(3団体、参加者364人)に対し、出前講座を実施した。(テーマ「無意識の思い込みに気づこう」/「多様な性をもっと身近に」)	0	A	令和6年度と比較して実施件数は減ったが、1団体ごとに講座の目的をヒアリングし、団体ごとの希望に沿った内容で講座を実施することで、より男女共同参画に対する理料いを深めてもらうことができたため。	市政出前講座を5件実施する。	0	昨年度から開始した「無意識の思い込みに気づこう」の講座申込数が少ないため、アンコンシャスバイアスの解消の重要性について広報を行う。	社会的包摂推進課

(2) 男性の家事・子育て・介護への参画を促進する環境の整備

154	しずおか子育てきずなLINEの配信	おなかの赤ちゃんの成長の様子や妊娠期の注意点、出産・子育てに関するアドバイスなどをLINEで継続的に配信することで、父親が育児当事者になるための知識共有の支援・意識啓発を行います。	●								LINE配信(妊婦とそのパートナー、満3歳までの子どもの保護者とその家族を対象とし、妊娠期及び生後100日までは毎日、それ以降は週3日～月2回配信)及び周知広報を実施する。	2,457	妊婦とそのパートナー、満3歳までの子どもの保護者とその家族を対象とし、妊娠期及び生後100日までは毎日、それ以降は週3日～月2回のLINE配信を実施した。	2,452	A	おなかの赤ちゃんの成長の様子や妊娠期の注意点、出産・子育てに関するアドバイスなどを継続的に配信することで、父親が育児当事者になるための知識共有の支援・意識啓発に寄与することができた(利用者満足度74.8%)。	LINE配信(妊婦とそのパートナー、満3歳までのこどもの保護者とその家族を対象とし、妊娠期及び生後100日までは毎日、それ以降は週3日～月2回配信)及び周知広報を実施する。	2,534	引き続き周知を行い配信登録者を増やすとともに、利用満足度アンケートを実施し、その結果を踏まえ更なる配信内容の充実と登録者増を図る。	こども未来課
10(再)	男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催	男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催します。						●	●	●	男性に対する家事・育児・介護等への参画を促進するための講座を市民向けに実施するとともに、静岡市に女性が活躍できる企業が多くあることのPRを実施するために、女性活躍ブランドのPRイベントを開催する。	60	小学生の子どもがいる父親を対象として親子で参加する料理教室を開催し、一緒に料理をすることを通じて家庭内で家事を分担することの重要性を普及した。(参加人数:31人)	87	A	メインターゲットとなる子どもを持つ父親に対し、家庭内における家事シェアの重要性を普及でき、参加者の83%がイベントを通じて、これからの自分の行動を変えようと思ったと回答したため。	女性会館で実施している指定管理事業で、類似的男性向け講座を実施していることから、令和8年度意向は指定管理事業の中で実施することとする。、	指定管理料の一部	事業が重複し、参加者が分散してしまわないよう、指定管理事業に集約する。	社会的包摂推進課
152(再)	多様な人材の活躍応援事業所表彰及び取組の見える化	女性をはじめとした多様な人材の活躍促進に積極的に取組む事業所を表彰						●	●	●	企業が働き方改革等に取り組むメリット及び取組の好事例を「見える化」し、市内外に発信することで、企業における新たな取組促進と市内企業への女性をはじめとする多様な人材の就労促進に繋げる。	242	女性をはじめとする多様な人材活躍応援をしている企業の表彰を実施(表彰事業所数5社)	257	A	多様な人材活躍応援事業所表彰を実施し、表彰企業をモデル企業として好事例を「見える化」し、企業における新たな取組促進や女性をはじめとする多様な人材の就労促進に寄与できた。	企業が働き方改革等に取り組むメリット及び取組の好事例を「見える化」し、市内外に発信することで、企業における新たな取組促進と市内企業への女性をはじめとする多様な人材の就労促進に繋げる。	242	表彰事業所及び審査委員からの意見を踏まえ、効果的な事業運営の改善を図る。	商業労政課

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課	
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上											
	(3) 多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実																				
	155	多様な保育サービスの提供	一時預かり、延長保育等の多様な保育サービスの提供により、子育てを支援します。	●							私立こども園、新制度幼稚園、私立保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設において、一時預かり110園、延長保育82園を実施する。	368,975	一時預かり事業:107園 延長保育事業:68園	283,360	A	多様なニーズに対応した子育て支援が提供できた。	私立こども園、新制度幼稚園、私立保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設において、一時預かり96園、延長保育79園を実施する。	322,101		幼児教育・保育支援課	
	156	多様な保育サービスの提供	一時預かり、延長保育等の多様な保育サービスの提供により、子育てを支援します。	●				●	●	●	市立こども園において、一時預かり(39園)、市立こども園及び待機児童園において延長保育を実施する。	—	市立こども園において、一時預かり(39園)、市立こども園及び待機児童園において延長保育を実施した。	—	A	一時預かり・延長保育を実施することで、子育て及び雇用の支援を行った。	市立こども園において、一時預かり(39園)、市立こども園及び待機児童園において延長保育を実施する。	—		こども園運営課	
	157	ファミリー・サポート・センターの運営	育児を援助したい人、育児の援助を受けたい人の会員組織で、地域において育児に関する相互扶助を行います。	●	●						子どもの一時的な預かりや移動支援などを必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との相互援助を支援する。(緊サボ含む)	28,035	ファミリーサポートセンター年間活動件数 7,689件 緊急サポートセンター年間活動件数 209件	28,026	A	地域の中で子育てを支え合う仕組みとして、園や学校等からの送迎や会員宅等での預かりを行い、子育て家庭を支援することができた。	子どもの一時的な預かりや移動支援などを必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との相互援助を支援する。(緊サボ含む)	28,804	—	こども未来課	
	158	子育て支援制度についての情報提供	子育てハンドブック、子育て応援総合HP「ちゃむ」等の媒体により、子育てに関するさまざまな情報を提供します。	●	●						子育てハンドブックを20,000部発行するとともに、子育て応援総合HP「ちゃむしずおか」の管理運営を実施し、子育てに関する情報提供を行う。	4,048	子育てハンドブックを20,000部発行するとともに、子育て応援総合HP「ちゃむしずおか」の管理運営を実施し子育てに関する情報提供を行った(ちゃむしずおかR7アクセス数合計:月平均48,942ページ)。	4,048	A	子育て支援情報や親子で参加できるイベント情報等を定期的に発信し、男性の子育てへの参画を促進する環境の整備に寄与した。	子育てハンドブックを20,000部発行するとともに、子育て応援総合HP「ちゃむしずおか」の管理運営を実施し、子育てに関する情報提供を行う。	4,048	—	こども未来課	
	159	各地域における子育て支援の実施	地域子育て支援センターの運営やあそび・子育ておしゃべりサロンの実施等により、地域での子育てを支援します。	●				●	●	●	【子育て支援センター】 市内21か所の子育て支援センターを運営し、こどもに遊びを提供するとともに、子育て当事者の相談対応を実施する。 【おしゃべりサロン】 市立こども園(支援センター併設・休園中園を除く全園)で育児相談・育児講座を開催する。	304,645	【子育て支援センター】 市内21か所の子育て支援センターを運営し、こどもに遊びを提供するとともに、子育て当事者の相談対応を実施した。(支援センター利用者数:計186,745人) 【おしゃべりサロン】 市立こども園47園(支援センター併設・休園中園を除く全園)で育児相談・育児講座を計409回開催し、のべ3,982人が参加した。	321,456	A	・子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供し、子育て世代の支援を行った。 ・保健福祉センターなど関係機関と連携し講座を開催するなど、実施方法や周知等を工夫しながら事業を行い、妊娠期からの子育て世代のサポートに繋げた。	【子育て支援センター】 市内21か所の子育て支援センターを運営し、こどもに遊びを提供するとともに、子育て当事者の相談対応を実施する。 【おしゃべりサロン】 市立こども園(支援センター併設・休園中園を除く全園)で育児相談・育児講座を開催する。	321,210	—	こども未来課	
	160	母親クラブの活動の支援	児童の健全育成を図る母親・父親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るため、各母親クラブに対して運営費の一部を補助します。	●	●	●	●	●	●	●	市内4クラブの母親クラブに年間153,000円の補助を実施する。	765	市内母親クラブ4団体に補助金を交付(153,000円×4団体)	612	A	各団体からの補助金交付申請に対し、適切に補助金の交付事務を実施した。各クラブにおいて、児童館や生涯学習交流完等で活動を行い、こどもの健全育成に寄与した。	市内4クラブの母親クラブの補助を実施する。 (120,000円×3団体、90,000円×1団体)	612	—	こども未来課	
	161	保育料の保護者負担の軽減	保育料における保護者負担を市費補填により軽減します。 (第1子:国基準より低い保育料を設定 第2子以降:市負担により、保育料を無償化)	●							継続して実施する。	764,648	保育料の負担軽減対象となる世帯に対し、漏れなく軽減措置を実施した。	764,648	A	保護者に対して、保育料の負担軽減を図ることができた。	継続して実施する。	809,286	—	こども未来課	
	162	児童館の運営	児童館において、遊びをとおして児童の健全育成を図るとともに児童に関する地域活動の育成を行います。	●	●	●	●	●	●	●	市内13館の児童館の運営(指定管理13館)	244,497	市内13館の児童館の運営(指定管理13館)	241,447	A	児童館において、遊びをとおして児童の健全育成を図るとともに児童に関する地域活動の育成を行った。	市内13館の児童館の運営(指定管理13館)	246,891	利用者ニーズを踏まえた事業実施及び環境整備の充実を図り、サービス向上に努める。	こども若者応援課	
	163	放課後児童クラブの運営	仕事などで昼間家庭にいない保護者にかわり、放課後等に小学校児童を預かり、適切な遊びや生活の場を提供して育成します。		●						市内83か所の児童クラブを運営	2,066,224	市内83か所の児童クラブを運営	1,802,481	A	計画通り児童クラブを運営するとともに、新たな整備も進めることで、男女関係なく保護者の就労支援及び離職防止に寄与することができた。	市内82か所の児童クラブを運営	2,138,755	電子申請手続に係る案内方法の改善及び周知強化を図るとともに、利用者ニーズを踏まえた運営改善に取り組み、サービス向上に努める。	こども若者応援課	
	164	地域学校協働活動推進事業 (放課後子ども教室の実施)	放課後に学校施設を活用し、地域住民の参画により、放課後児童クラブを利用する児童を含めた全ての児童を対象に、安全安心で充実した子どもの遊び及び学習の場を提供し、地域全体で次代を担う子どもたちを育成します。		●						地域学校協働活動の一環として、放課後子ども教室を全79校で実施する。	118,800千円の一部	放課後子ども教室を79校で実施し、放課後に子どもたちが安全・安心に活動できる場を提供することができた。また、参加児童の満足度は94.3%であった。	97,594千円の一部	A	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを行い、地域全体で子どもを育てる仕組みづくりに寄与した。	地域学校協働活動の一環として、放課後子ども教室を全75校で実施する。	110,258千円の一部	活動意義や内容の周知を広げ、継続して放課後子ども教室を実施していく。	教育総務課	
	165	特定優良賃貸住宅子育て支援事業の実施	中堅所得者を対象とした優良な賃貸住宅を建設した事業者に対し、小学校6年生までの子どもを扶養する入居者の負担軽減のため、家賃減額に係る補助を実施します。	●	●			●	●		R6年度で全ての物件の管理期間が終了した。		—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課	
	166	私立こども園・保育所等施設整備費補助金	保育所の新設、又は老朽化した園舎の建替えに必要な施設整備費用の一部を助成します。	●							—	—	—	—	—	—	市内1施設の私立園整備事業(老朽化園舎の建替)に対し、補助を実施する。 対象事業補助基準額×75%	205,086	—	こども未来課	
	167	施設型小規模保育事業整備費補助金	小規模保育事業の設置に必要な施設整備費用の助成をします。	●							—	—	—	—	—	—	—	—	—	こども未来課	

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)								④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上											
	168	私立認定こども園整備事業	認定こども園への移行に必要な施設整備費用の助成をします。	●								整備件数2件 保育定員の拡大105人分	536,181	整備件数1件 保育定員の拡大75人分	76,065	A	計画では2件の整備を予定していたが、1件は事業者都合により整備が見送られた。市としては、実施された1件の認定こども園への移行整備に対し必要な補助を行い、保育受入れ枠の拡大(75人分)を図ることで、保護者が仕事と育児を両立しやすい環境整備に寄与した。	市内2施設の私立幼稚園の認定こども園移行に伴う整備に対し、補助を実施する。整備はいずれも2ヶ年のため、今年度は出来高分の補助となる。対象事業補助基準額×75%	337,668	R7整備において、事業者都合により1施設の整備が見送られたことを踏まえ、円滑な整備事業実施のため、整備計画段階において市の指導・監督をより手厚く行っていく。	こども未来課
	169	ママケアデイサービス事業	生後4か月以上1歳未満の乳児と母親が対象。市内の民間宿泊施設を利用して、母親に相談、休息、交流の場をに提供します。	●			●	●	●			市内6か所の民間旅館施設等において実施 年間145回実施予定	7,095	実施回数 150回 利用組数 763組 満足度 99.1%(N＝542人)	7,045	A	会場別の稼働率は88.6～132.0%と、ほぼ満床状態で、利用者からはきわめて高い満足の評価が得られた。	市内6か所の民間旅館施設等において、年間計150回実施予定	6,999	引き続きニーズに応じた、持続可能で満足度の高い事業として継続していく。	こども家庭福祉課
	170	産後ケア事業	生後1歳未満の乳児と母親が対象。市内の助産所等において、産後の母体の回復や心理的安定の支援、育児指導等を実施します。	●			●	●	●			市内医療機関または助産所(助産師)等へ委託し事業を実施。 宿泊型、日帰り型(休息と相談タイプ)、日帰り型(相談タイプ)、訪問型 合計延べ利用日数3,500日以上	28,713	合計延べ利用日数5,085日	47,385	A	利用料の引下げ、対象者要件の緩和、委託先の拡充などの見直しを行った結果、利便性が高まり、利用延べ数が前年比158%となった。	需要に見合う受け皿の確保と切れ目のない支援の継続。	59,800		こども家庭福祉課
	171	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と判断された家庭に対し、保育士等の専門職や子育て経験者が対象家庭を訪問し、養育に関する助言・指導を行います。	●			●	●	●			支援依頼家庭への訪問調査 支援計画作成 訪問員研修会・連絡会議の実施	2,706	調査・支援計画作成 26世帯 訪問員研修会5回、会議3回実施	1,286	A	支援が必要と判断された世帯全てに支援が実施できた。	支援依頼家庭への訪問調査 支援計画作成 訪問員研修会・連絡会議の実施	2,637	困難事例へ対応が多いため、引き続き研修会及び会議の開催のほか、関係機関との連携により、訪問員が円滑に支援を行える体制を継続していく。	こども家庭福祉課
	172	介護支援専門員に対する研修の実施	介護支援専門員の知識向上のための研修等を実施します。									—	—	—	—	—	—	—	—		地域包括ケア推進課
	173	S型デイサービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、地域の自治会館、公民館等で、各地区社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティアによって運営している、介護予防を目的としたミニデイサービスを支援します。								●	参加者数5,500人	66,800	参加者数4,758人	64,387	B	男女問わず、高齢者の外出機会及び交流の場を提供し、高齢者の介護予防、生きがい創出及び地域コミュニティ形成に寄与した。しかし、周知方法が参加者・ボランティアから高齢者本人への口コミに依存しており、不足していた。また、実施内容に変化が乏しく、単調になっていた。	参加者数4,800人	66,800	高齢者本人に加え、その家族にも周知を行うとともに、ホームページの内容充実を図る。また、多世代・多文化交流や、介護予防プログラム「しずおか ちゃちゃちゃ」参加者によるレクリエーション等、新しい要素を導入する。	地域包括ケア推進課
	174	重度身体障害者への訪問入浴サービスの実施	在宅での入浴が困難な身体障害者の家庭を訪問し、入浴サービスを提供します。	●	●	●	●	●	●	●		身体障害児(者)の自宅を訪問し、自宅にて洗体、洗髪、清拭等の入浴サービスを行う。	70,364	年間104回を上限に、利用者96人に実施した。総利用回数5,085回で、毎年利用者数、総利用回数ともに増加している。	64,850	A	家庭における入浴が困難な重度の障害者やその家族の身体的、精神的負担の軽減に寄与したため。	身体障害児(者)の自宅を訪問し、自宅にて洗体、洗髪、清拭等の入浴サービスを行う。	81,077	引き続きサービスを必要としている利用者が確実に利用できるよう各区障害者支援課と協力していく。	障害福祉企画課
	175	家族介護者支援事業費	介護者同士の交流会、介護に関する相談活動を実施します。					●	●	●		介護者同士の交流会 15回開催 介護に関する相談活動 随時	1,000	・介護者同士の交流会 17回開催 ・介護に関する相談活動 955回開催(随時)	1,000	A	計画通り実施し、介護に関する不安等の解消を支援できた。	介護者同士の交流会 15回開催 介護に関する相談活動 随時	1,000		介護保険課
	176	介護講座の開催	基本的な介護技術を学ぶ講座を開催します。					●	●	●		市広報誌にて周知を図り、11月中旬に葵区・清水区にて開催する	222	・市広報誌での周知をし、葵区・清水区2日間(計4回)開催した ・参加人数56人	182	A	計画通り実施し、介護技術の周知を図ることができた。	市広報誌にて周知を図り、11月中旬に葵区・清水区にて開催する	266		介護保険課
	177	介護等の支援制度についての情報提供	介護等に関する各種支援制度について、パンフレットや出前講座、ホームページ等による情報提供を行います。					●	●	●		専用ウェブサイト(まるけあネット)による情報発信の実施。	3,065	専用ウェブサイト(まるけあネット)による情報発信を実施した。	340	A	情報を必要とする方が必要なときに情報を得られるよう、定期的な情報発信を行った。	事業廃止	—		地域包括ケア推進課
	178	介護等の支援制度についての情報提供	介護等に関する各種支援制度について、パンフレットや出前講座、ホームページ等による情報提供を行います。						●	●		・介護保険パンフレット 40,000部印刷 ・出前講座 3回 ・ホームページの更新	1,683	・介護保険パンフレット 39,000部 ・出前講座 1回 ・ホームページの更新	1,545	A	計画通り実施し、介護保険の基礎的知識の普及を図ることができた。	・介護保険パンフレット 38,000部印刷 ・出前講座 3回 ・ホームページの更新	1,760		介護保険課
57 (再)	児童相談所・一時保護所の運営	家庭その他からの相談に応じ児童が有する問題や真のニーズ、また児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な処遇を行う中で児童の福祉を図り、その権利を保護します。	●	●	●	●	●				・相談対応 2,346件 ・面接、観察、指導 適宜実施 ・児童の一時保護 286件	1,509,825	・相談対応 2,275件 ・面接、観察、指導 適宜実施 ・児童の一時保護 262件	1,482,175	A	児童に関する相談機関として、家庭その他からの様々な相談に応じ、その解決を支援することができた。	・相談対応 2,275件 ・面接、観察、指導 適宜実施 ・児童の一時保護 262件	1,883,524	児童、家庭に対して適切に支援できるよう、引き続き児童相談所を運営していく。	児童相談所	
58 (再)	家庭児童相談室の実施	児童に関するさまざまな問題について児童、家庭、地域住民からの相談に応じ、必要な助言等を行います。	●	●	●	●	●	●	●		妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	2,038	相談対応件数2,862件 こどもや家庭に関する様々な相談に応じた。	1,587	A	こども家庭センターで対応する子育て世帯の状況やニーズは多種多様であり、それらに対応した相談支援を行うことができた。	妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	1,562		こども家庭課(各福祉事務所子育て支援課)	

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	59 (再)	地域包括支援センターによる総合相談等の実施	高齢者の総合相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応します。							●	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受け付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	898,941	市内に29センターを設置し、①～③の事業を実施した。 ①114,639件(相談延べ件数) ②10,876件(相談延べ件数) ③280件(会議開催数)	898,941	A	男女を問わず高齢者の幅広い相談をワンストップで受け付け、多職種と連携しながら高齢者が抱える課題の解決に向けた支援を実施できた。	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受け付け、必要に応じて③地域ケア会議を開催する。	931,450	重層的支援体制整備事業を利用しながら、引き続き高齢者の幅広い相談を受け付け、関係機関と連携しながら支援を実施していく	地域包括ケア推進課
	73 (再)	乳幼児健診・育児相談事業	乳幼児健診・相談の実施を通して、育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	●					●	●	継続的な支援の実施。	76,568	4か月児健診 受診者数 3,344人 10か月児健診 受診者数 3,320人 1.6健診 受診者数 3,502人 3歳児健診 受診者数 3,913人	75,969	A	乳幼児への健診・相談業務を通し、育児に課題を抱えた家庭を把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	継続的な支援の実施。	75,599		こども家庭福祉課(各区健康支援課)
	80 (再)	要保護児童対策地域協議会の運営	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議等を行う協議会の運営を調整します。	●	●	●	●	●	●		代表者会議 年1～2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	692	代表者会議 1回 実務者会議 定例会:36回 進行管理会議:9回 個別ケース検討会議 延39人	572	A	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を検討することができ、ネットワークの強化を図ることができた。	代表者会議 年1～2回 実務者会議 定例会:各区月1回 進行管理会議:各区4か月に1回 個別ケース検討会議 随時	642		こども家庭福祉課(各福祉事務所子育て支援課)
	84 (再)	子育て支援ヘルパー派遣事業の実施	1歳未満の子を養育する者が家事・育児の困難な家庭、3歳未満の子を二人以上養育する家庭、妊娠中で体調不良のため家事が困難な家庭にヘルパーを派遣します。						●	●	利用世帯280世帯	2,859	利用世帯217世帯	1,664	B	妊娠中や出産直後の家庭に子育て支援ヘルパーが派遣され、家事や育児の支援を行うことにより、子育てしやすい環境が整備された。	利用世帯280世帯	2,900	利用世帯数が計画を下回っている理由を分析し、利用件数の増加に努める。	こども家庭福祉課
	85 (再)	子育て短期支援事業	育児疲れ・育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るため、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	●	●	●	●	●	●	●	3施設で実施 延べ利用日数250日	1,342	3施設で実施 延べ利用日数7日	20	B	保護者の疾病等で養育できない児童や経済的理由で一時保護する必要がある母子を施設で預かるという支援が行われた。	3施設で実施 延べ利用日数250日	1,411	利用日数が減少した理由を分析し、利用日数の増加に努める。	こども家庭福祉課
	109 (再)	子ども医療費の助成	保護者の経済的負担の軽減と子どもの健全な育成のため、子どもの医療費の一部を助成します。	●	●	●	●				市内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	2,868,815	1,243,467件(入院と通院の合計)の医療費助成を実施。	2,768,990	A	性別に関らず、子どもに係る医療費を確実に助成したことで、経済的負担の軽減、子どもの健全な育成の支援を行うことができた。	市内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する。	2,933,000		こども家庭福祉課
	179	認可外保育施設保育料の第2子以降の軽減	認可外保育施設を利用した0～2歳児までで課税世帯で第2子以降の保育料について、19千円を上限に、軽減する。	●							認可外保育施設利用の多子世帯保護者からの申請受付、対象となるかの確認、償還を行う。	34,500	令和7年度は、延べ191件の申請があり、申請内容を確認のうえ、対象となる案件について漏れなく処理し、計333件の助成を行った。	14,611	A	就労等の保育事由のある多子世帯に対し、利用料の負担軽減を図ることができた。	認可外保育施設利用の多子世帯保護者からの申請受付、対象となるかの確認、償還を行う。	16,181	令和6年度開始事業であり、認知度の低さに課題があることから、チラシの配布等により、多子世帯で制度の利用者数の増を図る。	こども未来課

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

8 (再)	固定的な性別役割から脱却するための講座の開催	固定的な性別役割から脱却するための講座の開催します。						●	●	●	女性会館主催事業:男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	指定管理料に含む	聖光学院高校2年生を対象に「アンコンシャスバイアスを知ろう!気づこう!」の講座を開催(参加者90人)した。	指定管理料に含む	A	男性向けの講座を実施したことで、男性の家事・育児・介護への参加促進に寄与した。	女性会館主催事業:男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	指定管理料に含む	-	社会的包摂推進課
152 (再)	多様な人材の活躍応援事業所表彰及び取組の見える化	女性をはじめとした多様な人材の活躍促進に積極的に取組む事業所を表彰						●	●	●	企業が働き方改革等に取り組むメリット及び取組の好事例を「見える化」し、市内外に発信することで、企業における新たな取組促進と市内企業への女性をはじめとする多様な人材の就労促進に繋げる。	242	女性をはじめとする多様な人材活躍応援をしている企業の表彰を実施(表彰事業所数5社)	257	A	多様な人材活躍応援事業所表彰を実施し、表彰企業をモデル企業として好事例を「見える化」し、企業における新たな取組促進や女性をはじめとする多様な人材の就労促進に寄与できた。	企業が働き方改革等に取り組むメリット及び取組の好事例を「見える化」し、市内外に発信することで、企業における新たな取組促進と市内企業への女性をはじめとする多様な人材の就労促進に繋げる。	242	表彰事業所及び審査委員からの意見を踏まえ、効果的な事業運営の改善を図る。	商業労政課

基本目標8 労働の場における男女共同参画の実現(基本目標8は第2次静岡市女性活躍推進計画を兼ねる)

女性

(1) 雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進

180	労働に関する実態調査	市内の事業所における雇用形態、勤務時間など勤労者の労働実態の調査を実施します。								なし (概ね3年に1度実施)	—	実施なし	—	—					商業労政課
181	男女共同参画推進企業への建設工事に係る入札制度における優遇措置導入の検討	市の建設工事に係る入札・契約において、男女共同参画の推進に積極的な企業に対する優遇措置の導入を検討します。				●	●	●	●	・令和9年度建設業者定期認定に備え、引き続き市ホームページ及び説明会にて、制度の周知及び普及を図る。また申請受付時に再度周知を図る。 ・総合評価方式における入札において、女性技術者を配置した場合、加点対象とする。	—	市ホームページ掲載及び定期認定説明会にて、制度の周知。申請受付時に再度周知を実施。	—	A	男女共同参画の推進に積極的な企業に対する優遇措置を講じたことで、建設業における女性の就職支援ができた。	・令和11年度建設業者定期認定に備え、引き続き市ホームページ及び説明会にて、制度の周知及び普及を図る。また申請受付時に再度周知を図る。 ・総合評価方式における入札において、女性技術者を配置した場合、加点対象とする。	—	—	契約課 技術政策課

(2) 労働の場におけるハラスメント防止対策の推進

182	労働問題や再就職に関する相談の実施	労働・社会保険・労務管理等の相談及び就職に関する相談を実施します。						●	●	●	市内在住または市内の事業所に勤務する人を対象に、原則毎月第2・3・4水曜日に「労働相談」を実施する。	349	市内在住者または市内事業所に勤務する人を対象に、毎月第2・3・4水曜日に「労働相談」を実施した。	337	A	延べ55人を対象に労働相談を行い、市内勤労者等の労働に関する悩みの解決の一助とすることができた。(満足度91.8%)	実施なし (国・県等が実施する類似事業と重複することから、令和7年度の事業見直しにより終了を決定)	—	—	商業労政課
-----	-------------------	-----------------------------------	--	--	--	--	--	---	---	---	--	-----	--	-----	---	--	--	---	---	-------

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	183	静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動	女性や若者が就労しやすい環境づくりを推進します。				●	●	●	●	年間を通して、随時、静岡市HPにて、周知及び普及を図る。	—	・市HPにハラスメント撲滅運動のポスター、オリジナル教育活動用資料、チェックリストの掲載	—	A	・ハラスメント防止として教育資料を用意し、対策として相談窓口の案内を行っている。	年間を通して、随時、静岡市HPにて、周知及び普及を図る。	—		技術政策課
(3) 農林水産業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備																				
	184	地場産業後継者育成事業の実施	職人の減少・高齢化が課題となっている地場産業(特に伝統工芸産業)の後継者を育成するため、技術習得から雇用、独立までの各過程を支援します。					●			(地場産業後継者育成事業) ①現場実習短期支援事業 2名 ②現場実習長期支援事業 7名 ③独立支援事業 0名 ④雇用奨励金 7名	11,700	①現場実習短期支援事業 2名 ②現場実習長期支援事業 7名 ③独立支援事業 0名 ④雇用奨励金 7名	10,980	A	計画どおり実施することができ制度利用者のうち、半数以上が女性であり、地域産業における女性の活躍に貢献できた。	①現場実習短期支援事業 1名 ②現場実習長期支援事業 4名 ③独立支援事業 0名 ④雇用奨励金 8名	17,580	なし	産業振興課
	185	自営業で働く女性の経営参画への支援	自営業で働く女性が経営方針に参画できるよう支援を行います。					●	●	●	より多くの人の目に留まるよう、商業施設で女子きらっブランドの展示を行う。	—	商業施設で女子きらっブランドの展示を行った。	28	A	展示により、自営業で働く女性の活躍を市民に向けて啓発することができた。	まだ本事業について知らない人にも周知できるよう、場所を変えて引き続き展示を行う。	—	—	社会的包摂推進課
	186	家族経営協定の締結促進	農家の家族間で労働条件・報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる農業経営を目指し農業後継者の育成に努めます。				●	●	●	●	農業者年金加入推進業務を通じて、農業者へ家族経営協定を周知する。	0	農業者年金加入推進業務を通じて、農業者へ家族経営協定を周知した。	0	A	家族農業における地位や役割などを明文化する家族経営協定の締結を通じて、女性の農業経営への参画推進に寄与した。	農業者年金加入推進業務を通じて、農業者へ家族経営協定を周知する。	0	—	農業委員会事務局
(4) 非正規雇用労働者の正規への転換等を含めた待遇改善への支援																				
	187	企業等に対するキャリアアップ助成金の周知	キャリアアップ助成金を市内企業に広く周知します。					●	●	●	静岡労働局等との連携により市内企業が活用できる各種施策について随時周知・情報発信を行う。	—	静岡労働局等との連携により市内企業が活用できる各種施策について随時周知・情報発信を行った。	—	A	市ホームページ等で雇用関係助成金について情報発信をすることができたため。	静岡労働局等との連携により市内企業が活用できる各種施策について随時周知・情報発信を行う。	—	引き続き情報発信を行う。	社会的包摂推進課・商業労政課
	188	非正規雇用労働者に対する法制度に関する周知	パートタイム・有期雇用労働法や非正規雇用労働者の育児休業および介護休業の法制度に関する周知					●	●	●	静岡労働局等との連携により市内企業に関係する各種法制度について随時周知・情報発信を行う。	—	静岡労働局等との連携により市内企業が活用できる各種施策について随時周知・情報発信を行った。	—	A	市ホームページ等で育児・介護休業、パートタイム労働等に関する情報発信をすることができたため。	静岡労働局等との連携により市内企業が活用できる各種施策について随時周知・情報発信を行う。	—	引き続き情報発信を行う。	社会的包摂推進課・商業労政課
(5) 女性の就職・再就職・起業への支援																				
	189	オンラインセミナー・おしごと相談会の開催	子育て中又は子育て後の求職者を対象としたオンラインセミナー、企業・ハローワークとの相談会を開催					●	●		・オンラインセミナー3回開催 ・おしごと相談会2回開催	125	・オンラインセミナー10回開催 ・おしごと相談会2回開催	0	A	計画を上回る実績となり子育て中又は子育て後の求職者への支援することができた。	・オンラインセミナー3回開催 ・おしごと相談会2回開催	125	取組についてハローワークとの連携を取りセミナーや相談会参加者の利便性向上を図る。	商業労政課
	190	女性の就労を支援する学習機会の提供	在宅勤務等についての情報提供や必要な知識技術が習得できる講座などを開催し、多様な働き方を支援します。					●	●		女性会館事業：女性のためのキャリア形成講座やキャリア相談を実施する。	指定管理料に含む	働く若年女性に向けて「働く女性のファシリテーション講座」と「準備OK!小1の壁の乗り越え方」を実施した。 女性のための就職・転職・キャリア相談44件	指定管理料に含む	A	働く若年女性等46人がファシリテーションや「小1の壁」の乗り越え方について講座を実施したことで、女性のキャリア形成の促進ができた。	女性会館事業：女性のためのキャリア形成講座やキャリア相談を実施する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
	191	建設業で活躍したい女性への支援	建設業の担い手育成のための、女性の建設業への就業を支援します。	●	●	●	●	●	●		・静岡市HPにて、現場で活躍している女性技術者を紹介する。 ・女性技術者の活躍を支援するための研修を開催する。(1回実施予定：11月) ・建設業の魅力を伝える事業(しずおか建設まつり、総合評価方式の運用、インターンシップほか) ・働きやすい職場環境の整備(週休2日制、女性就業環境の向上、トイレ設置基準ほか) ・労働者不足を乗り切るための生産性向上(着手日選択制度、ICT施工、ASPIほか)	4,821	・市HPに女性技術者の紹介 ・女性技術者講演会&意見交換会(1回開催) 参加者：民間16人 官公庁14人 ・しずおか建設まつり(1回開催) 参加者：約4,400人 ・職場体験(インターンシップ) 参加者：高校生 30人 大学生 4人 ・親子見学会(2回開催) ①参加者：3組6人 ②参加者：8組16人	3,185	A	・女性技術者講演会&意見交換会及びしずおか建設まつりで活躍する女性技術者を紹介し、女性が活躍していることをアピールした。 ・女性技術者講演会&意見交換会では、男性技術者を含めた意見交換会を実施した	・静岡市HPにて、現場で活躍している女性技術者を紹介する。 ・女性技術者の活躍を支援するための研修を開催する。(1回実施予定：12月) ・建設業の魅力を伝える事業(しずおか建設まつり、総合評価方式の運用、インターンシップほか) ・働きやすい職場環境の整備(週休2日制、女性就業環境の向上、トイレ設置基準ほか) ・労働者不足を乗り切るための生産性向上(着手日選択制度、ICT施工、ASPほか)	4,057		技術政策課
	83 (再)	女性の就労支援事業の実施	女性を対象とした各種就労支援講座やキャリアカウンセリングを実施します。					●	●		女性会館事業：女性のためのキャリア形成講座やキャリア相談を実施する。	指定管理料に含む	働く若年女性に向けて「働く女性のファシリテーション講座」と「準備OK!小1の壁の乗り越え方」を実施した。 女性のための就職・転職・キャリア相談44件	指定管理料に含む	A	働く若年女性等46人がファシリテーションや「小1の壁」の乗り越え方について講座を実施したことで、女性のキャリア形成の促進ができた。	女性会館事業：女性のためのキャリア形成講座やキャリア相談を実施する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額(千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由(男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額(千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	182(再)	労働問題や再就職に関する相談の実施	労働・社会保険・労務管理等の相談及び就職に関する相談を実施します。					●	●	●	市内在住または市内の事業所に勤務する人を対象に、原則毎月第2・3・4水曜日に「労働相談」を実施する。	349	市内在住者または市内事業所に勤務する人を対象に、毎月第2・3・4水曜日に「労働相談」を実施した。	337	A	延べ55人を対象に労働相談を行い、市内勤労者等の労働に関する悩みの解決の一助とすることができたため。(満足度91.8%)	実施なし(国・県等が実施する類似事業と重複することから、令和7年度の事業見直しにより終了を決定)	—	—	商業労政課
	(6) 労働の場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援																			
	192	女性ロールモデルの紹介	女性のキャリア形成を支援するために、身近な女性ロールモデルを紹介する事業を実施します。					●	●	●	女性会館事業：メンターバンク事業を実施する。	指定管理料に含む	Jo-Shizuメンターバンクの稼働状況登録者数年度末累計158人、メンタリング実施3件「セルフディフェンス入門」を1回実施した、8人の参加があった。	指定管理料に含む	A	メンター8名が交流会に参加し、キャリア形成への意識を相互に高めることができた。	女性会館事業：メンターバンク事業を実施する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
	193	「ママきらっ☆カフェ」の開催	仕事や地域で活躍したい子育て中・育休中のママのために、スキルアップのためのセミナーや地域活動などを紹介し、つなげる「ママきらっ☆カフェ」を子育て支援施設などで開催します。					●	●		年間2回の講座を実施する。	219	2回の講座を実施した。	200	A	子育て中、育休中の母親の社会復帰に向けた動機づけを実施できた。	年間2回の講座を実施する。	219	—	こども未来課
	194	学生を対象とした講座等の実施	将来への不安を抱きがちな女子高校生が、将来主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるキャリア形成支援のための講座を開催します。				●				女性会館事業：高校生向けライフキャリアデザイン講座を実施する。	指定管理料に含む	静岡女子高校2年生を対象に、全9回講座を開催(参加者延べ693人)した。	指定管理料に含む	A	高校を対象に、主体的に人生選択をできるよう全9回のライフキャリアデザイン講座(ジェンダーカードワーク、グラフィックレコーディング、デートDV等)を開催し、ライフキャリアの支援ができた。	女性会館事業：高校生向けライフキャリアデザイン講座を実施する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
	191(再)	建設業で活躍したい女性への支援	建設業の担い手育成のための、女性の建設業への就業を支援します。	●	●	●	●	●			・静岡市HPIにて、現場で活躍している女性技術者を紹介する。 ・女性技術者の活躍を支援するための研修を開催する。(1回実施予定：11月) ・建設業の魅力を伝える事業(しずおか建設まつり、総合評価方式の運用、インターンシップほか) ・働きやすい職場環境の整備(週休2日制、女性就業環境の向上、トイレ設置基準ほか) ・労働者不足を乗り越えるための生産性向上(着手日選択制度、ICT施工、ASPIほか)	4,821	・市HPIに女性技術者の紹介 ・女性技術者講演会&意見交換会(1回開催) 参加者：民間16人 官公庁14人 ・しずおか建設まつり(1回開催) 参加者：約4,400人 ・職場体験(インターンシップ) 参加者：高校生 30人 大学生 4人 ・親子見学会(2回開催) ①参加者：3組6人 ②参加者：8組16人	3,185	A	・女性技術者講演会&意見交換会及びしずおか建設まつりで活躍する女性技術者を紹介し、女性が活躍していることをアピールした。 ・女性技術者講演会&意見交換会では、男性技術者を含めた意見交換会を実施した	・静岡市HPIにて、現場で活躍している女性技術者を紹介する。 ・女性技術者の活躍を支援するための研修を開催する。(1回実施予定：12月) ・建設業の魅力を伝える事業(しずおか建設まつり、総合評価方式の運用、インターンシップほか) ・働きやすい職場環境の整備(週休2日制、女性就業環境の向上、トイレ設置基準ほか) ・労働者不足を乗り越えるための生産性向上(着手日選択制度、ICT施工、ASPIほか)	4,057		技術政策課
	(7) 男性の家事・子育て・介護への参画促進																			
	195	各種教室・相談の開催	夫婦がともに楽しく育児をし、子どもたちの健全な成長につなげていくための教室・相談を開催します。	●				●	●		育児に男女が参画し、楽しく育児するために育児教室、育児相談、講演会等を実施する。	10,043	健康教育871回	9,254	A	育児に関する事業を実施し、男女で協力し、育児に参画できるよう支援することができた。	育児に男女が参画し、楽しく育児するために育児教室、育児相談、講演会等を実施する。	9,410		こども家庭福祉課(各区健康支援課)
	196	子育てパトワーク事業の実施	普段子どもと触れ合う機会が少ない父親に対し、親子での触れ合いや父親同士の交流を促進するための事業を実施します。	●				●	●	●	子育てパトワーク4地区4事業実施に対し補助金を交付する。	180	子育てパトワーク3地区3事業実施に対し補助金を交付した。	90	A	実施計画の件数よりも交付件数は少ないが、これは実施主体である地区社協において、実施に必要な人員を確保できず開催できなかったことによるものである。申請数に対して、過不足なく補助金を交付でき、男性の育児参加に対する意識向上につながった。	事業廃止	—		こども未来課
	8(再)	固定的な性別役割から脱却するための講座の開催	固定的な性別役割から脱却するための講座の開催します。					●	●	●	女性会館主催事業：男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	指定管理料に含む	聖光学院高校2年生を対象に「アンコンシャスバイアスを知ろう！気づこう！」の講座を開催(参加者90人)した。	指定管理料に含む	A	男性向けの講座を実施したことで、男性の家事・育児・介護への参加促進に寄与した。	女性会館主催事業：男性に対する家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を実施する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
9(再)	男性の家事・育児・介護等推進のための講座の開催	男性のための家事・育児・介護等の実践講座を開催します。					●	●	●	生涯学習施設において、男性のための家事・育児・介護の講座を37施設中10施設で実施(直近3年の実績を3で割った平均値)	指定管理料の一部	37施設中6施設で開催した。男性向けの料理講座や、子育て講座など幅広い方法で男性の家事・育児参加を促す講座を開催した。	指定管理者の一部	B	男性の家事育児の参加を促す講座を各施設で実施したことにより、男女協働参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現に寄与した。	生涯学習施設において、男性のための家事・育児・介護の講座を37施設中9施設で実施(直近3年の実績を3で割った平均値)	指定管理料の一部	男性の家事・育児・介護を推進するための講座を今後も積極的に実施していく。	生涯学習推進課	
25(再)	生涯学習施設等における啓発講座の開催	生涯学習施設等と連携し男女共同参画社会の意識づくりのための啓発的な講座を開催します。					●	●	●	地域団体活動推進事業として、生涯学習施設等において男女共同参画に関する講座を実施する。	—(No 141に含む)	男女共同参画の実現を目的に活動する団体に男女共同参画に関係する講座や講演会の実施を委託した。(講座・講演会の開催12回、延参加者数604人)	—	A	各女性団体に講座等の開催を委託することで、市民に身近な場での啓発活動が実施できた。	各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。	—(No 141に含む)	—	社会的包摂推進課	

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児(0～6歳)	小学生(7～12歳)	中学生(13～15歳)	高校生(16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	154 (再)	しずおか子育てきずなLINEの配信	おなかの赤ちゃんの成長の様子や妊娠期の注意点、出産・子育てに関するアドバイスなどをLINEで継続的に配信することで、父親が育児当事者になるための知識共有の支援・意識啓発を行います。	●							LINE配信(妊婦とそのパートナー、満3歳までの子どもの保護者とその家族を対象とし、妊娠期及び生後100日までは毎日、それ以降は週3日～月2回配信)及び周知広報を実施する。	2,457	妊婦とそのパートナー、満3歳までのこどもの保護者とその家族を対象とし、妊娠期及び生後100日までは毎日、それ以降は週3日～月2回のLINE配信を実施した。	2,452	A	おなかの赤ちゃんの成長の様子や妊娠期の注意点、出産・子育てに関するアドバイスなどを継続的に配信することで、父親が育児当事者になるための知識共有の支援・意識啓発に寄与することができた(利用者満足度74.8%)。	LINE配信(妊婦とそのパートナー、満3歳までのこどもの保護者とその家族を対象とし、妊娠期及び生後100日までは毎日、それ以降は週3日～月2回配信)及び周知広報を実施する。	2,534	引き続き周知を行い配信登録者を増やすとともに、利用満足度アンケートを実施し、その結果を踏まえ更なる配信内容の充実と登録者増を図る。	こども未来課

基本目標9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

(1) 市における女性職員の積極的登用

197	女性職員の管理職・監督職への登用促進	女性職員の管理・監督職への登用を促進します。								性別による基準を設けることなく登用する。	—	性別にかかわらず、本人の意欲や能力・適正等を踏まえて女性職員も管理・監督職へ登用した。管理職に占める女性職員の割合（教員除く）16.2%	—	A	本人の意欲や能力・適性等を踏まえた登用により、管理・監督職への女性職員の積極的登用を行った。	性別による基準を設けることなく登用する。	—		人事課	
198	女性教員の管理職への登用促進	女性教員の管理・監督者への登用を促進します。							●	(対象) 小中学校の管理職 (実施方法) 小中学校の教頭・校長登用において、その者の能力・資質に応じて、男女区別なく登用する。また、教務主任を選出する際にも、同様の対応をしていく。		(成果)令和8年度 ・女性校長率:20.2% (R7・・・17.8%) (R6・・・16.1%) ・女性教頭率:37.8% (R7・・・32.6%) (R6・・・31.7%) ・女性主幹率:19.4% (R7・・・11.1%) (R6・・・5.6%) ・女性教務率:40.5% (R7・・・37.9%) (R6・・・35.6%)		B	女性校長、女性教頭、女性主幹、女性教務主任の全ての項目において、その割合が前年より増加している。こうした方々が牽引者となり、他の女性教諭もその能力を十分に発揮できるようにする。	(対象) 小中学校の管理職 (実施方法) 小中学校の教頭・校長登用において、その者の能力・資質に応じて、男女区別なく登用する。また、教務主任を選出する際にも、同様の対応をしていく。		これまで通り、性別にとらわれない職務分担と継続的・発展的な人勢育成を行う。また、管理職の入口である教務主任・主幹教諭の業務が、やりがいがある働きやすさを感じられるよう、研修機会の設定や、さらなる働き方の見直しを促していく。		教職員課
199	女性職員の活躍推進への対応	①育休復帰職員のキャリア形成を支援します。 ②マネジメントスキルを有した女性職員を養成します。								①育休から復帰した1年未満の職員を対象に「育休復帰支援研修」を実施する。 ②外部研修機関が開催する「女性リーダー育成を目指した研修」に職員を派遣する。	274	①「育休復帰支援研修」を実施。75人修了。 ②外部研修機関が開催する「女性リーダー育成を目指した研修」に職員4名(JIAM4名)を派遣。	272	A	計画通りの実施となった。 ①実施した研修では、仕事と育児の両立に関する講演やパネルディスカッションを行い、育休復帰職員のキャリア形成を支援した。 ②職場のリーダーとして、より意欲的に職務に取り組み、かつ業務の成果を挙げていくために、自治体の行政課題について幅広い視点から学ぶことで、派遣職員のマネジメント能力が向上した。	①育休から復帰した1年未満の職員を対象に「育休復帰支援研修」を実施する。 ②外部研修機関が開催する「女性リーダー育成を目指した研修」に職員を派遣する。	265		人事課	

(2) 市審議会等への女性のさらなる参画促進

200	市審議会等への女性の参画促進	市の審議会等への女性委員の登用を進めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。						●	●	●		静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、委員定数に占める女性委員の割合が40パーセント以上になるよう努める。	—	令和7年4月1日時点での審議会等における女性委員登用率は31.1%(令和6年度同調査:30.9%)となった。また、女性委員不在の審議会は、130件中13件(令和6年度同調査:131件中13件)であった。	—	B	各所属への女性委員登用の呼びかけを行ったほか、女性の委員登用に関する問合せ等に委員候補者を紹介するなど、女性委員登用につながるよう取り組んだ。	静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、委員定数に占める女性委員の割合が40パーセント以上になるよう努める。	—	—	社会的包摂推進課
201	審議会等所管課への女性委員登用の支援	審議会等への女性の参画促進のため、ヒアリング等により女性委員登用について各課へ働きかけを行います。						●	●	●		実施予定なし	—	—	—	—	—	実施予定なし	—	—	社会的包摂推進課
202	審議会等への女性の登用状況調査	市の審議会・委員会等への女性の登用状況を調査し、公表します。						●	●	●		市の審議会・委員会等への女性の登用状況を調査し、公表する。	—	市の審議会131件及び委員会16件の女性の登用状況を調査し、公表した。40%に満たない理由、40%に向けたこれまでの方策、今後の取組についても調査した。	—	A	各所属へ公表を前提とした審議会委員等女性登用率調査を依頼することで、女性登用の意識づけとなり、登用率向上につながった。	市の審議会・委員会等への女性の登用状況を調査し、公表する。	—	—	社会的包摂推進課

(3) 事業者における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進

203	女性の活躍に関するイベント等の開催	女性の職業生活における活躍を目指し、事業所や女性を対象に講演会やイベント等を開催します。						●	●	●		実施予定なし	—	—	—	—	—	実施予定なし	—	—	社会的包摂推進課
204	女性の活躍の推進に積極的に取組む企業の認定	女性活躍推進企業を認定し、PRすることで、企業の取組を促進します。						●	●	●		女性活躍推進企業PRすることで、企業の取組を促進する。	—	新規認定は令和5年度で終了。過去の認定商品のPRを実施する。	—	A	これまでは、過去の認定商品を店内で展示することが主だったが、商業施設で展示および販売を行ったことで、より多くの人にPRすることができたため。	集客が見込める商業施設等での展示及び認定商品の販売を年1回実施する。	—	—	社会的包摂推進課
153 (再)	女性活躍推進協議会開催	職業生活における女性活躍を推進する公民連携の協議会を開催						●	●	●		令和5年度から第4次男女共同参画行動計画がはじまり、女性活躍推進計画は、関連性が高いことから、この行動計画と一体的に推進することとなったため、女性活躍推進協議会単独としては開催しない。	—	令和7年4月で女性活躍推進協議会は解散し、令和7年6月に組織した男女共同参画審議会に経済関連団体が参画することで、男女共同参画行動計画の中で一体的に推進している。	—	—	男女共同参画審議会の中で女性活躍推進に関する議論もを行い、女性活躍推進協議会としては実施しなかったため。	令和5年度から第4次男女共同参画	—	—	社会的包摂推進課

	No.	①事業名	②事業概要	③対象者(該当に●)							④R7事業実施計画	⑤R7予算額 (千円)	⑥R7実施実績	⑦R7決算額(千円)	⑧R7評価	⑨R7評価の理由 (男女共同参画推進に寄与した点)	⑩R8事業実施計画	⑪R8予算額 (千円)	⑫R7評価を踏まえた改善点	⑬所管課
				乳幼児 (0～6歳)	小学生 (7～12歳)	中学生 (13～15歳)	高校生 (16～18歳)	19～39歳	40～64歳	65歳以上										
	181 (再)	男女共同参画推進企業への建設工事に係る入札制度における優遇措置導入の検討	市の建設工事に係る入札・契約において、男女共同参画の推進に積極的な企業に対する優遇措置の導入を検討します。				●	●	●	●	・令和9年度建設業者定期認定に備え、引き続き市ホームページ及び説明会にて、制度の周知及び普及を図る。また申請受付時に再度周知を図る。 ・総合評価方式における入札において、女性技術者を配置した場合、加点対象とする。		市ホームページ掲載及び定期認定説明会にて、制度の周知。申請受付時に再度周知を実施。	—	A	男女共同参画の推進に積極的な企業に対する優遇措置を講じたことで、建設業における女性の就職支援ができた。	・令和11年度建設業者定期認定に備え、引き続き市ホームページ及び説明会にて、制度の周知及び普及を図る。また申請受付時に再度周知を図る。 ・総合評価方式における入札において、女性技術者を配置した場合、加点対象とする。	—		契約課 技術政策課
	(4) 女性の人材を育成する施策の充実																			
	205	人材育成事業の充実	市政や社会問題などについて学習し、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育てます。						●	●	女性会館事業:アイセル女性カレッジを開催する。	指定管理料に含む	市内に在住する女性25人を対象に地域防災に男女共同参画の視点を取り入れるためのアイセル女性カレッジを実施した。	指定管理料に含む	A	「災害とジェンダー」をテーマに講座を行い、過去の災害等から学ぶ避難所がかかえる、問題を考える機会を提供できた。	女性会館事業:アイセル女性カレッジを開催する。	指定管理料に含む	—	社会的包摂推進課
	206	女性の人材リストの更新・活用	さまざまな分野で活躍する女性の人材を発掘し、リストを充実させるとともに定期的に更新し、活用を促します。					●	●	●	審議会を所管する各課に対して、各女性委員が人材リストに登録するよう求める文書の発送を依頼する。	—	審議会等を所管する各所属を通じて、女性委員73名に対し人材リストへ登録するよう求める文書を発送し、このうち50名を登録した。	—	A	審議会等を所管する各所属と協力し、女性の人材リストの充実に努めた。	審議会を所管する各課に対して、各女性委員が人材リストに登録するよう求める文書の発送を依頼する。	—	—	社会的包摂推進課
	207	女性学級の開催	女性が現代的課題等について学び、従来の性別役割分担意識を見直し、仲間をつくることにより、より一層社会に参画することを目的として女性学級を開催します。					●	●	●	女性学級の開催24学級	指定管理料の一部	女性学級を24学級開講した。	指定管理者の一部	A	女性のキャリア形成及び能力発揮に寄与する講座を、各施設で実施した。	女性学級の開催24学級	指定管理料の一部	女性学級だけでなく、就労支援の講座等を通して女性の社会進出を支援していく。	生涯学習推進課
	60 (再)	女性のための支援者養成講座の実施	女性の困難を理解する支援者を増やすため、講座や、出前講座を実施する。					●	●	●	実施予定なし(当事業は、基礎講座、発展講座、交流会という3年1サイクルの事業であり、令和6年度で事業サイクルが終了となる)	0	—	—	—	—	—	—	—	社会的包摂推進課

Ⅲ 参考資料

Ⅲ 参考資料

1 市の状況

(1) 市職員の育児休業取得状況 (人)

年度	男性取得人数	女性取得人数	(産後休暇人数)
平成21年度	3	93	96
平成22年度	0	94	96
平成23年度	4	101	105
平成24年度	3	91	96
平成25年度	2	111	112
平成26年度	0	97	100
平成27年度	2	108	111
平成28年度	3	105	106
平成29年度	4	165	169
平成30年度	8	160	168
令和元年度	26	938	967
令和2年度	29	198	200
令和3年度	62	193	209
令和4年度	68	201	204
令和5年度	102	191	193
令和6年度	125	202	203
令和7年度	127	161	161

(資料 総務局人事課)

※育児休業は当該年度に新たに取得した人数産後休暇取得人数は、産後休暇終了日が属する年度で集計

(2) 市職員の介護休暇取得状況 (人)

年度	男性取得人数	女性取得人数
平成21年度	2	2
平成22年度	1	1
平成23年度	2	1
平成24年度	1	2
平成25年度	0	1
平成26年度	1	1
平成27年度	1	2
平成28年度	0	0
平成29年度	1	3
平成30年度	1	3
令和元年度	0	6
令和2年度	1	2
令和3年度	2	5
令和4年度	2	2
令和5年度	1	3
令和6年度	0	1
令和7年度	1	1

※平成29年度以降は、
旧県費教職員分も含む。

(資料 総務局人事課)

(3) 女性職員の登用状況

政令指定都市	管理職の女性比率(%)				女性公務員の採用状況(女性比率 %)			
	全体	うち一般行政職	本庁	支庁・地方事務所	全体	うち上級	うち一般行政職	うち上級
札幌市	17.2	11.3	16.3	19.8	40.0	42.4	35.4	33.7
仙台市	21.2	18.8	18.8	31.9	43.5	32.5	37.0	33.6
さいたま市	22.7	11.9	10.5	31.5	53.2	42.9	36.8	37.4
千葉市	15.0	13.0	11.9	19.8	56.3	44.2	42.9	41.2
横浜市	21.0	20.3	19.2	25.0	41.2	44.5	40.0	39.6
川崎市	19.0	16.5	13.7	24.2	49.0	45.2	49.5	51.4
相模原市	24.3	24.0	19.3	29.6	42.3	43.5	54.1	47.2
新潟市	22.6	35.4	29.3	17.5	59.7	57.4	53.2	52.2
静岡市	16.2	12.9	11.8	22.8	58.9	45.7	45.7	48.1
浜松市	13.7	9.9	14.0	11.8	47.7	45.0	44.2	45.9
名古屋市	13.8	10.8	9.7	17.1	47.2	41.9	43.5	43.4
京都市	14.1	12.7	11.6	17.4	36.0	44.6	47.6	49.3
大阪市	20.4	19.6	19.3	23.0	45.2	49.7	42.3	40.7
堺市	22.9	20.7	24.7	18.2	49.0	47.7	51.9	51.7
神戸市	23.0	20.1	14.3	31.7	54.0	44.9	50.3	49.0
岡山市	20.7	21.3	19.0	23.9	43.7	28.6	31.9	23.1
広島市	19.0	18.3	15.5	24.4	52.5	44.8	64.4	49.6
福岡市	19.9	20.7	14.8	29.4	38.0	43.1	42.9	44.1
北九州市	17.4	18.2	15.4	20.8	47.9	46.1	47.2	44.7
熊本市	16.6	15.0	14.2	19.3	52.5	43.4	42.1	41.1
全政令指定都市	19.1	17.1	16.1	23.6	47.0	44.2	44.5	42.8
全国(*)	16.4	16.4	14.6	18.6	42.2	40.2	42.8	42.3

(内閣府男女共同参画局 令和8年1月公表)

(注1) 管理職の女性比率の調査時点は原則としてR5.4.1現在だが、各地方自治体の事情により時点が異なる場合もある。

(注2) 女性公務員の採用状況は、R4.4.1～R5.3.31。

(注3) 採用状況は、上級：大学卒業程度としてとりまとめたもの。

(注4) 全国(*)は、総数に対する女性比率。

(4) 審議会等委員への女性登用の目標(都道府県・政令指定都市)

都道府県政令都市	目 標 値 (目標期限)	目標を設定している審議会等					調査時点
		審議会等数	うち女性委員を含む審議会等数	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	審議会委員総数に占める女性比率(%)	
北海道	2027年度まで40%	196	187	2,039	724	35.5	2025年4月1日
青森県	2026年度末までに40%以上60%以下	62	59	952	307	32.2	2025年4月1日
岩手県	2020年までに40%まで上昇させ、それ以降は維持していくことを目指す	93	92	1,516	582	38.4	2025年4月1日
宮城県	2025年度まで45%	108	103	1,268	489	38.6	2025年4月1日
秋田県	2025年度まで40%	79	74	989	324	32.8	2025年4月1日
山形県	2025年度時点50%程度を維持	91	91	1,127	588	52.2	2025年3月31日
福島県	2030年度まで40%	83	80	1,338	528	39.5	2025年4月1日
茨城県	2025年度まで50%	66	66	1,212	586	48.3	2025年4月1日
栃木県	2025年度まで40%	71	71	1,136	450	39.6	2025年4月1日
群馬県	2025年度末までに45%以上(構成員の男女比については均衡を要する)	90	85	979	423	43.2	2025年4月1日
埼玉県	2026年度まで42%	80	79	1,505	711	47.2	2025年4月1日
千葉県	2025年度まで40%	114	111	1,689	518	30.7	2025年4月1日
東京都	40%以上の状態を継続(2030年度まで)	234	234	2,291	1,086	47.4	2025年4月1日
神奈川県	2027年度まで44.3%かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)策定当初は、「40%を超えること(2023)」としていたが、2024年3月に44.3%(2027)と目標値を改めた。	122	122	1,520	675	44.4	2025年3月31日
新潟県	2026年度以降40%以上	73	73	1,327	494	37.2	2025年6月1日
富山県	2026年度まで40%以上60%以下	88	86	1,561	560	35.9	2025年4月1日
石川県	2030年度まで50%	93	93	1,245	545	43.8	2025年6月1日
福井県	2026年度まで50%または40%以上の審議会を90%	104	103	1,159	555	47.9	2025年4月1日
山梨県	2026年度まで40%	80	74	942	300	31.8	2025年4月1日
長野県	①県の審議会等委員の女性割合の維持:40%以上、60%以下(2021年度～2025年度) ②女性委員の占める割合が20%未満の県の審議会等数:ゼロ(2025年度)	101	99	1,515	532	35.1	2025年4月1日
岐阜県	女性委員の参画率が40～60%までである審議会等の割合を2028年度末までに90%	85	85	1,175	521	44.3	2025年4月1日
静岡県	2025年度までに女性比率40%以上の審議会の割合を90%以上	80	80	1,236	520	42.1	2025年6月1日
愛知県	2025年度まで40%以上60%以下	69	69	1,199	423	35.3	2025年4月1日
三重県	2025年度まで70%・女性委員の割合が委員総数の40%以上、60%以下となる構成の附属機関の数が、全附属機関の70.7%となること。・全附属機関における女性委員の割合を40%とする。	99	98	1,291	434	33.6	2025年4月1日
滋賀県	毎年40%以上60%以下、女性委員が30%未満の附属機関が0(2025年度)	95	95	1,398	624	44.6	2025年4月1日
京都府	2025年度まで40%	103	100	1,766	624	35.3	2025年4月1日
大阪府	2025年度まで40%40%以上60%以下	183	175	4,385	1,323	30.2	2025年4月1日
兵庫県	2025年度まで40%	62	61	1,456	489	33.6	2025年7月1日
奈良県	2025年度まで40%	140	135	1,293	439	34	2025年4月1日
和歌山県	2026年度まで40%	100	91	1,187	418	35.2	2025年6月1日
鳥取県	40%以上	64	63	892	396	44.4	2025年4月1日
島根県	2026年度まで50%	98	98	1,463	712	48.7	2025年4月1日
岡山県	2025年度まで40%	71	68	1,265	430	34	2025年4月1日
広島県	2025年度まで40%	96	95	1,168	423	36.2	2025年4月1日
山口県	現状の水準(2020年:46.5%)を維持	61	60	652	291	44.6	2025年4月1日
徳島県	2026年度まで57%	83	82	1,232	662	53.7	2025年4月1日
香川県	2025年度まで40%	61	61	865	372	43	2025年3月31日
愛媛県	2030年度まで45%	152	146	1,551	611	39.4	2025年4月1日
高知県	2025年度まで50%	158	148	1,970	692	35.1	2025年5月1日
福岡県	2025年度まで42%	90	90	1,282	531	41.4	2025年4月1日
佐賀県	2025年度まで40%	96	96	1,356	565	41.7	2025年4月1日
長崎県	2025年度まで40%以上60%以下	59	58	1,045	390	37.3	2025年4月1日
熊本県	2025年度まで40%	117	116	1,753	702	40	2025年3月31日
大分県	2025年度まで40%	102	102	1,830	798	43.6	2025年4月1日
宮崎県	2026年度まで50%	84	84	1,317	565	42.9	2025年3月31日
鹿児島県	2027年度までに40%以上60%以下	91	90	1,726	734	42.5	2025年3月31日
沖縄県	2026年度まで40%	163	155	1,962	682	34.8	2025年4月1日
計		4,690	4,583	67,025	26,348	39.3	
札幌市	2027年度まで40%	89	87	1,725	577	33.4	2025年3月31日
仙台市	2025年度末まで40%以上	139	138	1,939	737	38	2025年3月31日
さいたま市	2028年度まで42%	177	173	2,403	878	36.5	2025年3月31日
千葉市	2027年度までに40%以上60%以下	102	101	1,486	538	36.2	2025年4月1日
横浜市	2025年度まで女性割合40%未満の附属機関数30機関(3人)	217	216	2,739	1,168	42.6	2025年4月1日
川崎市	2025年度まで40%	289	270	4,636	1,628	35.1	2025年6月1日
相模原市	2027年度まで40%	151	142	2,242	799	35.6	2025年3月31日
新潟市	2025年度まで45%	166	164	2,444	1,043	42.7	2024年7月1日
静岡市	2030年度まで40%	128	116	1,565	487	31.1	2025年4月1日
浜松市	2029年度までに40%以上60%以下	62	57	2,142	774	36.1	2024年8月1日
名古屋市	2025年度まで40%以上60%以下	96	93	2,044	722	35.3	2025年4月1日
京都市	2025年度まで35%附属機関等のうち、男女いずれの登用率	209	209	3,275	1,161	35.5	2025年3月31日
大阪市	2025年度まで40%	102	99	2,923	1,063	36.4	2025年4月1日
堺市	2026年度まで45%	76	75	1,315	592	45	2025年4月1日
神戸市	2025年度まで40%	166	141	2,407	819	34	2025年3月31日
岡山市	男女いずれか一方の委員の総数が10分の4未満にならない	66	66	1,182	539	45.6	2025年4月1日
広島市	2025年度まで40%審議会委員における女性の割合を増やす	74	73	1,193	383	32.1	2025年4月1日
福岡市	2025年度まで40%	51	51	859	352	41	2025年8月1日
北九州市	令和10年度までに付属機関ごとに男女比率の均等を目指し	90	90	1,416	703	49.6	2025年6月1日
熊本市	2028年度まで40%～60%	166	147	2,363	779	33	2025年3月31日
計		2,616	2,508	42,298	15,742	37.2	
合計		7,306	7,091	109,323	42,090	38.5	

(5) 一般行政職の職位別、年代、男女別職員数(令和8年4月1日現在)

		職員数				10代			20代			30代			40代			50代			60代			70代		
		男	女	計	女性割合	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
8級	局長級	22	3	25	12%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	16	2	18	6	0	6	0	0	0
7級	局次長級	26	2	28	7%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	2	28	0	0	0	0	0	0
6級	参与級	51	3	54	6%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	3	54	0	0	0	0	0	0
5級	課長級	135	33	168	20%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	11	125	32	157	0	0	0	0	0	0
4級	課長補佐級	214	35	249	14%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	12	71	112	18	130	43	5	48	0	0	0
3級	係長級・主査級	767	354	1,121	32%	0	0	0	0	0	0	280	122	402	342	147	489	118	78	196	26	7	33	1	0	1
2級	主任主事級	361	368	729	50%	0	0	0	153	143	296	164	174	338	20	36	56	21	12	33	3	3	6	0	0	0
1級	主事級	175	151	326	46%	5	3	8	157	140	297	12	6	18	0	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
計		1,751	949	2,700	35%	5	3	8	310	283	593	456	302	758	431	199	629	470	147	617	78	15	93	1	0	1

(注) 「市職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による一般行政職員。

(資料 総務局人事課)

(6) 教育職員(市立小・中学校の正規教育職員)の職位別、年代、男女別職員数(令和8年5月1日現在) ※再任用を含む

		職員数				10代			20代			30代			40代			50代			60代		
		男	女	計	女性割合	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	校長	91	23	114	20.2%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	15	79	27	8	35
	教頭	74	45	119	37.8%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	9	64	43	107	3	0	3
	主幹教諭	29	7	36	19.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	2	19	11	5	16	1	0	1
	教諭	1044	1184	2228	53.1%	0	0	0	223	263	493	369	346	715	177	226	403	106	246	352	169	103	272
	合計	1238	1259	2497	50.4%	0	0	0	223	263	486	369	346	715	201	230	431	181	294	475	173	103	276

(資料 教育委員会教育局教職員課)

2 成果指標に係る数値

第4次静岡市男女共同参画行動計画では、9の基本目標に対して、13の成果指標を定めています。
以下に、その指標の推移を掲載します。

(計画期間: 令和5年度～令和12年度、中間目標値: 令和8年度末時点、目標値: 令和12年度末時点)

●基本目標1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進

- (1) 指標1 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような男女の役割を分けて固定的に考えることについて反対する人の割合

【中間目標値: 80%、目標値: 90%】

年 度	割 合
令和7年度	70.0%

参 考	
令和3年度	68.5%

出典: 男女共同参画に関する市民意識調査(社会的包摂推進課)

●基本目標2 ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実

- (1) 指標2 中学校におけるジェンダー平等に関する啓発活動の実施割合

【中間目標値: 50%、目標値: 60%】

年 度	実施割合
令和7年度	47.6%

参 考	
令和6年度	58.1%

出典: 社会的包摂推進課調べ

※ 調査対象は、静岡市立中学校全学年の普通学級。

●基本目標3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

- (1) 指標3 DV相談窓口(市役所・配偶者暴力相談支援センター)の周知度

【中間目標値: 70%、目標値: 90%】

年 度	知っている人の割合
令和7年度	59.8%

参 考	
令和3年度	56.7%

出典: 男女共同参画に関する市民意識調査(社会的包摂推進課)

- (2) 指標4 配偶者間における「身体的暴力(平手で打つ)」「経済的暴力(家計に必要な生活費を渡さない)」「社会的暴力(他の異性(同性愛者の場合は他の同性)との会話を許さない)」「精神的暴力(「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言う)」を暴力として認識する市民の割合

【中間目標値: 平手で打つ90%・生活費を渡さない80%・他の異性との会話を許さない70%・

「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言う80%、

目標値: 平手で打つ100%・生活費を渡さない90%・他の異性との会話を許さない80%・

「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言う90%】

年 度	暴力の種類	どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合	参考 令和3年度
令和7年度	身体的暴力(平手で打つ)	77.3%	76.9%
	経済的暴力(家計に必要な生活費を渡さない)	75.6%	75.3%
	社会的暴力(他の異性(同性愛者の場合は他の同性)との会話を許さない)	57.8%	57.5%
	精神的暴力(「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言う)	69.8%	71.0%

出典: 男女共同参画に関する市民意識調査(社会的包摂推進課)

●基本目標4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障

(1)指標5 「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という用語を知っている20～50代の人の割合

【中間目標値:30%、目標値:50%】

年 度	知っている人の割合
令和7年度	20.3%

参考	
令和3年度	16.7%

出典:男女共同参画に関する市民意識調査(社会的包摂推進課)

※「言葉と内容を両方知っている」と回答した人と「言葉は知っている」と回答した人の合計

※20代には18歳と19歳の回答を含む

(2)指標6 子宮頸がん、乳がんの検診受診率

【中間目標値:子宮頸がん60%・乳がん47%、目標値:令和8年度に設定予定】

年 度	検診の種類	受診率	参考(令和6年度)
令和7年度	子宮頸がん	38.3%	38.5%
	乳がん	28.0%	30.0%

出典:健康づくり推進課調べ

●基本目標5 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

(1)指標7 ひとり親家庭(母子世帯、父子世帯)の親の非正規就業率

【中間目標値:母子世帯48%・父子世帯12%、目標値:母子世帯45%・父子世帯10%】

年 度	世帯の種類	非正規就業率
令和2年度	母子世帯	51.5%
	父子世帯	15.0%

出典:国勢調査

(2)指標8 「静岡市は困難な問題を抱える人(高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人、性的少数者など)に対する支援が充実している」と思う人の割合

【中間目標値・目標値:調査実施後、目標値を設定】

年 度	割合
令和7年度	20.7%

出典:男女共同参画に関する市民意識調査(社会的包摂推進課)

参考	
令和4年度	39.3%

※令和4年度の数値は「静岡市はセーフティーネットが整備されているまち」だと思う人の割合

●基本目標6 地域における男女共同参画の実現

(1)指標9 自治会・町内会の役員に占める女性の割合

【中間目標値:20%、目標値:20%以上】

年 度	割合	内 訳
令和8年度(4月1日時点)	19.0%	3,663 人中、 695 人
令和7年度(4月1日時点)	17.9%	3,658 人中、 656 人

(内訳)会長

年 度	割合	内 訳
令和8年度(4月1日時点)	6.3%	953 人中、 60 人
令和7年度(4月1日時点)	4.6%	953 人中、 44 人

(内訳)副会長

年 度	割合	内 訳
令和8年度(4月1日時点)	17.1%	1,741 人中、 297 人
令和7年度(4月1日時点)	16.6%	1,743 人中、 290 人

(内訳)会計

年 度	割合	内 訳
令和8年度(4月1日時点)	34.9%	969 人中、 338 人
令和7年度(4月1日時点)	33.5%	962 人中、 322 人

出典:社会的包摂推進課調べ

●基本目標7 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現

(1)指標10 週就業時間50時間以上の雇用者の割合

【中間目標値:男女計20%、目標値:男女計20%以下】

年 度	性別	割合
令和4年度	男性	22.1%
	女性	9.2%
	男女計	16.6%

出典:就業構造基本調査

●基本目標8 労働の場における男女共同参画の実現

(1)指標11 25～44歳女性の有業率

【中間目標値:83%、目標値:85%】

年 度	有業率
令和4年度	83.4%

出典:就業構造基本調査

●基本目標9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

(1)指標12 市の審議会等における女性委員の割合

【中間目標値:40%、目標値:40%以上】

年 度	女性委員の割合
令和8年度	31.5%

出典:社会的包摂推進課調べ

参考	
令和7年度	31.1%

(2)指標13 管理的職業従事者に占める女性の割合

【中間目標値:30%、目標値:30%以上】

年 度	女性の割合
令和2年度	15.5% 49

出典:国勢調査

3 第4次男女共同参画行動計画のモニタリング指標

項目	現状値	担当課等
① 社会における女性の活躍状況について、国際機関が各国を順位付けしていることを知っている人の割合（ジェンダー・ギャップ指数）	43.6% (R 7 年度)	市社会的包摂推進課調べ
② L G B T など性的少数者の認知度	66.0% (R 7 年度)	市社会的包摂推進課調べ
③ 各区女性相談 DV相談件数	399件 (R 7 年度)	市福祉総務課調べ
④ 女性会館相談室 DV相談件数	449件 (R 7 年度)	市社会的包摂推進課調べ
⑤ 自殺による死亡率 (人口10万人あたりの自殺死亡者数)	14.1% (R 7 年)	市精神保健福祉課調べ
⑥ 地域防災会議における女性の割合	18.8% (R 8 年度)	市危機管理課調べ
⑦ 自治会・町内会の三役に占める女性の割合	会長：6.3% 副会長：17.1% 会計：34.9% (R 8 年)	市社会的包摂推進課調べ
⑧ P T A 会長に占める女性の割合	25% (R 8 年度)	市社会的包摂推進課調べ
⑨ 週就業時間60時間以上の雇用者の割合	5.2% (R 4 年度)	就業構造基本調査
⑩ 「職場」における男女の平等感（平等であると感じる割合）	28.5% (R 7 年度)	市社会的包摂推進課調べ
⑪ 放課後児童クラブ待機児童数	11人 (R 8 年度)	市子ども未来課調べ
⑫ 男性の育児休業取得率	48.8% (R 7 年度)	県雇用管理状況調査
⑬ 30代女性の正規雇用労働者率	55.9% (R 2 年度)	国勢調査
⑭ 常用雇用者に占める介護を理由として離職した人の割合	男性：0.09% 女性：0.12% 男女計：0.10% (R 7 年度)	県雇用管理状況調査

（モニタリング指標：目標値の設定が困難であるが、定期的に指標を追って推移を見守る必要があるものについて定める指標のこと）